

予算審査特別委員会

平成16年3月8日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長

森河昌之

委員長

里川宜志子

副委員長

浦野圭司

出席委員

松田正

飯高昭二

西谷剛周

坂口徹

吉川勝義

理事者出席

町長 小城利重 助役 芳村是

収入役 中野秀樹 教育長 栗本裕美

総務部長 植村哲男 総務課長 西本喜一

総務課参事 吉田昌敬 企画財政課長 藤原伸宏

企画財政課参事 野口英治 税務課長 植嶋滋継

住民生活部長 中井克己 福祉課長 野崎一也

健康推進課長 西田哲也 環境対策課長 清水孝悦

住民課長 西谷桂子 都市建設部長 北村光朗

建設課長 堤和雄 建設課参事 今西弘至

観光産業課長 田口好夫 都市整備課長 藤本宗司

教委総務課長 清水建也 生涯学習課長 阪野輝男

上下水道部長 池田善紀 上水道課長 水田美文

下水道課長 谷口裕司 監査委員書記 佐藤滋生

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 開会)

○森河議長 おはようございます。本日、予算審査特別委員会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方には早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託をされました平成16年度斑鳩町一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時02分 再開)

○森河議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長には里川委員、副委員長に浦野委員を互選されましたので、お2人にはよろしくお願いいたします。

ここで、委員長と交代のため、暫時休憩いたします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。浦野副委員長とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、理事者各位におかれましても、的確な説明、答弁をされるように努めていただき、スムーズな審査ができますようお願いをさせていただきます。

また、委員各位におかれましても、どの資料の何ページにある項目かをできるだけお示しいただきながらご質問をしていただきますと、これもまたよりスムーズな運営をさせていただけると思いますので、どうぞご配慮の方、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名させていただきます。

浦野委員、松田委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

初めに、町長のあいさつをお受けしたいと思います。小城町長。

○小城町長 おはようございます。去る3月1日の本会議から付託されました議案の第9号、平成16年度斑鳩町一般会計予算について、議案第10号、議案第11号、議案第

12号、議案第13号、議案第14号の各特別会計予算と、議案第15号の水道事業会計予算について審議をお願いするわけでございますけれども、施政方針でも申し上げましたように、ことしの一般会計予算は総額92億4,000万円ということで、前年度と比較して8億6,000万、10.3%の増額となっています。この総額が、過去に借り入れた減税補てん債の借り換えも含んでおりますことから、実質的予算は86億1,810万円となり、前年度と比べますと2.8%、2億3,810万円の増額となります。また、特別会計では、企業会計7会計を合わせまして、総額予算が170億8,810万円となっております。前年度と比較して9億7,918万円、6.1%の増となっております。

この関係等について、委員の皆さんの慎重審議を得まして、きょうから3日間でございますけれども、慎重審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますことを心からお願いいたしまして、開会の言葉とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○里川委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、本会議から付託を受けました議案第9号、平成16年度斑鳩町一般会計予算について、議案第10号、平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第11号、平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第12号、平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第13号、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第14号、平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第15号、平成16年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上7議案を一括上程し、議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りしたいと思います。

まず、一般会計について審査することとし、理事者から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けたあと、これに対する質疑を行い、次に歳出については、第1款から各款ごとに説明、質疑を順次行うこととして、一般会計の審査を行い、次に各特別会計の審査については、会計ごとに全体の説明を受けた後、それぞれ質疑を行うことで審査を進めていきたいと思っております。

このような順序で行っていききたいと思います。委員皆様、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 はい、ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。

まず初めに、議案第9号、平成16年度斑鳩町一般会計予算についての審査に入りま

す。

総括説明と歳入全般についての説明を求めますが、本会議初日に町長から施政方針並びに提出議案説明を受けていますことから、それらを前提に説明をお受けしたいと思えます。よろしく申し上げます。植村総務部長。

○植村総務部長

それでは、議案第9号、斑鳩町一般会計予算の総括説明をいたします。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第9号、平成16年度斑鳩町一般会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、一般会計予算書に基づきまして、ご説明をさせていただきますので、その前に、本町の財政事情等についてご説明を申し上げます。

平成16年度における本町の財政事情は、歳入面では長引く経済不況による町税の減収、国の三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税総額の減額など、これまでにない極めて厳しい状況にあります。平成16年度の特例債を除く一般財源総額は、前年度と比較して4億841万6,000円、6.6%の大幅な減となっております。

一方、歳出面においても減税補てん債6億2,190万円の借り換えを除く義務的経費につきましては、6,666万8,000円、1.8%の減となったものの、扶助費は少子高齢化の進展により引き続き増加しており、そしてJR法隆寺駅周辺整備、都市計画道路法隆寺線を初めとする都市基盤の整備、教育への取り組み、住民の健康対策、環境問題への対応、そのほか各分野において相当額の財政需要額があることから、大幅な財源不足が生じたところでございます。このため、臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な町債を確保する一方、事務事業経費のさらなる見直し等を断行するなどしてその対応に努めましたが、なお不足する財源につきましては、やむを得ず公共施設整備基金、都市計画事業整備基金の活用などにより財源を捻出し、収支の均衡を図ることといたしました。

このように、かつてない厳しい財政環境の中ではありますが、限られた財源の中で行

政サービスの維持向上に努めていくため、真に優先度の高い施策、事業に重点的な配分を行い、今求められている行政課題に果敢に取り組み、第3次斑鳩町総合計画に掲げた主要施策の着実な推進を図ってまいります。

以上、簡単ではありますが、本町の財政事情についての説明とさせていただきます。

それでは、お配りいたしております一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページについて、朗読をもちまして御説明をさせていただきます。

#### 平成16年度一般会計予算

平成16年度斑鳩町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ92億4,000万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

というもので、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為でございます。第2表で、債務負担行為の予算にかかります事項、期間及び限度額について定めております。その内容については、2カ年で取り組みます事業で、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金と、斑鳩町土地開発公社に依頼しております都市計画道路事業用地取得等にかかる事業の債務の負担となっております。

以上が第2項の債務負担行為の説明でございます。

次に、地方債でございます。もう一度1ページへお戻りいただきたいと思います。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるということで、これについては10ページでございます。お開きいただきたいと思います。

第3表の地方債でございますけども、この第3表で起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、定めておるものでございます。その内容について、ご説明させていただきます。予算書の45ページをお願いいたします。

初めに、第1目の農林水産業債では、ため池整備事業債といたしまして県営事業に取り組んでいただいております天満池事業への県への負担金にかかります町債660万円を計上いたしております。これにつきましては、起債充当率90%、交付税の措置率30%を見込んでおります。

また、土地改良事業債といたしまして、農道整備等にかかります町債3,200万円を計上いたしております。これにつきましては、資金手当として借り入れいたすものでございまして、起債充当率は70%としております。

次に、第2目の土木債でございます。地方特定道路整備事業債といたしまして、法隆寺線整備事業にかかります町債、1億5,300万円を計上いたしております。これについては起債充当率90%、交付税の措置率は30%と見込んでおります。また、まちづくり総合支援事業債といたしまして、法隆寺藤ノ木線整備事業にかかります町債550万円を計上いたしております。これにつきましては、起債充当率51%、交付税の措置率12.5%を見込んでおります。

JR法隆寺駅周辺整備事業債といたしまして、JR法隆寺駅の駅舎橋上化等にかかります町債4億9,500万円を計上いたしております。これにつきましては、資金手当として借り入れいたすものでございまして、起債充当率を75%としております。

次に、第3目の教育債でございますが、中宮寺跡史跡用地購入事業債といたしまして、史跡中宮寺跡の史跡用地の購入に係ります町債1億8,590万円を計上いたしております。これにつきましては、起債充当率が100%で、後年度の元利償還に際しまして、国、県から合わせまして90%の補助を受けられる仕組みとなっております。

次に、第4目の臨時財政対策債でございます。引き続き地方負担分の地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例といたしまして発行される臨時財政対策債4億9,000万円を計上いたしております。この臨時財政対策債の元利償還相当額につきましては、その全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものとなっております。

最後に、第5目の減税補てん債につきましては、恒久的減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される本年度影響分4,550万円と、平成7年度及び8年度に借り入れております借り換え分6億2,190万円を計上いたしております。

以上、町債の合計といたしまして、20億3,540万円となり、前年度と比較いた

しまして9億1,160万円、81.1%の大幅な増となっております。なお、町債残高の見込みにつきましては、最後のページであります後ろのページをごらんいただきますと、一般会計における平成16年度末の町債残高につきましては、92億9,709万2,000円となる見込みであります。水道事業、公共下水道事業合わせました合計の残高は、166億4,702万4,000円となる見込みとなっております。

それでは、1ページにもう一度お戻りいただきたいと思います。

一時借入金でございます。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は20億と定める。

次に、歳出予算の流用についてでございます。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、一般会計歳出予算からご説明申し上げます。

歳出予算の各費目の詳しい説明については、後ほど各部長の方からご説明申し上げますが、私の方からは簡単に予算の目的別に沿って、前年の予算額との比較とその主な事業、そして性質別の主な増減についてご説明をさせていただきます。

それでは、予算書の13ページをお願いいたします。恐れ入りますが、平成16年度予算関係参考資料の3ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、第2款の総務費でございますが、9億3,005万9,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、1億2,637万2,000円、12%の減となっております。主な取り組みについては、コミュニティバスの運行1,050万円、男女共同参画社会づくりの推進175万7,000円、女性総合相談の実施53万6,000円、OA化の推進5,009万円、難読町村サミットの開催300万円、大和猿楽サミットの開催170万円、憲法十七条制定1400年記念事業の開催8万円、木造世界遺産の活用160万円、青少年健全育成の推進242万2,000円を計上しております。



第3款の民生費についてでございますが、16億5,981万5,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、3,580万1,000円、2.2%の増となっております。

主な取り組みについてでございますが、社会福祉協議会との連携ということで4,747万7,000円、国民健康保険事業への支援7,275万円、在宅介護支援センターの充実など、高齢者福祉の推進で1億1,197万4,000円、老人保健への支援1億2,698万5,000円、医療費の助成1億45万2,000円、人権問題の啓発153万1,000円、障害者支援費制度などの障害者福祉の推進2億5,917万8,000円、介護保険事業への支援1億8,862万1,000円、児童手当の給付1億1,689万6,000円、保育体制の充実などの児童保育の推進で3億2,137万8,000円を計上いたしております。

次に、第4款の衛生費でございます。10億5,110万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、3,494万9,000円、3.2%の減となっております。

主な取り組みでございますが、愛と輝き夢フェスタの開催で200万円、高齢者インフルエンザ予防接種などの感染症予防の対策で3,163万円、乳児健診などの母子保健の推進444万6,000円、基本健康診査などの健康づくりの推進で5,694万5,000円、ISO14001の推進啓発などの環境対策230万1,000円、ごみの減量化、資源化、衛生処理場の経営管理などのごみ、し尿の処理で7億3,045万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次、農林水産業費でございますが、1億5,916万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしますと125万6,000円、0.8%の減となっております。

主な取り組みでございますが、産業フェスティバルの開催で180万円、農道等の改良事業への対応で1億333万円、生産調整推進対策の推進で692万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第6款の商工費でございます。1億4,379万6,000円を計上しており、前年度の予算額と比較いたしますと、2,355万、19.6%の増となっております。

その主な取り組みでございますが、シルバー人材センターの充実といたしまして1,043万円、商工会に対する支援で1,300万円、債務保証による支援体制の整備で

330万6,000円、観光協会に対する支援で950万円、観月祭の開催で345万円、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催で500万円、緊急地域雇用創出への対策で4,495万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に第7款の土木費でございますが、17億8,295万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして6億6,686万2,000円、59.7%の増となっております。

その主な取り組みでございますが、道路の新設改良で2億4,004万8,000円、法隆寺線の整備で2億765万9,000円、公共下水道事業への支援3億4,866万5,000円、法隆寺藤ノ木線の整備で1,363万円、景観形成作物の栽培で325万2,000円、JR法隆寺駅周辺整備の推進で7億33万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第8款の消防費についてでございますが、3億2,084万6,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1,079万3,000円、3.3%の減となっております。

その主な取り組みでございますが、西和消防組合との連携といたしまして、2億8,486万7,000円、消防団の運営といたしまして1,723万6,000円、消防操法大会の出場といたしまして400万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第9款の教育費でございます。10億1,202万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして2億3,288万9,000円、18.7%の減となっております。

その主な取り組みでございますが、小中学校講師の配置で1,889万6,000円、学校いきいきプランの実施で155万5,000円、小中一貫教育の調査研究で50万円、新規格机、いすの導入で646万7,000円、学校図書の本の整備で265万7,000円、情報教育の推進で2,813万8,000円、総合的な学習の推進で150万円、日本伝統文化の学習で100万円、斑鳩の里文化芸術祭の開催で220万円、町内遺跡の発掘調査保存で700万1,000円、史跡中宮寺跡の整備で1億8,656万2,000円、古文書の保存整備で200万3,000円、図書館サービスの充実で1,217万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第11款の防災費でございます。20億3,460万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、5億5,461万2,000円、37.

5%の増となっております。これにつきましては、減税補てん債の6億2,190万円の借り換えを実施するために、大幅な増となったものでございます。平成14年度までの借り入れを行った町債の元利償還と平成15年度借り入れを見込んでいる町債の利子償還及び一時借入金の利子を計上いたしております。

続きまして、性質別において前年度の予算額と比較して大きく増減したものについてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、平成16年度予算関係参考資料の13ページをごらんいただきたいと思います。13ページでございます。

初めに、義務的経費では42億8,265万3,000円、前年度と比較いたしまして5億5,523万2,000円、14.9%の増となっております。このうち減税補てん債の借り換えを実施いたしますことから、平年度ベースと比較いたしますと、6,666万8,000円、1.8%の減となっております。義務的経費のうち、人件費、公債費については減少いたしておりますが、扶助費にありましては引き続き増加する傾向にございます。

次に、経常的経費でございますが、34億1,886万円、前年と比較いたしまして2,441万3,000円、0.7%の増となっております。経常的経費のうち、物品費につきましては、経費全般にわたって事務事業経費の見直し等を断行した結果、前年度予算額を7,758万6,000円、4.7%下回ることとなりました。しかしながら繰出金につきましては、高齢化の進展、公共下水道事業へのさらなる対応により、各特別会計への支援は引き続き増加し、4,182万8,000円、5.2%の増となっております。また維持補修費についても、衛生処理場、鳩水園への施設の対応、道路維持管理の充実により7,825万1,000円、54.9%の増となっております。

次に、投資的経費につきましては、15億709万円、前年度と比較いたしまして2億9,830万1,000円、24.7%の増となっております。これは地域集会所施設整備の支援、法隆寺藤ノ木線の整備、駒塚古墳等の整備が減額となったものの、JR法隆寺駅周辺整備の推進、法隆寺線の整備が増額となったため、そういった増となっておりますのでございます。

以上、簡単であります。目的別、性質別により歳出予算の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計歳入予算についてご説明申し上げます。予算書の14ページをお願いいたします。

予算関係参考資料の4ページから10ページにかけてもあわせてよろしく願いいたします。

初めに、第1款の町税でございます。町税全体につきましては27億3,690万円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、1億150万1,000円、3.6%の減となっております。長引く経済不況を反映いたしまして、大変厳しい状況となっておりますが、引き続き課税客体、課税標準等の的確な把握や確実な滞納整理を行い、その確保を図ってまいりたいと考えております。各税目ごとに、前年度の予算額との比較についてご説明させていただきますと、第1項の町民税につきましては12億180万円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、1億4,640万円、10.9%の減となっております。

次に、15ページの第2項の固定資産税でございます。11億8,670万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、2,970万円、2.6%の増となっております。第3項の軽自動車税につきましては、3,000万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして70万円、2.4%の増となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

第4項たばこ税については、1億8,500万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較し1,500万円、8.8%の増となっております。

第5項の都市計画税については、前年度とほぼ同額の1億3,340万円を計上いたしております。

続きまして、17ページから18ページをごらんいただきたいと思います。

第2款の地方譲与税についてであります。地方譲与税につきましては、三位一体の改革による税源移譲により、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置といたしまして、所得譲与税が新たに譲与されることから、1億2,530万円を計上いたしております。前年度の予算と比較いたしまして5,170万、70.2%増となっております。第1項の取得譲与税では4,780万円、第2項自動車重量譲与税では5,790万円、第3項地方道路譲与税では1,960万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、19ページでございます。

第3款の利子割交付金についてであります。4,200万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して160万円、3.7%の減となっております。これにつ

いては、低金利時代を反映した予算計上といたしております。

次に、同じく19ページの第4款の配当割交付金、20ページの第5款の株式譲渡所得割交付金については、平成15年度の税制改正において、貯蓄から投資の改革に資する金融証券税制の軽減、簡素化に伴い、新たに創設されたものでございます。その初年度といたしまして、県予算の動向を見る中で、配当割交付金で800万円、株式等譲渡所得割交付金で400万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、同じく20ページの第6款の地方消費税交付金でございます。1億6,850万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して730万円、4.2%の減となっております。これにつきましては、平成15年度交付見込額、そして地方財政計画等をもとに算定いたしておるものでございます。

次に、21ページ、第7款のゴルフ場利用税交付金でございます。4,450万円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして350万円、7.3%減となっております。これにつきましては、ゴルフ場の業界の厳しい経営運営状況を反映した予算計上といたしております。

続きまして同じく21ページの第8款の自動車取得税交付金でございますが、4,280万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較し150万円、3.6%の増となっております。これにつきましては、平成15年度交付見込額、そして地方財政計画等をもとに算定し計上いたしておるものでございます。

次に、22ページ第9款の地方特例交付金についてでございます。1億2,160万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、2,520万円、17.2%の減となっております。これについては、恒久的な減税に伴う地方税減収見込額の一部を補てんするために交付されるものでございます。

同じく22ページの第10款地方交付税についてでございますが、22億3,900万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、3億9,400万円、15%の減となっております。三位一体の改革による地方交付税の改革により、普通交付税では平成9年度以降、20億円台でありました交付額がその大台を大きく割り込み、19億5,900万円の計上となり、特別交付税でも2億8,000万円となっております。なお、予算関係参考資料の11ページに平成15年度決定額と比較した資料を添付しておりますが、普通交付税につきましては、平成15年度交付決定額と比較して、7,868万9,000円、3.9%の減となっております。

次に、23ページでございます。第9款の交通安全対策特別交付金でございますが、前年度の予算額とほぼ同額の420万円を計上させていただいております。

同じページの第12款の分担金及び負担金でございますが、同じページの、23ページの第1項の分担金でございますが、農林水産業費分担金といたしまして2,705万4,000円を計上いたしております。これにつきましては、農道整備等の土地改良事業に係ります分担金でございます。

次に、24ページお願いいたします。第2項の負担金につきましては、8,513万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額といたしまして146万6,000円、1.8%の増となっております。その内訳につきましては、総務費負担金で、斑鳩ため池土地改良区総代選挙にかかります事務費負担金102万9,000円、民生費負担金では保育園保育料等8,410万4,000円を計上いたしております。

次に、25ページから28ページにかけてでございます。

まず、第13款の使用料及び手数料でございます。これにつきましては、25ページから26ページでございますが、第1項の使用料につきましては、各施設使用料、幼稚園保育料として1億5,663万円、27ページから28ページ、第2項の手数料については、ごみ処理、し尿処理手数料、各種証明手数料を中心に7,953万円をそれぞれ所要の件数を見込み経常させていただいております。

次に28ページから31ページでございます。

第14款の国庫支出金についてであります。国庫支出金全体といたしましては、3億5,939万円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較いたしまして、983万5,000円、2.7%減となっております。その主な内訳につきましては、28ページから29ページでございます。第1項の国庫負担金で、保育園の運営にかかります保育所運営費負担金が三位一体の改革によりまして3,452万9,000円の減額となったものの、児童手当に係ります国庫負担金が、制度の拡充により2,516万2,000円の増額としまして、これが253万8,000円、1.1%の増となっております。

次に、30ページから31ページにかけてでございます。

第2項国庫補助金で、障害者居宅介護等支援費補助金、JR法隆寺駅周辺整備事業に活用いたします交通安全施設等整備事業費補助金などが増額となったものの、法隆寺藤ノ木線の整備にかかりますまちづくり総合支援事業費補助金、小学校校舎の耐震補強に

かかります学校施設整備費補助金、史跡藤ノ木の用地先行取得にかかります史跡用地先行取得償還費補助金の減額によりまして、1,047万3,000円、1.6%の減となっております。第3項の国庫委託金でございますが、三位一体の改革によりまして児童手当事務費交付金、扶養手当事務取扱交付金が減額となったことから、前年度の。予算額と比較いたしまして190万円、19.6%の減となっております。

次に、32ページから37ページにかけてでございます。

第15款の県支出金でございます。県支出金、全体といたしましては3億2,450万7,000円を計上いたしております、前年度の予算額と比較して、2,379万8,000円、6.8%の減となっております。

その主な内訳といたしましては、32ページから33ページの第1項県負担金で、国庫負担金と同様にありまして、児童手当にかかります県負担金が増額となったものの、保育所運営費負担金、県民税取扱負担金などが減額となったことから、917万9,000円、6.6%の減となっております。

33ページから36ページの第2項の県補助金でございますが、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金が増額となったものの、地域活性化統合補助金、市町村消防施設整備費補助金などが減額となることから、936万7,000円、5%の減となっております。次に、36ページから37ページにかけてでございますが、第3項の県委託金では、統計調査費委託金、市町村事務処理交付金が増額となったものの、選挙委託金、生産調整推進対策費委託金の減により483万2,000円、20.7%の減となっております。

次に、37ページから38ページでございます。第10款の財産収入でございますが、第1項財産運用収入につきまして、普通財産の貸付に伴います使用料と、各基金にかかります利子で153万1,000円を計上いたしております。

次に、38ページの第17款寄附金でございます。開発指導要綱の改正に伴い、公共施設等の整備に対する協力費の廃止を、平成16年4月1日から施行いたしますことから、名目予算のみ計上といたしております。

次に39ページ、第18款の繰入金でございます。3億8,787万3,000円を計上しており、前年度の予算額と比較して、3億7,957万3,000円の大幅な増となっております。第1項の基金繰入金で町税の減収、交付税改革によります地方交付税、臨時財政対策債の減額などに対応するため、本年度につきましてはやむを得ず、公共施

設整備基金から1億7,500万円、または都市計画事業の財源として都市計画事業整備基金から2億600万円などの基金繰入金を計上いたしております。

同じく39ページの第19款の繰越金につきましては、平成15年度予算の決算見込みを見る中で、2億円を計上させていただいております。

次に、40ページから44ページについてでございます。第20款の諸収入についてであります。諸収入全体といたしまして4,615万1,000円を計上しており、前年度の予算額と比較いたしまして2,402万4,000円、108.6%の増となっております。これにつきましては、土地調査受託料、土地改良施設維持管理適正化事業費交付金、市町村振興宝くじ交付金などが増額となったことによるものでございます。

45ページ第21款町債については、先ほど説明させていただきましたので、省略とさせていただきます。

以上、簡単でございますが、一般会計予算の総括説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○里川委員長 一般会計についての総括説明と、歳入全般についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしていきたいと思っております。松田委員。

○松田委員 今年、三位一体の改革、いわゆる補助金の削減、税源の移譲、地方交付税の見直し、議会としても同時に進めてきたということで、結合した、意見書を提出している状況もあるわけですが、ことしの国の地方財政計画では、三位改革のうちの地方交付税の見直しだけが先走って実施をされたというふうに思うんです。そういうことで、各自治体の予算編成の状況を新聞など、マスコミを通じて承知をする限りでは、いわゆる基金の切り崩しなど行って、四苦八苦してきていると、まさにこの綱渡りの財政運営が行われていると、こういうふうに言われている。

ところが、この斑鳩町の一般会計の予算を見まして、私は余り緊迫感がないんじゃないかなという感じがしてるわけです。しかも、全体が予算減額という状況で、非常に切り詰めた内容が見受けられるんですけど、斑鳩町の場合、必ずしもその切り詰めている状態というふうに私は見ないんです。

これが初年度である限りにおいて、一体今後、あと2年間、どういう審議をたどるのかなということで注目もしてきたわけですが、先ほどのご説明がありましたこの一般会計の性質別明細書を見ましても、全体的な町の予算の編成の動向を見ますと、公共事業費ですか、と人件費が主としてメスを入れる大きなファクターになっていると思う。



ところが、この明細書を見る限り、斑鳩町の場合、必ずしも人件費で大なたを振ったということでもない。むしろ公共事業の関係については増えている状況であるし、というふうに思うんです。そういつてしかも何よりも、この緊迫感がないような印象を受けさせているというのは、私は説明が不十分なのかもわからんというふうには思うんですけれども、その関係では、なぜこの財政の緊迫なこういう状況の中において、減税補てん債の7年、8年度の借換えをことし行っている。ということで非常に大きくなったんだというふうに言っているんですけど、この減税補てん債の借換えを、なぜこの7年度と8年度の分をことし行わなければならなかったのか、あるいはどういう、このことについてはどうなるんだということの説明がないと思うんです。ただ減税補てん債があった中にこうなった。実質的にはそうと違うというようなことを言ってますけども、こういう面については少なくとも、実は私の方が資料の見方が悪いのかもわかりませんが、いろいろ資料は出してくれてるんですけども、いわゆるこういう関係であらわすなら、いわゆる年度ごとにずっと幾ら借りてて、幾らここに利率が何ぼあってという感じ、ずっと累積したものを出してくれないと、本当の判断はできないと思うんですよ。7年、8年換えて、後はどうなってるんやと。どこでどんな、累積数字はわかりますよ。ところが、その年度ごとの関係というのは全然わかってないということなどがあるし、そういう苦しい状況の中での借換えも、借換えすることによってどうよくなったのか、悪くなったのか。あるいはどうしてもそれが規則的に、ことしは、やらなければならないということになってるかなど、ということについては、一般にわかりにくいと思うんです。そういう面についてもきちっとお話してほしい。いわゆる減税補てん債、7年、8年でありますけれども、年度の関係についてどうなってるのかという関係ですね。こういう面が明確でない。今後、どういう形になってくるのかという関係が、やっぱり明らかになってこないといかんと思うんです。特にこの15年度の関係の減税補てん債の場合については、もう格段の違いがある訳ですよ。だから、そういう面で比較してみても、なぜそうなったのかということ、なぜあれはそうなるのかということ、明らかではないというふうに私は思いますので、その辺について説明をしてほしいのと同時に、16年の場合、借り入れている関係が一体どうなってるんやという関係の推移というものを明確にわかるような資料があれば、もう1つはつきりするのかなというふうにも思います。

それから、先ほど言いましたように、この予算編成の各自治体の関係が人件費が落ち、

他に削ったり、何かちょっと大なたを振ってるんですけども、この明細書を見る限りにおいては、余りそういうことが、出てるように見えません。そこで、給与全体を公務員に準拠してということですから、下げてることはわかるんですけども、その分は出てるけども、一方でこの全体的に見ていくと増えているという関係ですから、いわゆるこれは監査の意見書にも書いて、代表監査委員が特に指摘をしておいでになることでもあるんですけど、正職員、職員の関係でも、正職員の数とそしてそれを補う、数は増やしてないけれども、それを補う関係での臨時職員というのがふえていく傾向があるということによって、人件費を削減した、削減したというふうに言っているけれども、何かいびつな感じがするなというふうなことを言っておりますし、そのことをちょっと予算書で対比をしてみようと思ってもなかなか対比できない状態に、仕組みになっているということから、非常にわかりづらいんですけども、こういう関係が一体どうなっているのかということも、この明細書を見る限りにおいては余りわかりません。そのことが出ていません。そういう関係について、義務的経費にしろ、経常的経費にしろ、出てない。

ところが、こうして経費の関係で、事業の関係についてはふえているということなんです。全体的には今、公共事業というのはみんな削減をしていく傾向なんですけど、斑鳩町の場合は削減していないということになっています。そしてその部分の財源をどこに求めているかということになりますと、幸いにして斑鳩町は基金全体でいくと35億ほどありますけれども、そのうちの約3億は都市計画税と積立金の関係で見ているということで、これは年度によっては、年度当初の関係は借り入れて、取り崩しということを書いてますけれども、年度末になってくると、たまたまそういうことが剰余金によって、ああ余ったから返すという関係になってきてるから、そういう作業とよう変わらんと、今度の場合のやり方も、というように私は見るんです。そういう意味で、果たしてこれでいいのかなど。そして、そのこういう状態を、本当に緊迫感を感じた状態ということでない、意外と斑鳩町、そうでもないんじゃないかと。そして公共事業を削ったほどでもないし、人件費も削ってないし、そしてまさにこの困難である、困難で限られた状態と言いながらも、結局は例年より予算も上回っているというふうな印象を与えて、そう心配したものでもないやないかという印象を強く与えているような感じが私はするんです。この辺について、どうお考えになっているんだろうかというふうに思います。

それから、行革の関係でいろいろなこと言われてきて、この予算書全体を見て、どこを特に重点を置いて削減するところは削減したんやという関係が、明確でないんですね。

目玉になるようなやつ。それでもなおかつ、これはやらなければならないという関係で、予算組みやっていく、その整理の関係についてはわからんではないんですけども、もうひとつの関係などについては、まあ言うたら置きかえたんでしょうか、これはいろいろな事情があつて組めないということはわかるんですが、それはいさぎよく思い切ったということで予算を計上しないという、立場というのは私は理解するんですけども、そうかといって、この関係でも非常に大きなファクターという、前年も言いましたけども、せつかく軌道に乗ったから、今さらそういうことになるまいというふうに思うんですけども、斑鳩町特有の面でありますのは、いわゆる史跡地の用地取得、公有化の問題ですね。この関係についてはもう依然として計画どおり進めようとしてるんですが、そのことが悪いというんじゃないんですけども、よほどこの辺についても、今なぜなのかという関係の、十分な説明をしていただかないと、なかなか納得してもらいにくい形もあるんじゃないかなというように思います。そういった意味あいから、具体的な内容に入ってそれぞれのところでお聞きをしていこうと思いますけども、そういった面が特に印象的に、何かこう16年度予算を見ましたときに、感覚として受けとめるんですけども、その辺について、私の認識違いがあれば認識違いであることを指摘をしていただいて結構なんですけども、私はそういう印象を受けてものを見させていただく、この辺についていろいろ抱えてはいるんですけども、そういうふうに率直に切迫感がほとんど感じられない。極めて、これであれば通常と変わらんというような感じですけど、結構なこつちな、斑鳩町は、という印象を強く私は持つんですけども、そういう立場でこれからあとの各項目の審議をさせていただいていいのかどうかということがあるんです。

さらに、特に私はそういうことを申し上げたのは、合併問題の関係について、このままいったら必ず地方は潰されてしまうんやと、だから大きくしていかないかんのやとばかり、こう言うてるんですから、こういう関係ならあえてそういうことを考えんでもええなというふうにも思われたりしますから、特にことしのこの予算の関係については、私は注目をしながら眺めているんですけども、そういった面について聞かせてもらえるなら、聞かせてください。

債務負担行為の関係とか地方債の関係を見ましても、減っているというよりも、むしろ債務負担行為の関係なんかについて出てますし、地方債の関係というのは変わりながらふえている状況ですね。だから、そういった面から見ますと、それなりにこうなって、

あえてどこに力を入れて減らそうとしてるのかなというのがない一つも、というように見られると思うんですね。そういう意味で、私はきょう、特に今までこういった関係で持ってこないんですけども、15年度の予算書と対比をして、並べながら、何かそういうところの関係については以前と変わってないなというふうに思いますので、説明していただけたらと思います。

○里川委員長 小城市長。

○小城市長 今、松田委員のご指摘のように、確かに国の財政事情等から考えますと、当市の斑鳩町の財政そのものについて、確かに厳しいことは厳しいと言いながら、財政的にこういう予算を組ませていただいております。私はやっぱりこの関係等については、監査委員も指摘されるように、斑鳩町の場合は、議会と町と提案をいたします中で、非常に議論を戦わせながらやってまいりましたし、そういう点では、ある程度、職員が、あるいはそういう点で予算を組む段階において、そういう厳しさを考えない、あるいはそういうこと等、ある程度、斑鳩町の場合、先ほどおっしゃったように、仮に基金を取り崩しても、途中で、年度で補正があって、それを最終的に今度組んで、基金をまた崩すとかいうことができるという、斑鳩町、ある程度割と恵まれたというのか、そういうことを職員自身もその厳しさという部分をしてこなかったこともございますし、ある程度、要求されたものすべて、予算を出してくる。そして私がいつも申し上げるのは、入があって出があるわけですが、もう職員というのは、もう必ず予算要求というのはもう出を考えて何ぼでも出してくる。その中で我々がある程度、精査をしながらするわけですが、そういう点から割と斑鳩町の財政基準等、いろいろ考えますと、恵まれてきたということは確かにお願いしていただくと、厳しさが無いということも、そういう点であらわれております。

そういうことを考えますと、やっぱり監査委員が指摘されるように、やっぱり何か改革、変革する、改革するということがやっぱり一番大事だろうと思います。今まさに三位一体の改革の中で、そういう厳しさを出していくこと自体が、やっぱり後についてもある程度助かってくるのではないかと。これでいきますと、やっぱりまだこれから、総合福祉会館とかいろいろ関係を考えますと、なお一層厳しさを増すわけですから、私はやっぱりこの平成20年以降が非常にやっぱり厳しいのではないかと考えておりますけれども、そういう中で今、そういうことを考えなかったらやっぱりそういうことができない。そういう体質、今、我々が抱えている体質、甘えということもあろうと思います

けれども、やっぱりそういうことを出し切らなかつたら、なかなかそう簡単にいかない。私はやっぱり今、まさに厳しさというのはどこで削っていくか、どこで人件費を設定するか、監査委員さんをご指摘されているように、職員は定数よりもかなり削減しているものの、臨時職員が増えているということの返事を考えなかつたら、必ず職員の補充を臨時で賄うんだというんじゃないしに、やっぱりそういう適正な規模、そういうものを重々に把握する、職員がそれを全うするということが一番大事だろうと思いますし、今、ご指摘の点については、我々反省をする点もあろうと思いますけれども、平成16年度に対しましては、そういう点で我々努力した中で、92億4,000万ということで、ほかから比べますと、非常に斑鳩町の場合は予算的に、総合福社会館もないのに、92億4,000万円という予算を組ませていただいたということもございますけども、そういうことを反省をしなかつたら、いずれやっぱりそういうことも必ずある。やっぱり皆さん方、我々話しする中では、隣の安堵町の島田町長あたりは、もうお前とこの議員さんというのはいくらやましいかと、我々としてはやっぱり絶えずその税収そのものが入ってこないと、それに斑鳩町の場合は27億まだあるというのは、非常に恵まれたというのか、そういう職員の体質が非常に、そういう点では恵まれているのかなということがございます。確かに、ご指摘のように、そういう厳しさがないということについては、我々としては反省をしなければいけないかと考えております。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 史跡地の公有化についてでございます。これも国の三位一体でいろいろ財源不足というようなことを言われております。そうした中で、この補助金につきまして、8割までが国の補助対象になっていると、こういうことから、こうした高額の補助金というのは、これからの財政状況の中でキープするわけでございます。幸い、中宮寺の公有化につきまして、国の方で購入についての許可をいただいたと、こういうことでございます。この機会に公有化を図っていくことが、今後の財政状況から見まして、非常にいいのではないかなと、こういうことで中宮寺史跡については3年間で計画どおり買収させていただくというような予算を計上させていただいております。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 減税補てん債についてお答えいたします。

平成7年度、8年度分につきましては、借入をしましたときに、通常ですと元利均等償還という形に償還をされます。そしてその元利償還金に対して交付税算入されるとい

うのが通常の取り扱いでございますが、平成7年度、8年度に関しましては、16年度の一括償還ということで、その間につきましては利子払いのみという形でございます。この一括償還につきましてどのように取り扱うかということで、16年度につきましては借り換えを行うというふうに国の方で受入されたものでございます。この借り換え分につきましては、通常の場合と同様、元利償還金の支払いという形になろうかと思いません。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 この7年度、8年度のこの償還の関係ですけど、これは仮に今言われたような関係でありますと、降って湧いた訳ではないわけですね。この計画的償還していかないといけないという関係になってくるはずですから、そうするとずっとそのことが今までに知らされているわけですから、ある日突然出たような格好なんですよ。そして一体、今までから私どもは言ってるんですけど、政府借入金の関係についても利率が高くつくと、何とか支出で下げていく、あるいは借りかえをしてもと、それはできませんということをいろいろ言ってきた状態ですよ。それでしかもこういう時期の関係というのは非常に利率が高いときの関係だと思うんですよ。ですからこの、そういう面で一括、打て返してしまうと、いろいろ今のような財政の非常に厳しいとかなんとか言われておるときに、こういう関係、ちょっと待って、じゃあ今後こういう関係というのは、斑鳩町でやっとなやつもあるんだろうかということを見ようとしたら、ちょっと年度ごとのやつを出してもらわんとわからんわけですよ。そして前も言うてましたように、これはどこで借りた起債やから償還せないかんという関係を念頭に置いた上で予算を眺めていかないと、僕は判断つかんと思うんですよ。そしてえらいことやというて、そんなん初めからわかってますやないかとある人は言うでしょうし、我々初めて聞いたと、えらいこっちゃと。3億も4億もということになってきたら、でしかも6億でしょう。だからそういう関係については僕はきちっとしておかないと、なぜ今の時期にと、こういうふうになってくるのと一緒だと思うんですよ。そしたらもう少し、三位一体の関係についてちゃんとした関係をしてくれたら払えるけども、払うもんとか返すもの関係に至ってはもうしゃにむに、問答無用でやってくるというようなことに、果して納得できるかというところできないと思うんです。ですから、あまり担当者の専門的な関係でものをいうんじゃないで、一般市民にわかる状態で、なぜこのことはこういうふうにしなきゃならなかったのかという関係と、それがわかる資料と、今後こうなりますよという関係につ

いて、できるだけやっぱり明らかにする必要があるんじゃないかというように、私は思うんです。

だからこのところは、今度の関係で、この予算を見ただけでも、90何億なんていうたら、べらぼうだというふうに思うんですよ。私は、個人的には昨年とちよぼちよぼかなと、暫定予算が組めたらいいなど、それでもかなりこの血のにじむような思いをしなければそこまでいかんだろうなというふうに思ってたんやけど、案外さっと、去年よりも2億ちょっと、3億ほどふえてきてるし、それでしかもその返済というのか、この借りかえの関係が出てくるということになってくると、やいやい言うけど、斑鳩町もそれほどのことないでと、それでみんなのんびりしてんのやなど、こう言われる感じのように受けとめられて仕方がないということが僕の気持ちなんです。

それから今、教育長がお答えになったけど、教育関係だけで言ってるわけじゃないんです。教育関係はまた教育のところで物を言わせてもらおうということで準備はしてるんですけども、今言われたから、項目だけ言うときます。結局、教育委員会の所管と、いわゆる首長部局ですね、の役割分担と責任という関係をどう見合わせていくんだろか。中によってはやっぱり社会教育やとか文化、あるいはスポーツ振興だとかいうふうな関係について、教育委員会所管よりもいわゆる首長部局の方で移管したほうが、合理的だ、運用しやすいという関係のものがあるというふうに私は思うんです。今も一部そうなる向きはありますけどね。この辺についてどうメスを入れてきたのかと、16年度予算の中でということなどを聞きたいということもありますし、また国と地方とのこの役割の違いという観点、本当に分権化という関係の方向に沿って、その役割を果たしているのかどうかという問題もありましょうし、そして今、地方の教育行政について何を求められているのかということもありましょうし、あるいは教育委員会に対する物の見方ということがありましょうし、さらにはこの間やっています、斑鳩町の子ども模擬議会における要望の関係もありますし、またこの皆さんお答えになって、できたら16年度からやっていきたいという関係のものも出ているわけですから、それらは問題はいろいろあるんですけども、そういう問題は後のお楽しみではないんですけども、教育の関係のところではいろいろご質問していきますから、今の言っている三位一体の関係は教育関係にのみ言っている問題ではないということでも理解しておいてください。また後でこれは聞きます。今の分では置いておきますから。これは結構です。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに。吉川委員。

○吉川委員 16年度の予算を見せてもらって、町長の方から施政方針の中でも、また予算概要の中でも、予算編成方針、またまちづくりの基本施策として、6つの柱を挙げておられるわけですが、この5つの編成方針の中の5項目ですね、それからまちづくりの基本、6つの柱、これをどう活かしていこうとされているのかね。特に私は、各事業のおくれ、それがどうも気になってかなわんわけです。計画は確かに法隆寺駅にしても、この平成元年に出してやっておられる。斑鳩パークウェイ、今、400メートルは完成したけれども、この間も聞きますと、どうなんや、わしら生きてる間にできまへんわと、こういう格好で返ってくる。あきらめというのか、三代川改修にしても、近い問題では保健センターにしたり、こういう事業のおくれについて、今度は16年度ではひとつ何ぼか取り返そうやと、これだけはやるんやという、その何が見えてこないわけなんです。その点について、16年度の中でどう活かしていこうとされるのか、その点、ちょっと聞きたい。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、吉川議員のご指摘のように、確かにもうおくれというのは、大半がおくられてまいっております。その中でも特に都市基盤というのはもう既に、昭和62年に皆さん方、議会が決議されたように、都市基盤のおくれをこれからどう取り戻していくかということで、議員満場一致で都市基盤整備特別委員会というものを立ち上げていただいた。そういう経過をたどりながら、我々議会ともども、この斑鳩パークウェイ都市計画道路、斑鳩町の関係の都市計画道路等について、精力的に皆さん方に頑張っていたいて、ようやく日の目を見てきたわけです。

確かに私は、本会議の一般質問でも、この400メートルできたと、立派な道路ができた、このできた過程というものをやっぱり考えなかったら、あとパターンが5年、あと10年、我々生きてる時分にはできませんと、これはもう京奈和道路でも確かにそうです。京奈和道路が果たして、この大和北道路が我々生存している間にできるかどうかというやっぱり不安はあります。これはやっぱり奈良県という土地柄、特にまた斑鳩町といった土地柄、瑤川委員が特にご指摘いただいた門前整備の残存物件1件にしても、私は声を大にしながら、知事にでも強制収用を早くせんと、こんなもん詰まって詰まって最後の結局期限が切れるころに持ってきたら、必ずそれはもうやらざるを得ないと。そこまで我々待つ、環境のもの、我々住んでるところの住民がどうなるんだという



ことを申し上げておる。もう何年もいっしょで、この裏山でも一緒です。空中散布したらいかんと。松枯れをどうするんやということについても、絶対、県としても明確に言ってくれない。あの三室交差点の25メートルの関係等についても、もう5年前に私どもの役場へ来て、町長室の前で、部屋で、都市計画決定の25メートル打ちますよということまでおっしゃっているんですけどもまだ打てない。私はやっぱり、何か今、三代川の改修にしても、我々はもう家屋調査も全部済んでるんですよ。もう金額まで決まってるんです。私は去年の協議会でも、もう決まったところについては、もう1軒1軒やっぱり話していけど、していかなかったら、もうこれまたいつ来はりまんのんということをおっしゃるといことも申し上げてるんです。我々としてはもう早う決めていただいたら、やっぱりその近所の方々でもどこかへ移ろうか、あるいはそういうことについてやっぱり考えてはるんです。しかしなかなか来ないということもございますし、我々としては喜多興産の問題もいろいろありますけれども、やっぱり何らかの過程、アクションを起こしていただかないといかんとということをお申し上げます。

確かに吉川委員もおっしゃっていただいたように、我々の努力も足りませんし、そういうことについては福祉センターについても、私はやっぱり一番問題は、最初に決まったところ、やっぱり検討委員会で決められたところがやっぱりなかなかうまくいかなかったと、そういうことについては簡単にそういう坪5、6万でも買いますよという発言から、私にはそう簡単にはいかない。やっぱりその関係については、人をそういう地権者の方々に対して、そう簡単にはうまくはいけないと思っておりますし、私は誠心誠意、地権者の方にも当たりましたし、助役中心にやっぱり、いろいろ、もう一月2、3回交渉しながら、もう来てくれても話にならんという中でも、我々行かせていただいて、話しましたよ。なかなかそう簡単にはいかないというか、現状でございますし、我々の努力が足りないことも事実でありますし、この遅れについては大変皆さん方にご迷惑をかけますし、駅前のこの橋上関係等についても、当初の平成10年には再開発等の関係等、いろいろと東公民館とか寄っていただいて、いろいろな話をさせていただいたときに、うまくいかなかったです。ということで、吉川委員からも委員会と同じじゃないかということで、怒られましたけども、最終的にやっぱりこれだけ関西本線、あるいは大和路線の沿線で、ああいうふうにJR法隆寺駅だけが残ってしまった。そして一番の問題、踏切の問題等についても問題がある中で、現在、2面2線の関係でJR西日本と交渉しながら、ようやくこうして図面が上がってきて、16年、17年のということで

あります。委員おっしゃっていただくように、この橋をかけながら、言われても、我々としても最大の努力をするしかございませんので、今後ひとつそういう点についても、やっぱり議会の皆様のご協力を得ながら、我々としては頑張って努力してまいりたいと思っております。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。飯高委員。

○飯高委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、財政指数なんですけれども、財政指数というのは、ご存じのように財政の均衡、またその高騰を見ていく上で一番大事になってくるんですけど、単年度、またあるいは長期的に視野に立ってみていくという上において、一番その判断の材料ということになるわけなんですけれども、3つお聞きしたいんですけれども、1つは経常収支比率というのが、現在どうなっているか、人件費、公債費、それに対するその地方譲与税の一般財源にどの程度充てられているかということでのその数値をお願いしたい。

それと、経常の一般財源比率がどうなっているか。本当にゆとりがあるのかどうかという意味において、そのあたりをお願いします。

それと、財政力指数ということについてもどうなのかということ、その3つの値を教えてくださいたいと思います。前年度と今年度ということで、お願いします。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 大変申しわけございません。

今ちょっとはっきりしていますのが、経常収支比率でございます。お手元の予算の概要でございます。その一番最後のページの方に、中長期の財政指標の推移ということで、作成をさせていただいております。この中で、主な中長期の財政を見る必要な指標としまして、下の方に公債費比率、起債制限比率、経常収支比率、地方債の借入予定額を挙げさせていただいております。

残りのおっしゃっています経常一般財源比率、財政指標につきましては、後ほど資料としてお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 では、ないようですので、これをもって、総括質疑と歳入全般に対する質

疑を終結いたします。

次に、一般会計予算の歳出につきまして、各款ごとの審査を進めさせていただきます。

まず、第1款議会費についての審査に入ります。

説明を求めます。浦口議会事務局長。

○浦口議会事務局長 それでは、第1款の議会費の予算の状況についてご説明をさせていただきます。予算に関する説明書の46ページから47ページにかけてでございます。46ページの方をお開きいただきたいと思います。

本年度の予算額でございますが、町議会の運営等に要します所要の額として1億1,563万8,000円を計上させていただきました。前年度の予算額と比較しまして456万6,000円、3.8%の減となっております。主なものといたしまして、昨年的人事院勧告、また議員及び職員にかかります人件費の減といたしまして、議員期末手当の関係では135万8,000円、5.7%の減、職員の諸手当関係で106万円、15.2%の減、職員共済組合負担金で11万5,000円、3.9%がそれぞれ減額ということで予算を計上させていただきました。また、行政視察研修についてでございますが、例年、各常任委員会、特別委員会等におきまして視察研修を行っていただいておりますが、今年度も昨年度と同様にバスの借り上げによる視察研修を行っていただけるよう、その所要額について予算計上させていただいております。このことから、前年度と比較いたしまして、旅費で153万1,000円の減額となって、また使用料及び賃借料で62万5,000円の増ということでございます。

以上が本年度予算の主な概要でございますが、その他議会にかかります費用につきましては、それぞれ若干の増減等はございますが、議会活動にかかります通年の所要額をもちまして、平成16年度の議会費の予算として計上させていただきましたので、よろしくご審査の方、お願いいたしたいと思っております。

以上です。

○里川委員長 第1款議会費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の46ページから47ページまでです。ございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第1款議会費に対する質疑を終結いたします。

それでは、ここで休憩をさせていただきます。

10時35分まで休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○里川委員長 それでは、再開をいたします。

先ほどからの委員のご質問の中にございました減税補てん債並びに町の臨時職員についての資料ですが、担当の方でご用意いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、第2款総務費についての審査に入っていきたいと思います。

説明を求めます。植村総務部長。

部長、さっきは長いこと立ってやってもらったんですけど、これからちょっとマイクの都合もあると思いますので、説明、座ってやっていただいで結構ですわ。ちょっとマイクの入りを。えらいさっき立っていただいたんですけどね。えらい申しわけないです。どうぞ。

○植村総務部長 それでは、第2款総務費についてご説明申し上げます。一般会計予算書の48ページから74ページにかけてでございます。

第2款総務費といたしましては、総額9億3,005万9,000円を計上させていただいております。前年度の予算額10億5,643万円と比較いたしますと1億2,637万2,000円、12%の減となっております。

初めに、予算書の48ページ、第1項総務管理費といたしまして、本年度は6億9,762万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額8億647万9,000円と比較いたしますと、1億885万円、13.5%の減となっております。

第1目一般管理費についてであります。本年度は4億1,092万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額4億9,206万円と比較いたしますと、8,113万1,000円、16.5%の減となっております。減額となりました主な原因でございますが、地域集会所施設整備費補助金において、新年度につきましては集会所の維持補修に要します経費のみとなったことから、7,278万3,000円の減額となったことと、欠員の補充、職員の産休等に伴う臨時職員の雇用にかかります賃金が、新年度は採用職員が少なかったことから、1,069万1,000円の減となったことによるものでございます。

それでは第1目一般管理費に計上しております主な事業をご説明申し上げます。予算書の48ページから51ページにかけてごらんいただきたいと思います。

まず、情報公開制度でございます。個人情報保護条例を含む情報公開制度を住民の皆様に広く利用していただくよう、引き続き啓発の推進を図り、より一層の町行政の透明性と公平性を確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員研修についてであります。地方自治新時代を踏まえ、高度化、多様化する行政課題等に住民ニーズに応じていくためには、職員の意欲、能力のより一層の向上を図ることが必要であります。そのため、斑鳩町職員研修計画に準じて、職員研修を行うことにより、職員の自己啓発による能力開発の推進はもとより、職員の行政経営能力の向上と創造性を大切にされた組織風土の醸成を図り、新時代に対応した人材の育成に努めているところでございます。本年度も昨年度に引き続きまして、各種研修機関等への派遣、自己研さんを高めるための通信教育や資格取得講座などの自主研修の推進、また先進地のすぐれた技術を習得するための先進地視察研修等、積極的に研修を推進してまいりたいと考えており、その必要な経費といたしまして114万9,000円を計上いたしております。また、国におきましては、公務員制度の改革に取り組まれており、能力等級制度の導入など、新たな制度の導入が検討されておりますことから、本町におきましても国の動向を見ながら、今後、公務員制度の改革に備えてまいりたいと考えております。

次に、職員の健康管理についてであります。職員が多種多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、職員の健康保持も大切であることから、全職員を対象として定期健康診断を実施いたしております。さらに本年度からは、新たに職員の肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的をいたしまして、定期健康診断時に全職員を対象に肝炎ウィルス検診を予定しており、本年度も職員の健康管理の推進になお一層努めてまいりたいと考えております。これら職員の健康診断に必要な経費といたしまして418万9,000円を計上させていただきます。

次に、情報化の対応といたしましては、国、県その他の自治体間をネットワークにより結ぶことによって、自治体相互の情報の共有化、自治体間のコミュニケーションの円滑化等を図る目的で、総合行政ネットワークシステムの構築整備が平成15年度末までに完了されます。これによりまして、新年度内に一部の公文書の電子文書化が図られることになり、国や県等から送られてきた文書の目録作成や保存、文書検索などの適正な

文書管理と文書管理事務の効率化を図ることができ、さらに文書目録については将来的にインターネットで住民の皆さんに公開をするなど、なお一層の総合的な情報化の推進を図ることといたしておりました、この文書管理システムの運用に必要な経費として510万1,000円を計上させていただいております。

次に、地域集会所整備補助事業でございますが、地域における生涯学習や福祉等のコミュニティ活動の拠点として、地域集会所の整備のより一層の拡充を図るため、地域自治会等に対しその整備費用の一部を補助金として交付することとし、住民の福祉の向上とコミュニティ推進に努めてまいります。本年度は4自治会にトイレ改修や外壁塗装など、集会所の修繕に要します所要の補助を行うため、434万円を計上させていただいております。

次に、コミュニティバスの運行でございますが、本年度も住民の公共施設の利用における利便性を高めるため、また日常生活上の身近な交通機関として利用していただくために、引き続きコミュニティバスを運行することとし、その必要経費として1,050万円を計上しております。

次に、行政出前講座についてでございますが、本年も引き続き町行政に対しさまざまな行政問題について理解と関心を深めていただくため、町職員が地域で開催される集会等に出向き、行政の情報提供等を行うことにより、住民の自主的な活動を支援し、より一層住民参加のまちづくりの推進を図ってまいります。その必要経費といたしまして、町が主催する場合の会場借上料といたしまして1万2,000円を計上させていただいております。

また、無料法律相談についてでございますが、奈良弁護士会に委託を行う中で、引き続き年間24回開催をいたしまして、住民の方々が抱える諸問題について対応することといたしております。その必要経費93万5,000円を計上いたしております。

さらに、会計室で一括管理を行っている消耗品等につきましては、斑鳩町グリーン調達手順書に基づき、環境を配慮した物品等の調達を行っております。

次に、52ページでございます。第2目の文書広報費でございます。本年度は546万1,000円を計上いたしております。前年度の予算額700万6,000円と比較いたしますと、154万5,000円、22.1%の減となっております。

まず、広報活動についてでございます。本年度も住民の皆様からの声やご意見を反映していくなど、より見やすい、わかりやすい広報紙となるように、紙面の充実を図るとと

もに、引き続きお知らせ版広報の発行をし、よりタイムリーな情報の提供を行ってまいります。また、インターネットを活用した行政施策の情報の提供については、昨年12月に申請書ダウンロード等の住民サービスの充実を図るため、町ホームページのリニューアルを行ったところでございます。引き続き町ホームページの活用の研究を行いながら、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、公聴活動でございます。多種多様化する住民ニーズに対応し、町施策に反映させるため、町政モニターによるアンケート調査を行ってまいりました。昨年度までのモニターの皆様が任期満了となり、本年は新たに町政モニターの皆さんを募集いたします。本年度も昨年度に引き続き積極的に住民の皆様のご指摘、ご意見を承ってまいりたいと考えております。

次に、53ページでございます。財政管理費でございますが、財務管理システム使用にかかる経費が主なものでございまして、本年度は249万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額255万7,000円と比較いたしまして、6万2,000円、2.5%の減となっております。引き続き適正な財政運営を図るため、広報紙、ホームページ等を通じまして、財政情報の提供を行ってまいります。

次に、同じく53ページの第4目の会計管理費についてであります。会計事務に要します経費といたしまして、本年度は49万円を計上いたしております。前年度の予算額54万円と比較しますと5万円、4.3%の減となっております。

次に、53ページから55ページでございます。第5目の財産管理費でございます。本年度は6,238万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額7,731万8,000円と比較いたしますと、1,493万5,000円、19.3%の減となっております。財政調整基金等の積立基金にかかります運用益の積み立てと庁舎並びに財産の適正な維持管理に要します経費を計上させていただいております。

次に、55ページから58ページをごらんいただきたいと思います。第6目の企画費でございます。本年度は1億7,744万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額1億8,816万5,000円に対しまして、1,071万6,000円、5.7%の減となっております。

まず、男女共同参画社会の推進についてであります。女性相談窓口につきましては、平成15年度2月まで22回開催し、延べ59人の相談があり利用率も高いため、今後とも充実を図ってまいります。男女共同参画社会づくりのセミナーにつきましては、昨

年度に引き続きセミナーを開催し、女性リーダーの育成や女性のエンパワーメント活動の支援等を行ってまいります。また、本年度は町民意識の現状を把握し、今後の施策展開、検討の指標とするために、男女共同参画に関する住民意識調査を行ってまいります。

次に、地域文化の振興といたしまして、地域文化の創造に資するため、斑鳩ホールの管理運営経費といたしまして9,940万9,000円、文化振興財団の活動補助金として950万円を引き続き計上しております。それと、伝統文化の継承と能楽の振興を図るため、川西町にて開催される予定であります第2回大和猿楽サミットについての経費も計上し、能楽を活用した魅力ある地域づくりを推進してまいります。

また、平成16年は、聖徳太子が憲法十七条を制定されてから1400年という節目の年となっておりますことから、これを記念しまして文化講座及び記念シンポジウムを斑鳩ホールで開催し、聖徳太子の精神を再認識するとともに、地域文化の活性化を図ってまいりたいと考えております。さらに、新たな情報発信といたしまして、木造世界遺産を活用した協議会を奈良市、姫路市等の関係する市町村で設立することにいたしております。この協議会では共同でフォーラムの開催や観光モデルコースの調査研究などに取り組むとともに、内外に向けて広く情報を発信してまいりたいと考えております。

住民と行政の協働によるまちづくりを実現させるため、まちづくり太子塾としてイベント等を企画している住民グループの活動を、昨年引き続きまして支援させていただきます。さらに本年度は奈良県にて第22回地域づくり団体全国研修交流会が開催されるため、本町においても町内の地域づくり団体とともに分科会の開催等の運営支援を行ってまいります。

次に、全国難読町村サミットの開催であります。昨年度まで全国各地で開催してまいりましたが、本年度は本町いかるがホールにおきまして第6回目のサミットを実施いたします。これに要します費用といたしまして、本町の開催地負担分の300万円を計上させていただきます。

次に、市町村合併についてであります。本年も引き続き法定合併協議会の運営にかかります経費を広域7町にて等分負担いたしますので、本町の負担金を計上いたしております。

次に、行財政改革についてであります。行財政改革推進委員会より答申いただいた大綱に基づきまして、実施計画の策定を含め作業を進めているところでありますが、進捗のおくれがあり、まだ策定中でございます。この原因といたしましては、行政経営型シ



システムへの転換という高い目標を目指すこととして、絵に描いた餅にならないような実現可能な計画を立てることのすり合わせに多大な時間を要しているためでございます。しかし本年度当初には実施計画を策定し、できるだけ早い時期にその進捗状況とともに、住民の皆様方に公表いたしまして、その実施に職員一丸となって全力で推進してまいりたいと考えております。

最後に、O A化の推進についてであります。本年度より総合行政ネットワークが全国自治体で本格的に稼動することから、これを最大限に活用するため、庁舎内の電算システムの更新、またそれにあわせて旧機器更新のための整備経費といたしまして、1,448万円を計上させていただいております。

次に、58ページ、お聞きいただきたいと思っております。第7目の公平委員会費でございます。公平委員会を開催するための必要な経費として8万2,000円を計上いたしております。前年度予算額8万4,000円と比較いたしますと2,000円、2.3%の減となっております。

次に同じく58ページの第8目交通安全対策費でございます。本年度は605万8,000円を計上いたしております。前年度予算額631万8,000円と比較いたしますと26万円、4.1%の減となっております。交通安全協会等の協力を得ながら、春、秋の交通安全週間を中心に、広報活動及び街頭指導を行ってまいりますとともに、園児及び小学生を対象に交通安全教室を通じ、交通安全教育の普及を図ってまいります。また、迷惑駐車 の 自 粛 啓 発 や J R 法 隆 寺 駅 周 辺 の 放 置 自 転 車 対 策 に も 引 き 続 き 取 り 組 ん で 行 っ て ま い り ま す 。 交 通 安 全 施 設 の 整 備 に つ き ま し て は 、 生 活 道 路 に お け る 安 全 確 保 を 図 る た め 、 道 路 反 射 鏡 、 防 護 柵 及 び 各 種 標 識 等 の 整 備 に 取 り 組 ん で ま い り ま す 。

次に、59ページでございます。第9目の自転車等駐車場運営費でございます。本年度は2,185万9,000円を計上させていただいております。前年度予算額2,192万9,000円と比較し、7万円、0.3%の減となっております。自転車駐輪場におきましては、適正な維持管理に努めるとともに、利用者の利便を図りながらその運営を行ってまいります。

次に、同じページの第10目の防犯対策費でございます。本年度は800万1,000円を計上いたしております。前年度の予算額790万9,000円に比較いたしますと9万2,000円、1.2%の増となっております。増額となりました主な要因は、自治会防犯灯の新設及び自治会で管理される防犯灯の維持管理への助成を増額させていた

だいたわけてございます。犯罪を未然に防ぐため、行政、住民、関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を図るほか、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を引き続き深めていくなど、より一層の自主防災体制の推進に努めてまいりたいと考えております。また昨年と同様に、消防団員による年末警戒や生活安全推進協議会の補助金も計上させていただいております。

次に、60ページでございます。第11目の青少年対策費でございます。本年度は242万2,000円を計上いたしております。前年度の予算額259万3,000円と比較いたしますと17万1,000円、6.2%の減となっております。青少年の健全育成について、青少年問題協議会を中心に啓発活動、相談事業に取り組んでまいり、健全な社会環境づくりの推進に努めてまいります。

続きまして、61ページをごらんいただきたいと思います。第2項徴税费についてでございます。本年度予算額1億3,608万円でございます。前年度予算額1億3,709万7,000円と比較いたしますと、101万7,000円、0.7%の減となっております。

まず初めに、第1目の税務総務費でございますが、職員の人件費と負担金、さらに固定資産評価審査委員会の運営に要します必要経費を計上いたしております。前年度の予算額8,453万5,000円と比較し、190万5,000円、2.3%の減となっております。

次に、63ページから64ページをごらんいただきたいと思います。第2目の賦課徴収費でございます。本年度は5,345万円を計上いたしております。前年度の予算額5,256万2,000円と比較いたしますと、88万8,000円、1.7%の増となっております。町税につきましても、町財政歳入の大切な基幹税目であることから、的確な賦課徴収に努めるとともに、特に滞納整理については、長引く景気低迷など、引き続き収納率の向上について困難が予想されますが、滞納処分を軸に、町税等特別対策本部の設置、徴収嘱託員による訪問徴収等を強化するとともに、滞納者の実情を把握し、より効果的な滞納整理を行ってまいりたいと考えております。

引き続きまして65ページから66ページでございます。第3項の戸籍住民基本台帳費についてであります。第1目の戸籍住民基本台帳費については、本年度は6,719万6,000円を計上させていただいております。前年度の予算額7,090万3,000円と比較いたしますと、370万7,000円、5.2%の減となっております。引き

続き個人情報の保護に万全を期しながら、窓口における事務処理の正確、迅速化を図り、さらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして67ページの第4項選挙費についてであります。本年度予算額1,600万7,000円、前年度予算額2,948万3,000円と比較いたしますと、1,347万6,000円、45.7%の大幅な減となっております。

初めに、第1目選挙管理委員会費についてであります。選挙管理委員会を開催するための経費158万円を計上いたしております。前年度予算額159万5,000円と比較いたしますと1万5,000円、0.9%の減となっております。

次に68ページでございます。第2目の常時啓発費でございます。本年度は21万7,000円を計上いたしております。前年度予算額9万円と比較いたしますと12万7,000円の増となっております。斑鳩町明るい選挙推進協議会を中心として、すべての選挙が公明正大に行われ、またより一層の投票率向上を目指して、その啓発に努めてまいります。また最近話題となっております電子投票について、住民の関心と理解を深めるために、実際に機器に触っていただけるデモンストレーションの実施に必要な経費も計上させていただいております。そういった部分での増となっております。

次、同じく68ページの第3目の参議院議員通常選挙費及び70ページの第4目いかるが溜池土地改良区総代選挙費についてでございます。平成16年7月ごろに、参議院議員通常選挙の執行が予定されており、またその選挙執行経費といたしまして1,318万1,000円を、また平成17年1月ごろにはいかるが溜池土地改良区総代選挙も執行される予定でありまして、その選挙執行経費として102万9,000円を計上させていただいております。

次に、71ページでございます。第5項統計調査費についてであります。本年度予算額274万2,000円、前年度予算額181万4,000円と比較いたしますと、92万8,000円、51.5%の増となっております。第1目の統計調査総務費についてでございますが、7,000円を計上いたしております。前年度と比べて2,000円の減となっております。

次に、72ページ第2目指定統計調査費についてであります。本年度は273万5,000円を計上いたしております。前年度予算額180万5,000円と比較いたしまして93万円、151.5%の増となっております。

平成16年度実施されます指定統計調査は、事業所・企業統計調査、商業統計調査と

サービス業基本調査の3調査が統合調査表により一元的に実施されます平成16年事業所・企業統計一元調査、平成17年度実施されます国勢調査の準備調査として、調査区設定が行われます。また毎年行われております工業統計調査と5年ごとに実施されます2005年農林業センサスの4調査となっております。

引き続き個人情報保護等に細心の注意を払いながら、調査の実施を行ってまいりたいと考えております。

続きまして73ページから74ページでございます。第6項監査委員費についてであります。

第1目監査委員費についてであります。監査事務に要します経費として1,040万5,000円を計上いたしております。前年度予算額1,065万5,000円と比較いたしまして25万円、2.3%の減となっております。

以上が、総務費にかかります説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○里川委員長 第2款総務費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしていきたいと思っております。予算に関する説明書の48ページから74ページまでです。西谷委員。

○西谷委員 まず、51ページの19の歳出の負担金補助及び交付金の中で、自治会文具料等助成金896万とありますが、これは自治会への助成ということなんだろうが、その内訳とか教えてほしいのと、それとこの中には、ごみ袋の配布手数料というのは込みでこういう金額なんですか、それともそれはまた別なんですか、その辺も含めてまずお聞きしたいのと、それと郡町村会の負担金が879万ということになると、郡で相当な金額になると思うんですが、郡町村会で具体的にどういう活動をされているのかという部分を教えていただきたいのと、それとこれはやっぱり、当初の松田委員の話にもありましたように、私自身は財政的にかなりやっぱり逼迫しているという僕は印象を受けてるんですが、具体的に例えば憲法17条の制定1400年で委託料が100万円とか、難読町村サミットの300万とか、大和猿楽サミットの100万円とか、これ非常に、それと木造世界遺産市町村協議会負担金150万円というような形で、今まであんまり出てないような部分が新規で出てくる、こういう状態の中で、こういう事業が出てくることについて、やっぱりまだまだ住民からすると斑鳩はまだまだ裕福なんやなど、そういう印象を仮に与えるのと違うかなというふうな気がするんですが、その辺のところ、

ちよっとお聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長 以上3点につきまして、ご答弁をお願いします。小城町長。

○小城町長 郡の町村会の負担金879万1,000円、この関係においては、郡の町村会の中に議長会も含まれますので、大体費用的には議長会と町村会、半々と、それから議長会の方が多いかもわかりませんが、それと今、市町村会館ができました関係の負担金等がここから支払われておりますから、大体あと日常、大会とかあるいはまたそういう催し等についての関係等について、それからまた郡の選奨式等と、そういうもろもろの関係等で、できるだけ節約をしながらやっております。

それから今、西谷委員のご指摘のように、とにかくこういう厳しい時代、こういう難読サミットとか、あるいはまたこの猿楽サミット、あるいは今回というよりも、昨年から大和猿楽サミットというのが大淀町、あるいはまた川西、斑鳩、金剛流あるいはまた観世流の川西町、それからまた大淀が桧垣本座の故郷ということで、大淀から提案がございまして、第1回目を斑鳩ホールで開催させていただきました。2回目が川西ということでありまして、難読サミットは6回という中で、だんだんとそういう県の関係等について、この間も一般質問の中にも松田議員からも出ましたように、合併等を踏まえる中で、難読のどういうところをとということで、第1回目が和歌山の南部町で行われました。南部もこの南部川と南部が10月1日に南部市として新しく市が誕生いたしますし、いろいろとそういう経過もございます。ただ、こういう連携を保ちながら、観光物産等、横の連絡を密にしていこうということで、当町斑鳩町がこし担当させていただくということに、昨年、2年前から決まっておったわけでございます。

それと、この憲法十七条の関係等についても、まさに1400年という1つの節目というのは、なかなか我々この世代の関係等というのは、1400年以降1500年もないということでございますので、子々孫々にはございますけれども、100年刻みでいう中で1400年と、こしが当たることと、また今、国が憲法論議をされます中で、我々としてはやっぱりこの聖徳太子の十七条憲法が、まさに町民憲章にもうたわれていきますように、和の精神とあるいはそういう関係等踏まえる中で、できるだけ経費を削減しながら、大体シンポジウムのような関係にしますと、大体300万、400万という金がかかりますけれども、できるだけ安く経費を抑えながらやっていこうということでございますので、西谷委員おっしゃるように、町民から見ればいろいろとご指摘もされると思いますけれども、私また逆に、また町民の方々がこういう催し等に参加をしな

がら、やっぱり斑鳩町の特色をまた、そういうものが今後やっぱり磨いていくということについて期待を持っておるわけでございます。かなりやっぱりこういう関係等については、この間の大和猿楽サミットも1月25日に行いましたけれども、会場が727のキャパが、あふれるぐらいの方がおみえになるということは、やっぱりそれだけの関心を持っていただいておりますということで、聞きますと、なかなか好評であったと、こういうものを継続してほしいということもでございます。

そういうことも踏まえて、ひとつできるだけ地元の、この斑鳩町の特色を出していきたいということで、させていただきます。なるほど財政厳しい中でこういうものをするのが意味があるかということについては、私はやっぱり町民の方々が期待を持っていただくようなものをやっぱり優先的にしていきたいと考えております。

○里川委員長 瑤田総務課参事。

○吉田総務課参事 今、自治会の文具料等の助成金ということで896万ということで、内訳につきましては連合会自治会に加入されている1自治会均等割1万円、それと先ほど文具料で800円、ごみ袋50円という内訳になっております。予算的には9,200所帯で組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたら、この中で今、均等割で、要は自治会のあるところに対して、1自治会について1万円と、それと1所帯当たり800円と、プラスごみ袋手数料が50円という形で、850円掛ける所帯数。ということは、自治会そしたら入ってない方というのは、全くそういうのはないという。

それと、この助成金というのは、その自治会の活動に対して出される分なんですか、それとも自治会長がいろいろお世話願ってるので、それに対する報償も含めたものなんですか。その辺の出されてる趣旨というのは、どういうところなんですか。

○里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 それぞれ、自治会でそういった活動をされるとかで、1つとして町の依頼したものの配布とかいろいろしていただいて、町の行政の一端を担っていただくというものに対する、物のやっぱり地元としての経費が要ると思います。そうした経費に充てていただく一部として、先ほど申し上げましたような1万円プラス1所帯800円、それとごみ袋については50円ということで、お世話させていただいておりますものでございまして、そういったその用途につきましては、それぞれ自治会で決められて使われて

おるといふものでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 これ、実際にはこの制度というの、自治会へこういう自治会への助成金されてるといふのは、大体いつごろから行われているのかということ。それとごみ袋のその配布手数料というの、いつごろからこういうのを始められたか、その辺がわかったらちょっと教えてほしいんですが。

○里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 いつごろかと言いますと、私が昭和45年に役場へ入りましたけども、その当時からも既にありまして、ただ単価は変わっておるかもわかりませんが、私もそういった記憶をいたしております。ごみ袋についてはちょっと担当の方から。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 ごみ袋につきましては、資源物関係について実施しました12年ぐらいにしておるといふことです。

○里川委員長 資源物については12年ごろからやっていたという答弁なんですけれども、松田委員。

○松田委員 これは1つ確認だけですが、48ページの政治倫理審査会の報酬が計上されていますけども、これは何回分ですか。それが1つ。

それから、51ページの関係で、今も出てますけれども、補助金関係ですね。これに計上されていますが、自治会文房具の関係の中で、結局、自治連合会の補助金を含んでいる訳ですよ、1万円ね。こんなん、いかに自治会ようけもろてるような印象を受けて、それでそれを吸い上げるという感じになってるんですけどね。これはこういうやからというの、一体どうなのか。それやったらもう、いわゆる自治連合会に、その分をあえて補助にしといて、自治会の分をおろす金をそのまま正味でおろしてもらった方が、感じとしてはええなと思うんですけど、やっぱりこういうふうにしないと、直接団体じゃない外郭団体やから、こういう補助の関係からいってこういうふうにせないかんのかどうかということを知りたいんですけどね。ここへその50円くっつけるというのは、全く性格別やと思うんですわ。それをそのそういうところへひっつけてきてる。これが一番初めのうちの関係では大体12月、1月に役員改選してるんですけど、一番初めは、ごみ袋から始まるんですよ、調査から。そして3月末にこれを配って、確かに重たいし大変なこっちゃけど、それがさっき言いますように、自治会の自主性によって補助金と

いうのが使われる、それは、それでいいんでしょうけど、何かこの1万円に関する出し方が、これでいいのかなというふうに思うんですけどね。

それと、これと似通った関係になってきて、これちょっと飛んで申しわけないんですけど、私らも会員の1人ですけど、老人クラブの補助の関係ね。この関係なんかもあとの関係で出てきますけども、ちょっとそれ、ここの分とはおかしいんですけど、ちょっとあわせて、関係があるんで聞かせてもらいたいんですけども、この老人会の関係の補助金が、これは妙なことに、私のところの関係を例にして言わせてもらいますけど、町から補助金が5万7,600円、補助金受けるんです。ところが、連合会の分担金が2万1,320円払うんですわ。さらにこの補助金、事業拠出金という関係で1万4,280円引かれるのや。そしたら、老人会、地元に来るやつが2万1,000円。いかにもようけ、これ出してるような感じで受けるんやけど、こういうその数字にはからくりがあるわけやな。そしてもう、それなら老人会の関係、連合会でいろんなこと言うてるのは、連合会に何ぼ渡すと、1人何ぼということにしてくれた方がええような感じがするねんけど、これ事務的だけでもつまらんこっちゃと思うんですよね。こういうこの補助金のあり方というのが、やっぱりしょうがないから、こういうふうにせなしゃあないのかなということについて、考え方だけ聞かせてほしいと思うんです。これが51ページに関係します。ちょっとまたいで申しわけないんですけど、聞かせてほしいということと、その55ページ、先ほど話がありましたけど、減債基金の積み立てを行ってるわけですよね。今、収入役さんの方へ、積み立て何ぼあるのやなというちょっと確認をさせてもらったんですけど、1億5,265万1,951円積み立てがあるんですけど、この分もことし、7年、8年の返済分の6億2,990万の関係のうち、含めて考えているのかどうか、返済金に充てる考え方、これ充てないんでしょうか。その辺のちょっと確認だけしておきたいと思う。そうするとこの基金というのはどんなときに使うんやという関係を聞かせてほしいというふうに思うんです。

それから、68ページの関係の、選挙の関係ですけど、常時啓発費の関係、委託料で、電子投票デモンストレーション委託料って書いてあるのやけど、これどういう意味のことなのかということについて、ちょっと説明をしてください。

以上です。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 私の方から、松田委員ご指摘の自治会文具料等助成金と連合会の補助金、あ



るいは老人会の関係、これは老人会とも相談申し上げて、またあるいはこの予算的に来年度はこういうことが今おっしゃっていただいた、できるのかできないか、研究をしてまいりたいと思いますのと、ここに、文具料の中に、そのごみ袋の関係がいいのかという、これも研究をさせていただきたいと思っております。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 49ページの政治倫理審査会の開催ですけど、予定は2回、予算で組んでおります。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 減債基金の使い方でございます。

まず1点、7年、8年の減税補てん債の償還には充てておりません。減債基金の16年度の取り崩しにつきましては、過去において財源対策債というのがございまして、それを平たく言えば、国がそのときの資金が不足するという事の中で、起債でもって借りる、そしてその分について交付税算入されると、元利償還金を交付税算入するという制度がございます。その15年ほど前に、国の方がいわゆる交付税資金が余っていたという中で、一括でこれを交付税算入されました。ただ、町としましてはまだ起債という形で残っておりますので、この償還金に取り崩しをして充てているということでございます。

○里川委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 それでは、電子投票のデモンストレーションのことでございますが、これにつきましては、平成16年度で住民の関心と理解を深めるため、実際に機械を使っただきますデモンストレーションを行いたいと思います。それによりまして、選挙への関心と、また投票率の向上も目指してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 老人会の関係は、そしたら、今、各クラブごとに調査してやってるし、この額の関係というのはことし、来年恐らく変わらへんのやと思いますわ。だから、あんまり無理を言うてまた年寄りを怒らせたらいけませんので、この辺、慎重に扱ってください。

ただ、言えることは、連合会にお金、きちっとおりるような形、吸い上げというふうなことをしたという印象を受けるじゃなしに、連合会そのものに交付されるというよう

な形の方を、じゃあ、考えられんかどうかということをちょっと私が申し上げるんで、吸い上げた、へちまと言いますと、また毎月の連合会に行ったときに怒られたらいけませんので、その辺は誤解のないようにしといてほしいと思うんですが、また次の関係の、いわゆる減債基金の積み立ての関係ですね、ようわからんのですが、ここで、ざっとするんですけど、2万9,000円積み立てていくようにしてますよね。この根拠、一体何なんですかということを知りたいです、それなら。積み立てるという関係にしているけれども、一体何なんですかと。これ出してるのかもわからんけど、とにかく2万9,000円やったというな。だから、その辺の関係が、先ほどの説明から聞いててちょっとわかりにくいと思うんですよ。

それと、せっかく委員長にお願いをしておいて、地域集会所の関係の整備補助金の関係の内訳を出してもらうことにしました。出していただいたんです。修繕費の関係、などの関係については五百井とか、新楓町とか高塚とか、法隆寺第3団地とかがあるんですけど、この部分にたしか、自治会で独自に建てた関係のものなんでしたか、土地、建物も皆、自治会でやっと思ったものなのかどうか、ちょっと確認したいので、第3団地は違うのかな、ほかは皆そのように思うんですけども、ちょっとその辺、確認させておいてください。

ただ、16年度の繰り越しの、稲葉車瀬の関係の面が書かれていて、補助金の関係については2分の1ということになってるんですね。1,500万。これは事業費の関係では3,400万。これが私の記憶違いじゃなければですけど、稲葉車瀬の関係については、15年度の予算のときにも聞いてますけども、これは補償工事ということにしてるんじゃないでしょうか。補償工事ということであるとするならば、いわゆる全額、町がみるというのが今までは建て前にしてたんかなというふうに思うんです。ところが、ここでは2分の1ということになってる。2分の1ですと、これは補助金要綱の上限の関係でいってるから、3,400万として、その2分の1というのは、それは1,500万、これでいいんですけども、そこで聞きたいのは、あくまでもこれは補助の対象として扱うのか、あるいは補償ということ、全額補償ということ、いってるのかどうかによって、実際、扱いは違うと思うんですよね。補償という関係でも、この補助要綱を適用して変わって、じゃああの差額分はどうなるんやという関係でと思いますけど、それは恐らくみるということにならないと、全額補償ということにはならないと思うんですけども、やっぱりその辺の理解の仕方をひとつ聞きたいと思うんです。ただ、ここで念のため

聞いておきたいんですけども、去年は7,712万3,000円、たしか予算が組まれていて、その関係のときに、説明を聞いたときには、昭和町とか錦ヶ丘とか、高安睦団地であるとか、稲葉車瀬、そして峨瀬、6つの関係で説明を受けたと思うんです。ところが、方法とその他支払いの関係については説明受けてませんから明確でないんですけども、その辺、議会で、一体どうしていたんだということで、この間、代表監査委員さんに私は怒られました。怒られたというよりも、ちゃんとすることをしておくべきと違うんかというふうに言われたんですけど、それはそうやかと、そこまでは押さえませんでした、場所だけは聞きましたけども、こういうことだったんです。そうしますと、昭和団地の関係も、たしかこれは補償ということ言うて、土地の関係は町が購入して、建物の関係も補償ということですから、全額見てるんだろうと思うんです。その場合も、このような補助とあと半分という関係については、どうなってるんだろうかなと。そうでなくてこの2分の1ということになってしまって、上限も目いっぱいだったということになりますけども、そういうことなのかどうか。稲葉車瀬とこの昭和団地は同じような関係かなというふうに思うんですよね。ところが、錦ヶ丘はちょっと違うんやろなど。これはもう全く自治会の申請に基づく関係ですから、純粹に考えるなら要綱に基づいての土地建物の関係は、総額それぞれ別々ですけども、予算が見込みで何ぼあったか知りませんが、いわゆる土地も3,000万以下、あるいは建物も3,000万以下ということになれば2分の1ということになりますけど、1,500万であるということになると、上限で打ち切っているということになると、上何ぼかについては、それだけ地元負担になってくると思うんです。この辺の扱いが多少はあるんだろうと思うんですよ。それで、高安睦の関係なんかについては、やっぱり調整区域の関係もあったりなんかして、どこでどういうふうにしているのかということなどがあると思うんですよね。ですから、いろいろ見てみますと、それぞれの住民の要望にこたえていく、あるいはその施設の協力を願っているというようなことで、ケースバイケースでできるだけ住民の負担を軽減する立場で、配慮できるものは配慮していくという、弾力性を持った運用をされているように私は思うんです。

ところが、それぞれかなりこのきちっと当てはめた関係で、理屈いかれると、かなり屁理屈が出てくるような感じのものがかなりあるように思うんですけど、その辺についてちょっと聞かせてもらえませんか。というのはこれ、稲葉車瀬の関係で、全額補償と言いながらも、この補助金の関係で2分の1、1,500万をしている関係と、

同じこれ年度で、ここがこれちょっと事故が多いということで繰越になっている訳ですから、補助金の扱いの関係と、全額補償の関係について聞きたいです。

それから、これ今さら何じゃということがあるかもわかりませんが、いわゆる補償という関係の認定は、一体どこでやるんやと。これは恐らく僕は議会決議しかないと思うんです。だから、議会決議が優先されるということで、それぞれの関係、支出の取り扱いの関係というのは、集会所の問題というのは、それぞれ私どもも、物によつてですけど、所管でやってみたり所管じゃなかったりしてるんですけど、補償はもう所管じゃないんです、これね。ある意味で。ところが、直接請求の関係でなくて、純粹の補助金所管と思うんですけど、このように非常にあいまいにもなっているんですけども、この点です。だから、補償事業と認定するのはどこですか。これは議会の議決を要する事項ということで、それだけしかないのと違うかなというふうに思うんです。

それから、結局2分の1云々という関係については、これはもう補助金要綱に規定をしているだけであって、補償の場合の全額補償をするという場合の補助金、この要綱の適用云々というようなことはどこにも書いてないわけですし、それが適用されているということになってくると、もう上限が縛られてしまうということがあると思うんですね。そういうことになりましたと、私は多少、この補助金要綱の関係について、見直しが必要になるのかなと。いわゆる補助をするという関係で上限を決めて、2分の1であるけども、上限を決めているという関係が今の規定ですけど、それ以上にオーバーする関係になったときに、補助の関係の申請だとそのまま2分の1で打ち切っていくんだと。ところが、補償ということになってくると、それを穿って全部見るということになって、適用はまず2分の1の関係というのは要綱を適用している。する方。ということについて、一体何でやろうというふうには思ったりするんですけど、その辺の関係について一体どうなるのか。というふうに思うんですね。しかもこれは、補償という関係はどこで決めるかということにもよるんですけど、その方向をもって、結局要綱を適用するとすれば、要綱の上限を決めていることについてはもう意味ないやないかというふうに思うんです。それなら、それについてももう1項を入れて、補償で全額見なければならんという関係については、全額見なければならんうちの、要件として補助要綱を使うのなら、そこに1項足すとかいうようなことを整備をせんと、今までからいろいろ言われているように、けしからん、けしからんという話ばかりになってしまうというふうに思うんですよね。だから私は、住民の立場に立って物事を承知しようということにつ

いて否定はしないし、それは結構だと思うんですけども、どうも扱い方がいろんなケースが出てきて、一概に言えぬ状況になってきてるんじゃないかと。そうするとやっぱりケースバイケースで住民の人に向かって、物事を承知する以外にもうないんじゃないかというふうに思ったりするんです。そういう意味で、ちょっとここで、せつかく資料を出してもらってるところで、稲葉車瀬の関係ではそういうふうになってますので、ちょっとその辺の解釈の仕方というのか、運用の仕方、適用の仕方というような面について、ちょっと聞かせておいてもらえませんか。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 1点目の減債基金の積み立てでございます。2万9,000円は、基金を運用した利子でございます。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、ご指摘をいただいております集会所の関係の補償での関係と、それ以外の関係でのご指摘でございますけれども、一応、昭和町と稲葉車瀬、そして睦につきましては、補償という形で対応させていただいております。これにつきましては、全額、町の支出で実施をさせていただいているところでございますが、補助要綱でいきますと2分の1の補助、そして2分の1は地元負担ということになっておりますけれども、その地元負担の2分の1につきましても、町の方で見させていただいているということでございます。今、松田委員さんの方からもありましたように、補償と補助要綱での設備の設置ということになりますと、補償というのは全額考えていかなければならないではないかと、補助要綱でいきますと上限が2分の1で1,500万のものということで、定められているということで、そういうことで見直しも必要ではないか、要綱での取り扱っていくとなれば、そういう見直しも必要ではないかというご指摘もいただいております。ただそういうことで、補償で今後出てくるような集会所の整備というようなことも、推測をすることはちょっと今のところないようには思うわけでございますけれども、それが出てくるとすれば、そういう要綱の中での一応上限の中で、整備を考えていただくような話で地元との協議をしていくことで、対応はいけるのではないかな

というような感じで考えております。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 全く説明が矛盾すると思うんですが、たまたまオーバーしないというふうに言われるんですけども、ここでもうオーバーしてるじゃないですか、3,400万ということ。3,400万の2分の1ということは1,500万ではないでしょう。1,500万を決めたということは、いわゆる交付要綱にいう2分の1としての上限でしょう。それ以下であるんなら1,500万以下になっての端数で計算されるはずなんですよ。上限とってますやないか。そしてなおかつ、はみ出してますやないか。そしたら全額補償じゃなくて、この関係について、このあとの400万については、どこで見るのかって、結局町が見るわけでしょうが。なぜそういう関係で補償と言いながら、補助要綱を適用するのかと言いたいわけなんですよ。上限を決めておる。本来はここ、補助要綱にはあくまでも補助であって、補助する関係の条件が整っている関係についての補助要綱である。全額補償するという関係で補助要綱をなぜ適用するのやと。たまたまなかったということは、たまたまありましたんや、ここに。そういうことを言うてるから、いろんな面で誤解を受けるということになると思うんです。

それでしかも、この関係など、集会所の問題については、2通りあるんや、当局に。いわゆる衛生関係、その他の関係の補償条件ということでいわゆる住民生活部ですか、今、で扱うという関係で答弁したりもしてる。ところが、錦ヶ丘のような関係の面で、同じ集会所という関係になってくるとどこが答弁する、いわゆる総務部ですよ。そしてこれ、所管の委員会でも議会についても違うんですよ。こんな扱い方を何ですするのやと、何でなるのやと。それでしかも答弁をしてても矛盾があるやないかと。そういうことがいわゆるいろいろ規定を決めていても、十分理解した上での答えになってないやないかというところの矛盾があるんやと。私はこの関係について、例えばこれ、本当にここで書いてますけど、例えば稲葉車瀬の関係について、建物の関係について、総額ここでこれで見るとはですよ。3,400。ところが、補助要綱を決めるからということで、補助要綱を適用するからですね。というから、1,500万というのはこれ上限でしょう。2分の1の。2分の1より上ではあるんだけど、これ3,000万以下であれば2分の1でもええわけや。これはオーバーをするわけでしょう。そしてオーバーした部分を見るわけでしょうが。見なきゃならんわけでしょうが、全額補償やから。そしたらこれやったら見ることになってませんやん。そしたらそれをどこから出すんやと。何を

適用するのやと。いうことになると、僕は議会議決しかないと言うんですよ。根拠として。そしてお金はどこから出るかという、施設協力費であろうが、何であろうが、とにかく一般財源から出るとは間違いないわけや。いわゆる寄附金の関係では町がするけど、寄附金の関係というのは一般寄附金の関係と指定寄附金、使用目的を明らかにする寄附金と関係あるわけですから、そのことを明らかにすれば問題はないわけで、いろいろと扱い方が決まってくると思います。

ところが、このところについてのこの余りにも補助金要綱というものについて便利使いしているのと違うか。僕はその扱いは正しくないと言ってるわけです。しかもそれを適用、どうしても要綱で適用しようというなら、あの要綱を見直さないと、今の現在の要綱ではそれで仕方がないと思う。だから、集会所問題についてのこういう事務的な関係についてはきっちりやれと主張されている方の、議員さんの在所であることも事実ですから、なおさら迷惑かけたらいかんと思いますさかいは僕は言うんですけども、そういう矛盾があるでしょう。そして一方ではそのことを認めておいて、一方では、けしからん、けしからんと言うてたら、話が合いまへんやろ。だから、私はそのことを言うんですよ。しかもそこへ行政担当官が乗ってるやないかと。そういうことをするさかいは、不信が段々助長して、際限なしに、問題のけじめをつけることが出来んと、いうことになっていると違うかと言いたい訳です。いい加減に目を覚ましてもらわなんだら。

お互いに感情的に反対、反対と言ってるとか言い合いをしてるんじゃないで、矛盾が矛盾として指摘されたその矛盾を氷解するために努力するとか、あるいはその矛盾を解消するためにどうしたらいいかということをお互いに議論をするということになれば、両氏双方について、お互いにこのまま行政と議会と、あるいは地元というような関係でお互いに意志に反した方向での議論なり、扱いなりをされていくということになってくるんじゃないでしょうか。僕はそのことが端的な証明だと思うんです。だから、そういうことについては、もう少しきちっとしてもらわないとね。どうにもならんやないかと。人事ではないと、これはもう。今まさにこれは、議会もそうですし、議会と行政も関係地元の関係も、みんなこれが、このことなんかを、よってたかって今の不信感を助長する結果にもなっている。相互不信をもたらしてきているということ解消しようとするのには、このところをきちっとする以外にはないんじゃないかなというように私は思うんです。そういう意味で、お互い謙虚な立場に立って、改めるべきは改める。そして不十分な面については説明をし、十分に理解をしてもらう。こういう姿勢を、こ

の際、特に強調しておきたいと思うんです。どうでしょうか。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 ただいまご指摘のこの稲葉車瀬の集会所の補償の関係、補償での支出の関係でございますが、これは松田委員から斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づいてこれをやるというのはおかしいんじゃないかと、誤解を招くのと違うかと、こういう考え方になってますが、この件につきましては、昭和町も含めて、私はこれまで述べてまいりましたのは、補償についてはその自治会に補償すると。自治会が当然それを後日運用管理していくと、その方が一番望ましいのではないかと、このように考えてまいりました。そういうことから、自治会が地縁団体の認可をしていただいて、法人格を持ってその自治を行ってほしいというようなことから、その指導もしてまいりました。そして、この補助金交付要綱を当てはめたのは、やはり自治会がされて、あと自治会がその管理をする、こういうことを主とした形でやってほしいということから、この交付要綱の運用を図ってきたわけでございます。どちらにいたしましても、このすべての事業費というのは補償で出しております。町がすべて出しておりますけども、運用の仕方がそういう考えを持ってやったということでございます。と言いますのは、町がすべてを出してやった場合に、それは町がその集会所等については町の資産になるということから、トラブルが生じたところもでございます。そういうことを含めて、今後やはり自治会が当然運用管理をしているものである、このように考えているところでございます。そういうことからこういうふうな手法を講じたということがご理解願えたらどうかと、このように思います。

また、補償の認定と言いますか、そういうような作業の問題でございますけども、これはこれまでも述べてますように、その基準はございません。一応、そういう施設が事業施工する場合については、500メートル以内の範囲での同意というものはございますけれども、それはあくまでもその補償の尺度ではないと、基準ではないと、このように考えているわけでございます。私どもといたしましては、住民が大きな不利益が生じた場合、それに対する代償として地元施設等を補助をすると、こういうことで来たわけでございます。そういうことから、議会にもお諮りしながら、また地元と契約した後、議会ともお話をしながらこうしてやっていきますよということは、これまで進めてきたところでございますので、こういうことを含めてご理解願えたらどうかと。松田議員がおっしゃることは、理解はできるんですが、あくまでも先ほど申しましたように、



集会所は補償した集会所の自治会のものだということで、これからやはり自治会が運営管理し、そして自治会の持ち物として、きちんとしてやっていただくという考え方でございますので、ご理解願いたいと思います。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 僕は、そういう考え方をずっとしているから、この問題についてはああでもない、こうでもないという話になってくるんやと思うんです。結局、今まで、僕は何回もこの集会所問題については一般質問で取り上げて提起をしてきたんです。例えば、いわゆる宅地業者に指導要綱に基づいて、土地も建物も提供させたところ、あるいは土地だけしか提供ができないところ、あるいは、しかもそれは寄附してるけども、町が財産として土地の関係は町のものとしている。ところが上の関係は、建物についてはいわゆる自治会なら自治会が建てるとか、引っ越しするとか云々して自治会名義にしていくというところとかあるわけですよ。最近の関係でいくと、例えばいわゆる町有地であって町が建てて、それで集会所的性格を持たせて、しかもそれは自治会へ管理を委任しているというところ。それからこの東里のような関係のところの例もありますね。結局は、管理は後で、そこに委託をしているところと、そしてその財産そのものの関係を譲渡しているところと。それで譲渡しないけども、例えばいろいろ管理の譲渡をしていることであって、上と下と変わらんとするんですけども、土地はあくまでも町有地であるという関係にしているところ、いろいろあるんです。いろんなケースがあるんですよ。それはいろんなケースであって、住民に戻ることがある、それは補償しなければならんということで補償して結構だと。それが悪いと言ってるんじゃないんです。結構ですよ。ところがそういうものを、今度は補助要綱という関係のところを適用してはめていこうというところに無理があると。はまらんやつについては別にまたみようじゃないかと、そんな見方を何でするんやと、要綱を適用するんやとということを言ってるんです。そのことがええになってる、僕はええことないと思うんですよ。そんなことはおかしい、もともと。だから、枠内の、先ほども言われていたように、枠内でおさまればそれはいいと思いますよ。建物の3000万以下に。以上になってこられたら必然的にまた別のものが必要になるし、あるいはその分だけが地元負担かどうかと、地元負担になるのが普通でしような、ある意味で言うたら。だからそういう関係の扱いになるやないかということで、僕は補助要綱というものが、一体何のために上限を決めているのかということもわからないし、いわゆる好きなように使われているのではないかということをお願いしたい

わけなんです。

それから、地縁団体の関係の法人格の取得の関係は、集会所建設についての面では、そのことでなければ集会所が建設できないとか、できるとかいう問題ではないわけなんです。あくまでもこれは法人格を取得をすることによって、それを自治会の財産として、自治会名義で財産登記ができるという環境の違い、ことだけであって、ほかは何にもないわけなんです。だから、指導の精神としては地縁団体という関係について入られることが望ましい、あるいはそうしてくれた方がいいという、指導条項はあったとしても、地縁団体でなければ集会所の建設ができないという条文は1つもないわけ、どこにも。指導要綱にも適用がそんなことは書いてないわけ。それはあくまでもそういうことの方が、むしろ財産ができるんですから、財産の適正な管理というためには必要ではありませんかということから、できればそういう指導をしたらどうでしょうかと言ってるんであって、しかもそれはあくまでも任意でありますから、強制できるものでも何でもないわけ。ということなんでして、だから、今言われている関係についても、助役さん、一方で地縁団体の関係で言われたそういう説明の仕方をすると、誤解を生むと。そういうところから今の地縁団体論議に発展していく。地縁団体でなければ補助金ができないのか、あるいは地縁団体でなければ集会所の関係はどうのこうのという関係になってしまう。僕はそこにあるような気がするんです。これは私の個人、見解ですけどね。常に私は、だからこの地縁団体の関係について、法の関係と手続の関係、解釈したことを持って歩いてるんですけど、どうにもその辺が皆さんは混同して使ってるというようなことから、話がいつまでたってもあいまいな関係になってくるし、またこういう資料を提出をしても、平然として何も疑問を感じない。しかもそれに乗っかって答弁をお願いしているという関係に私はなっているように思うんです。そんなことを繰り返していたんでは、いつまでたってもお互いの不信感というのは除去することができんというふうに私は思うんです。だからこれはもう、ぜひとも検討して改めてほしい。

ところが、議会の関係でも、その関係で、補償の関係で集会所の問題やったのは、我々のところじゃないわけです。所管は。別のところでやるんです。行政がそうありますように。そうやってきたただけであって、責任逃れみたいな格好でしょう。そういうことが許されるんだろうかということなんですよ。

それで、いろいろ補償の関係、補償のその施設の関係のところの所管であるし、議会もそういう関係で所管下というんだったら、今までいろいろ問題になっている関係につ

いても、そういうところで答弁をしていくことになるんかということになるわけでしょう。だから、これで私はやっぱりどうもこの集会所問題については、それぞれに皆、扱い方が一致してない、皆それぞれに違う、微妙な食い違いを持ってるんですよ。ところが、そういう関係についていろいろ指摘をすると、もうしようがない、それで最終的にケースバイケースと言わなしようがないわけなんです。そういうことになってるじゃないですか。だから、そういうことで誤解を受けたし、ちゃんとしなさいということは何遍今まで言うてきたかわからんけど、それができてないわけでしょう。できていないという関係について、ある意味では僕は事情がわかりますから。わかるから、じゃあもうそれケースバイケースで最大公約数、全体が納得でき、議会が納得できるような方法を講じる以外にないでしょうねということが僕の結論なんですけどね。そしてそれが不備であると言われるなら、不備を除去するように努力をすとか、誤解があるとすると誤解を解くように努力をすとかいう関係をしないと、一番この住民の関心の深い集会所問題がいつまでもごちゃごちゃとして、いかにも自堕落な処理をしているようにとられたんでは、議会としてもまた行政としても、あるいはこの地元としても、自治会としても僕はたまったもんじゃないというふうに思うので、特にこの点、強調しておきたいんですよ。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 先ほど、地縁団体が認可されなければ、集会所建たないという説明不足があったと思うんですが、私が申し上げているのは、いわゆる建物を建てた場合に保存登記をして、そしてそれをきちっとした自治会で運用するということにすれば、法人格を取らなければならない。そういうことから地縁団体をとって集会所をこの自治会のものにしていくということの指導をしておりますので、そういうことで、今、松田委員がおっしゃったように、集会所建てるのと地縁団体と、これは別に問題ありません。そういうことです。

また、今おっしゃってるものにつきましては、これからいろいろと、これいろいろと平行線をたどってきた経緯もございますし、そういうことを含めまして、これまで各担当課ともこれをまとめるようにということを言い続けてきました、私は。けども、ご指摘のように、法律でまとまらないというのが現にございますから、そういう面も含めて、まとまるように対応してまいりたい、このように考えます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 もうこれ以上は言いませんけど、いずれにしましても、この相共通する問題として、陳情書が出て、そしてしかも総務委員会で審議せえということをおっしゃってますからね、多少その不本意であるような関係のところについての考え方にもしておいて、あとまた、委員会で議論させていただくことになると思いますよ。いろいろ見解を聞いて。これで終わりたいと思います。

○里川委員長 委員皆様方に、まだご質問の方、受けていきたいとは思いますが、昼の休憩の時間がまいりましたので、一たんここで休憩に入らせていただきまして、午後1時から。吉川委員

○吉川委員 今の松田委員の質問と関連するんですけれども、特に私は、神南、地元におりますので、今まで補助金があってやっておるわけです。ただしやっぱり県の補助金とか国の補助金つくやつについては、やっぱり国から補助金もらって、補助要綱で、やっぱりもろてもろた方が、仮に1年遅れようが、それはもう住民の皆さんに、2年遅れようが私はやっぱり補助金つけてもらってからやってもらうんやということを言うてるわけ。私はこの1,500万については、補助要綱があって3,000万までは1,500万つきますと。仮にこれが補助金なくて、1,500万、仮に3,000万やったら、神南で公民館は補助でつけてもらったのと違いますよ。違うけども、もし仮にそういうことで補助金を仮にもらったとしても、1,500万、これはもうえらい顔してではないけど、これ補助要綱あるのやから、申請してそれに合うたらもらえるわけ。あとの1,500万、稲葉の場合で言うと、1,700万については稲葉の場合は要するに違う要望を出しておられた道を、結構ですということでここへ1,700万の補助金を、補償金をもらって、そこへ1,500万のこの補助要綱があったら、その1,500万もらって私はやっておられると、こう解釈してますねん。だから、町の方でもそこらをよう検討してもらってやってもらわないと、これから仮に町で、よそで補助金もらえるやつでも、別にもらわんでも、神南では別にもらわんでも、町と約束したやつさえやってもらえたらそれでいいわけですから、しかしやっぱり補償金つくやつについては、やっぱり補助金をもらって、それで残金のやつを町の方で補償金としてもらおうという格好になっていくと思うんで、そこらをよう、町の方も考えてやってもらいたいです。

○里川委員長 まだ、総務費の方で、ご意見はまだ、ご意見、質疑出てくると思いますので、ここで一たん休憩に入らせていただきまして、午後から引き続いて総務費の審査をさせていただきたいと思いますので、1時まで休憩します。

(午後 12時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

委員各位におかれましては、大変申しわけございませんが、予算関係参考資料の方で、数字の間違いが出てきております。それで、担当の方から差しかえの方、申し出がございましたので、受けたいと思います。今から配らせていただきますので、お願いいたします。

(訂正資料配付)

○里川委員長 そうしましたら、今、配っていただきました。ちょっと数字の表示、間違いがあったということで、担当の方から説明の方していただけますか。阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 済いません。申しわけございません。

そしたら、今、お渡しいたしました資料、最初、28ページの方でございます。東公民館の利用状況でございますけれども、28ページの方で、東公民館利用状況でございますけれども、集会室2のところから以下、5の部分の利用人員、ちょっと段ずれを起こしまして、ずっと最後の合計のところまでずっと1段ずつずれております。それでちょっと訂正ということで、お願いいたしました。

(「もう一度」と呼ぶ者あり)

○阪野生涯学習課長 28ページの方で東公民館利用状況、その集会室2から以下、午後の使用人員、利用人数でございますけれども、それをずっと下まで段ずれを起こしまして、数字が変わってまいります。当然、合計の方も変わってまいりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それから、もう1つ、次は32ページでございますが、斑鳩県民運動場利用状況の中で、5月の午前の利用者の件数でございます。8時30分から17時、430となっておりますのが34、ですから5月の月別の合計が合計50ということでございまして、それぞれ縦の合計が、午前の部が372で、月別の合計の縦の合計が575ということで変わってまいります。

それから、33ページ、その隣のページでございますが、斑鳩町立小学校の体育施設開放事業の中で、斑鳩小学校の5月分の運動場の使用回数が430となっておりますのは、8ということの訂正をお願いいたしたいと思っております。それから合計が、斑鳩小学校

の横の合計が62、そして全体の横の合計が運動場で450となっておりますのが28。合計が579が157でございます。それぞれ縦の合計でございますけれども、斑鳩小学校運動場の月別の縦の合計が100。それからその合計が633。それから全体の運動場の縦の合計が283。合計が1,669ということでございます。

以上でございます。まことに申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○里川委員長 ということで、大変申しわけございませんが、予算の関係、参考資料の方、それで差し替えの方、よろしくお願いいたします。

それと、午前中の質問に対しまして、答弁の方、申し出がありますので受けていきたいと思っております。清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 朝の部のごみ袋の文具料、50円の関係でいつからかということで、平成12年とお答えいたしました。正しくは平成5年度から、当課におきまして、ごみ減量化推進事業といたします。ごみ減量化及び指定ごみ袋配布に対する報償ということで、1件につき50円をそれぞれの自治会に支払っておるというものでございまして、この関係につきましても、平成9年度から総務課の文具料の方へ移り現在に至っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○里川委員長 先ほどの西谷委員の方の質問に対しましての答弁になります。よろしいですか、西谷委員。藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 午前中の飯高委員さんの財政指標に関するご質問の件でございます。まず、財政力指数でございますが、平成15年度は3カ年平均で0.533でございます。16年度が0.548でございます。

それから、経常一般財源比率でございます。15年度は0.973。平成16年度は0.929でございます。

○里川委員長 それでよろしいですか。

それでは、引き続きまして第2款総務費についての質疑をお受けしていきたいと思っております。吉川委員。

○吉川委員 50ページの委託料の関係で、無料法律相談委託料93万5,000円なんです。この相談時間が短くて、肝心のことを聞いてもらえないということをお聞きです。やはり内容をもう少し充実するようにできないのか、お聞かせ願いたい。

それから、58ページのこれは交通安全対策費の中の委託料になると思うんですけども、放置防止指導業務委託料をもう少し説明をしてもらいたいのと、安協等で消防団の方とか各種団体の方に協力をいただいて、町道上の自動車の啓発運動を行ってるわけなんですけれども、これも私、何遍も指摘し、安協の総会、また安協の会議でもお願いしてるわけなんですけれども、同じ車が同じところに何遍とまっても、それを啓発というんですか、指導できないような状況になっています。この自動車の移動等、またその一生懸命啓発運動をやっていただいている皆さんに対しても、やはり後の対応を私はきっちりやってもらいたいと思うんです。そういう面からの回答もお願いしたいと思えます。

以上2点です。

○里川委員長 これに対して答弁。西谷住民課長。

○西谷住民課長 おっしゃっておられます無料法律相談の方ですけれども、第2、第4火曜日のお昼1時から4時までしております。1人20分ということですので、確かに相談内容を、ご本人さん来られる場合、まとめて相談していただくということになっておりますけれども、来られてそれを解決というのはなかなかできませんけれども、助言をいただくということで処理させていただいてます。そして至急ということでしたら、弁護士会の方の無料法律相談もございますので、その方を利用していただくとか、させていただいておりますので、今現在は1人20分というやり方で、ことしも平成16年度も予算を組ませていただいております。

以上です。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 交通安全対策費の放置防止指導業務委託の関係でございますが、この関係につきましては、自転車放置禁止区域内に放置防止指導員、シルバー人材センターにお願いしておりますが、配置いたしまして、放置防止指導に努めるということで、平成10年から委託開始しておるものでございまして、常時2名の人材で指導時間につきましては1日2時間ということをお願いしておるものでございます。

それと、不法駐車 of 啓発の関係でございますが、後対応ということでございます。この関係につきましては、ナンバープレート等わかっておるものにつきましては、啓発のステッカー等張る中で、西和警察の方へも報告し、処理方をお願いしておるというのが現状でございます。

以上でございます。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 まず1点目なんですけれども、できますれば、今、課長言ってもらったようによくわかるんですけれども、やはり来られた方はやっぱりもう少し親切というのか、教えてほしいというのが皆さんの希望ですので、できる限り、もし延ばせるものなら10分間でも延ばしていただいて、申し込みがようけあると思うんで難しいと思いますけれども、ひとつまた弁護士さん、相談員とも相談していただいて、できるだけ有意義にやはり相談を受けていただけるように、ひとつお願いをしておきます。

それから、2点目なんですけれども、今、ちょっと確かに警察等と協議してやっていたいてるんですけれども、現状はそうはなっていないわけなんです。私が申し上げているのは、特に何遍も同じところにとまってるわけです。それはもう番号も控えて、何時から何時ということも控えてるわけでしょう。その方、Aという方だったら、Aがこの前も見せてもらったら、5回、見たら5回ともその方がとまってるわけ。1回目あって、また3遍ほど飛んでというんやったら、これも困るけど、まだ何やけども、ずっと同じ方がとめてはるわけや。人はわかりませんよ。しかし車は同じ車がとまってんのやから。だからそんなのはやっぱり率先してどけてもらうようにしてもらわないと、何のために一生懸命これ回ってるのやわかりませんので、やはりみんなに協力も求めるかわりに、やはりそれに対する対応はやっぱり町の方できちっとやれるように、これは警察関係もありますけども、警察の方にもお願いはしてるんですけども、一向にらちがあかない。先ほど、ナンバープレートついてあったのがじきにどけてもらえるような印象を受けたわけですけども、そうじゃないわけなんです、現実には。だから、ぜひともことしは、初めに基本施策の中にもうたってるように、やっぱり安全な快適なまちづくりやうてくれるのやから、やっぱりそれに沿ったこれにやっぱりみんな考え、こうしてやってくれるのやから、できるだけこれに近づけるように、100%、私も言いません。やっぱりこれにできるだけ近づけるように、お互いに努力、それからこちらで、こちらというか、住民自治会でできることはまた自治会にお願いし、ともにやっぱり排除していくようにせんと、一生懸命言うてるのやけども、やってくれんのやったらそなん言うてもしゃあないわというような印象を与えると、うまくいくやつもいかないと思うんですよ。だから今後、これもはっきり言うて難しい、はっきり言うたら心にあることやけど、ごみ1つ捨てるのも、きょうの朝もちょっとお願いしたわけですけども、ちょ



っとまたそこへ、壁の壊したのをほってあるわけです。見たらほんまに腹立たしくなってくるんやけど、その人を見てないし、怒るわけにもいかんし、役場へお願いしてひとつどけてくれへんかということをお願いせんならん。これ、町も大変だと思うんですよ。けれども、やっぱり抜本的なことはやっぱり町でやってもらわないと、町民もついてこないと思うんで、ひとつより一層の私は努力をお願いしておきます。答弁は結構です。終わります。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに。浦野委員。

○浦野委員 54ページの14番使用料及び賃借料の中での土地借上料496万1,000円、この明細言いますか内容について聞かせていただきたいのと、それと次のページ、56ページの13番委託料、文化振興センター委託料、この金額、1億近い金額なんですけれども、この金額について、財政削減の中で9,940万という高額な負担なんですけれども、この委託料、削減する手だてはないのかどうかという点について聞かせていただきたいのと、その項目の中で、十七条制定1400年記念事業委託料100万円、これの内容について聞かせていただきたいと思います。

以上3点。

○里川委員長 野口企画財政課参事。

○野口企画財政課参事 それでは、56ページの文化振興センター施設管理業務委託料の9,940万9,000円についてであります。これ等につきましては、斑鳩ホールでの施設管理運営費にかかる分であります。なお、全体的な経費につきましては、教育委員会の方でも一部、ホールの管理運営いただいております。その8割部分ということで、ホールの管理に要します年間の需用費、電気水道等、そしてホール全体の管理運営費をここに計上するものであります。この節減について努力というか、当然効率的な管理運営ということで、この経費についての需用費削減、効率化等については努力をいたしておるわけですが、この経費につきましては、文化振興財団にホール全体を管理する委託料ということで、総額を計上するものであります。なお、おっしゃるとおり、この内容等について、効率化に向けて努力していきたいと思っております。

次の十七条憲法にかかります制定1400年記念事業の開催業務委託料等につきましては、この内容であります。この経費、事業内容につきましては、講師5名というんですか、このシンポジウム、基調講演を奈良大学の文化教授水野正好先生と立松和平さんの十七条憲法にかかります和の心、そして憲法十七条の和というんですか、水野先生につつま

しては和の心をあらわした太子と建立の寺々ということで、聖徳太子にかかる講演をいただき、そして憲法十七条のかかります立松和平さんに講演をいただき、そして水野先生にコーディネーターとなっていていただき、4月18日、斑鳩の里大学21で開講します連続公開講座の中で、先生方、4月18日、そして10月3日、基調講演をいただいた法隆寺館長等、歴史街道推進協議会の牧講師を迎え、パネルディスカッションを行いたいと計画をさせていただいております。

以上です。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 予算書54ページの土地借上料の496万1,000円のことです。これにつきましては、役場の西側と東側でございます。こちらの方で職員の駐車場及び来客用駐車場を確保しております。この借上料でございます。

その内訳でございますが、職員用につきましては、322万4,000円、来客用につきましては173万7,000円でございます。なお、職員用につきましては、職員の自己負担を求めておまして、歳入の方へ合わせまして370万8,000円を予算計上しているところでございます。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 一番最初の説明の斑鳩ホール委託料の経費削減のことなんですが、例えばこういう項目で削減しようと努力しているとか、また将来的にここの部分を削れると思うとか、いわゆる削減についての努力の具体的な何か、今現在ないわけですかね。

○里川委員長 野口企画財政課参事。

○野口企画財政課参事 ホールの運営に当たりまして、一応日常にかかります光熱水費、電気等の管理、そして光熱費にかかります重油等の管理につきましては、巡回を徹底し、むだな電気等については消灯をさせていただいております。重油関係につきましても温度管理等に十分配慮し行くと、一般日常的な消耗品等関係につきましても、その管理等についても十分効率よく使用すると言ったらあれですが、効果的な使用ということで、そしてまたこんな非常にあれですが、人件費関係につきましても、平成16年度につきましては、職員、今日まで3名を充当しておりましたが、管理ということで1名を施設管理運営費から減という形で運営をさせていただいております。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 こういうホールとかいろいろ器をつくりますと、やっぱり経費もかかってく

ると思います。また今後、福社会館等計画だと聞いております。運営経費に関しましては、削れるものはどんどん削っていただきたいと、努力していただきたいということを要望しまして、終わります。ありがとうございました。

○里川委員長 ほかに、委員さんの方でございませんでしょうか。坂口委員。

○坂口委員 56ページ、委託料、使用料のところなんですけど、今度、電算システムとかネットワークシステム関連、更新されるみたいなんです。それとパソコンの方も結構古いのがあるみたいで、それも新しくなるとは聞いてるんですけども、システムの方でもこの役場内だけのシステムの更新なのか、それとも将来を見込んで、斑鳩町内の何て言うんですか、施設をネットワークで結ぶとか、その辺のところまで組み込んで計画されておるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 ここに計上してございますのは、庁内のLANシステムにかかわりますパソコンの更新でございます。おっしゃっています庁外を含めたということになりますと、現在、地域情報化計画というのを策定にかかっております。こちらの中で、十分検討して考えていきたいというふうに思っております。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 どこにいても全部つながっているというような状況、斑鳩町の関連施設ですね、その辺だけでもうまくネットワークについて、どこでも見れるというような状況を作っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに委員さんの方でございせんか。

なければ私の方から少し聞かせていただきたいんですが、町長の施政方針にも平成18年度を目途に人事制度の研究をしていくんだということが言われてたと思うんですけども、この人事制度の研究につきまして、今後、どういうふうな方法でこういったメンバーでこの検討をしていかれるのかということについて、方向性をお聞きしておきたいというふうに思います。

それと今、藤原課長の方から出ましたその地域情報化計画ですね、これ新たに出てきた計画策定ということで、この内容についてももう少しどんなふうに進めていかれるのかをお聞きしたいというふうに思います。

それと、大変申しわけないんですけども、ことしは参議院選挙もあるということで、3月1日施行で公職選挙法が改正されまして、以前から私が要望をずっと選管に対して

してまいりました介護保険の要介護の介護度の高い方について、障害者と同じような形で郵便投票などができるというふうなことが改正されてきているというふうには聞いてるんですが、斑鳩町で要介護5の方というのは85名ほどいらっしゃると思うんですが、これらについて、そういった今度の国政選挙に向けまして、どういった啓発をしていただだけるのかということについても、あわせてお聞きしておきたいというふうに思います。

西本総務課長。

○西本総務課長 それでは、1つ目、公務員制度改革につきましてでございます。これはおっしゃるように、平成18年度を目途に、国の方におきまして公務員制度の改革に向けて今、審議が行われているところでございます。新たな制度におきましては、施政方針にも述べておりますけれども、能力等級制度の導入、それから能力、職責、業績を反映した新給与制度の確立、そして能力評価と業績評価からなる新評価制度の導入等について今、審議をされているところでございまして、この斑鳩町におきましても、この動向を公務員全体のことでございますので、こういった動向を見据える中で、今現在は静観しているところでございます。まだ委員会とかそういったところまで進んでおらないのが現状でございます。また平成18年度になりますと、また国、県の方からこういった公務員制度改革につきまして、何らかの指針が示されてこようかと思っておりますので、それを踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。

それからもう1点、公職選挙法の改正でございます。3月1日に公職選挙法の一部が改正されまして、要介護5にかかります方にも、郵便による不在者投票ができるようになっております。この啓発につきましては、今現在、国の方からパンフレットも来ておりますので、窓口におきましてこのパンフレットを備えつけると同時に、広報におきましても参議院選挙が近づきます新年度に入りましてからすぐにでも、広報におきましても住民周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 地域情報化計画の進め方についてでございます。現在、国を取り巻くIT戦略というのがございます。その中で、地方自治体におきましても住民基本台帳でありますとか、総合行政ネットワークということが現在整備が進められているところでございます。そういった中であって、一方ではやはり個人情報保護と言いますか、

情報セキュリティというのが非常に重要な役割を果たすものと思います。この情報セキュリティの問題ともあわせまして、慎重に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○里川委員長 ありがとうございます。人事制度、公務員制度につきまして、今ちょっと課長の方から指針を踏まえて検討すると、その指針まだやということなんですけれども、できるだけこういった問題につきまして、組合なんかとも十分協議をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それと、要介護5の方につきましては、ご家族の方なりも、いろいろ介護保険などの手続におみえになったりすると思いますので、選管事務局だけの問題とされずに、福祉課の窓口などでもそういった啓発にぜひ努めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 よろしいですか。ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費についての審査に入ります。説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 第3款民生費につきましては、74ページから98ページにかけてでございます。本年度は16億5,981万5,000円の計上となっております。前年度の予算額と比較をいたしまして、3,580万1,000円、2.2%の増となっております。増となりました主な要因でございますが、障害福祉費にかかります支援費制度におけます扶助費と、児童手当にかかります扶助費などが増となったことによるものでございます。

それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。まず、74ページから76ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額は2億2,254万9,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして、1,248万5,000円、5.3%の減となっております。職員にかかります人件費が主なものでございますが、第28節の繰出金で国民健康保険事業特別会計への繰り出しといたしまして、7,275万円の計上となっております。前年度予算と比較をいたしまして、1,221万8,000円、14.4%の減でございます。これは普通交付税に算入されます国民健康保険医療費助成費等の算定基準の変更に伴いまして、国保財政安定化支援事業

繰出金の減少を見込んだことによるものでございます。

次に、第2目の国民年金事務取扱費でございます。本年度予算額は939万2,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして392万2,000円、29.5%の減となっております。国民年金事務につきましては、法定受託事務としまして第1号被保険者の資格関係届けや、一部の年金裁定請求、保険料免除、学生納付特例などの手続を行っているところであります。昨今、年金に関します話題が数多く報じられておりますことから、窓口相談に来られる方も多くなってきており、制度の正しい認識と理解を持っていただくため、社会保険事務所と連携を図りながら相談業務に当たっているところでございます。支出の主なものといたしましては、人件費及び電算ソフト料でございます。また人件費につきましては、本年度は昨年度と比較いたしまして1名減で計上させていただいております。

次に、77ページから80ページの第3目老人福祉費でございます。今年度予算額は2億3,895万9,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして424万2,000円、1.8%の増となっております。

78ページの第13節の委託料におきまして、2,752万1,000円を計上をいたしております。在宅介護支援センターの委託料といたしまして、1,714万9,000円を計上し、社会福祉協議会と第二慈母園に業務を委託する中で、高齢者やその介護者の相談に応じますとともに、介護保険にかからない方を含め、援助を必要といたします方へのサービスの調整などを行っていただいているところでございます。また引き続き、配食サービス、緊急通報装置の貸与等、介護保険以外のサービスにも取り組んでいるところでございます。

次に、79ページの第19節の負担金補助及び交付金でございます。4,117万4,000円を計上をいたしております。三室園組合への負担金3,856万6,000円のほか、斑鳩町老人クラブ連合会への助成などを行うものでございます。

次に、第20節の扶助費では、4,035万7,000円を計上いたしております。養護老人ホームへの施設入所にかかります措置費2,094万1,000円のほか、高齢者優待券の交付事業や介護手当の支給、紙おむつの支給など、高齢者の生活支援、家族介護の支援を引き続き実施をしていくことといたしております。

次に、80ページの第28節繰出金でございます。老人保健特別会計に対します制度上の負担でございます。前年度予算額より579万8,000円増の1億2,698万5,

000円の計上となっております。

次に、第4目老人憩いの家運営費でございます。本年度予算額は1,743万2,000円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして103万円、5.6%の減でございます。引き続き高齢者の憩いの場やレクリエーションの場として利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、81ページの第5目新生活振興費でございます。本年度予算額は前年度と同額の10万5,000円の計上となっております。生活学校の運営、活動内容の充実を図りますとともに、生活学校として環境保全意識の高揚にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第6目医療対策費でございます。本年度予算額は1億45万2,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、615万3,000円、6.5%の増となっております。老人、乳幼児、母子、心身及び精神障害者等の医療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減と受診機会の確保を図ることを目的といたしまして実施をいたしております事業でございます。また乳幼児医療助成事業につきましても、県費補助対象であります3歳未満の年齢要件等を引き続き拡大をいたしまして、3歳児までの医療助成及び4歳以上小学校就学前児童の歯科、入院にかかります医療費の助成等を実施していくことといたしております。

次に、82、83ページの第7目人権対策費でございます。今年度予算額は153万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして10万6,000円、6.5%の減となっております。今なお、部落差別を初め女性や高齢者、障害者、外国人等に対するさまざまな差別や人権侵害が強く残っており、特に最近では児童虐待に関する事件が多発しているところでもございます。引き続きあらゆる差別の撤廃や人権侵害に対するなお一層の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、第8目国民健康保険医療助成費でございます。国民健康保険の一般被保険者にかかります国民健康保険税の軽減相当額を一般会計から繰り出しを行い、国保財政の基盤安定に資することといたしております。本年度予算額は1億1,300万6,000円を計上いたしましたしてしております。前年度予算額と比較をいたしまして、1,899万8,000円、20.2%の増となっておりますが、国保財政の基盤安定に資するため、国民健康保険の一般被保険者にかかる国民健康保険税の軽減相当額を一般会計から繰り出すものでございます。

次に、第9目あゆみの家管理運営費でございます。119万1,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして65万5,000円、35.5%の減でございます。前年度は施設の老朽化に伴い、維持補修にかかります経費を計上いたしておりましたが、昨年度で予定の補修も終了したことによりましての減となっております。

次に、84ページの第10目福祉会館管理運営費でございます。本年度予算額が214万8,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして24万8,000円、10.4%の減となっております。社会福祉活動や介護サービス事業の拠点としての施設の維持管理に伴います経費でございます。

次に、第11目の障害福祉費でございます。本年度予算額は2億5,917万8,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、1,638万5,000円、6.7%の増となっております。増の主な要因であります。昨年4月から身体障害者及び知的障害者に対しますサービスの一部が措置制度から支援費制度へと移行をいたしました。事業者とは対等な関係に基づく契約を行い、サービスの利用がなされてきたところではございますが、平成16年度では昨年度より通所授産施設への入所で3名の増、厚生施設への入所では2名の増を見込んでいるところでございます。またこれら支援費に要します経費につきましては、扶助費のところでは身体障害者、知的障害者、児童ごとに、またサービスの種類別に計上をさせていただいているところでもございます。

また、平成11年に10年計画で策定をいたしました斑鳩町障害者計画は、中間年で見直しを行いますことから、平成16年度で検討委員会を設置をいたしまして、障害者の福祉に関する施策を総合的に推進するための見直しを行い、取り組んでいくことといたしております。

なお、第13節の委託料では、648万8,000円の計上となっております。これは療育教室、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い、移動支援事業等を実施するために要します費用でございます。

また、86ページの第19節負担金補助及び交付金では、2,043万7,000円の計上となっております。主に福祉作業所虹の家への運営補助金、精神障害者小規模作業所の負担金で、障害者の地域社会での自立を図っているところでございます。

また、第20節の扶助費では、2億2,677万4,000円の計上となっております。



身体障害者（児）に対します補装具の交付、修理事業といたしまして830万8,000円、重度心身障害者等福祉年金といたしまして1,900万円、支援費の支給費といたしまして1億9,209万8,000円などといった経費の計上となっております。

次に、88ページの第12目のふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業でございます。本年度予算額は3,389万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして197万8,000円、5.5%の減でございます。臨時職員にかかります賃金並びに施設の管理運営に要します経費が主なものでございます。当該施設の利用状況でございますが、2月末現在での入浴者数は前年度の同月末と比較いたしますと101人増の31,495人となっております。また、娯楽室、小広間の利用状況でございますが、小広間は各団体の会合で1,340人、娯楽室では2,279人の利用をいただいているところでございます。前年度の同期と比較いたしますと、利用者数は増加の状況ではございますが、平成16年度内に入浴料等を含め検討を行い、検討委員会にもご相談を申し上げながら、より多くの町民の方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、89ページの第13目介護保険事業繰出費でございます。本年度予算額は1億8,862万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして1,324万5,000円、7.6%の増となっております。本費目は介護保険特別会計に繰り出しを行うもので、保険給付の12.5%に当たります介護給付費繰出金1億3,696万9,000円のほか、職員給与費及び介護保険事務費にかかります分の繰り出しを行うものでございます。

次に、（仮称）総合福祉会館建設事業費でございますが、平成15年度内の用地取得に向け、地権者の方々の協力を得るため交渉を続けてまいりましたが、協力を得るにいたらず、当該予定地の用地取得を断念せざるを得ない状況となりました。しかし、当該施設の建設は当町の重点施策でありますことから、用地取得等といった事業着手のめどが立ち次第、早期に対応してまいりたいと考えますことから、平成15年度において計上いたしておりました実施設計などにかかります経費を、平成16年度に繰り越しをさせていただきます手続をさせていただいているところでございます。また用地取得費につきましても、土地開発公社で予算化をさせていただき、取り組むことといたしております。

次に、90ページからの第2項の児童福祉費でございます。4億7,135万6,000

0円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、3,320万2,000円、7.6%の増でございます。2月1日現在での平成16年度入園申し込み状況でございますが、たつた保育園では133名、あわ保育園では154名の合計287名と成っております。保護者の勤務状況等により、他の市町村の保育所に入園される管外保育の利用者は54名と想定をいたしております。また、女性の社会参加の増や就労形態の多様化や緊急時の保育に対応するため、あわ保育園で実施をいたしております一時的保育事業につきましても、平成16年1月末で延べ287回の利用があり、引き続き周知を図り利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

延長保育につきましては、保護者の要望等にこたえ、午後8時まで保育時間を延長し、女性の社会進出の増加、核家族化の進展に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進をいたしているところでございます。平成16年1月末で延べ2,017回の利用があったところでございます。また、平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年4月から5年間の次世代育成支援のため、子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備等といった行動計画を今年度において策定をいたしますことから、広く意見を聞くため、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会を設置をいたしまして取り組むことといたしているところでございます。

それではまず、90ページから92ページの第1目の児童福祉総務費でございます。本年度予算額は1,769万2,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして37万1,000円、2.1%の減でございます。職員にかかります人件費が主な経費でございます。

次に第2目児童手当費でございます。本年度予算額は1億1,689万6,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、3,805万7,000円、48.3%の増となっております。増となった主な要因でございますが、平成16年度から支給対象年齢が従来の就学前児童から小学校第3学年終了までに拡大されたことに伴いまして、対象児童数の増によるものでございます。

次に、93ページから95ページの第3目保育園費であります。本年度予算額は3億2,137万8,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、416万8,000円、1.3%の減となっております。職員にかかります人件費及び臨時保育士の賃金及び管外保育委託料が主な経費でございます。子供を取り巻く環境が大きく変化をしている中、保護者の仕事と子育ての両立を支援いたしますとともに、園庭

開放や家庭支援講座を通しまして、地域での子育て支援事業の充実に努めているところでございます。

次に、96ページの第4目一日里親会費でございます。本年度予算額は51万4,000円の計上となっております。参加者には1日楽しく過ごしていただいております。開催を楽しみに待っておられるところでございます。本年度も担当常任委員会の委員皆様方やボランティアの方々のご協力を得ながら実施をしてみたいと考えているところでもございます。

次に、第5目学童保育運営費でございます。本年度予算額は1,487万6,000円の計上でございます。前年度予算額と比較をいたしまして、31万1,000円、2%の減となっております。共働き家庭の一般化、就労形態の変化により、受け入れ児童数も年々増加をいたしている状況でございます。このことから、引き続き児童の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3項災害救助費、第1目災害救助費でございます。不慮の災害に備えまして、名目予算として2,000円の計上をさせていただいているところでございます。

以上、簡単でございますが、第3款民生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査の方、よろしくお願いを申し上げます。

○里川委員長 第3款民生費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の74ページから98ページまでです。松田委員。

○松田委員 この予算にかかわる関係とあわせて、条例の制定案件があります。予算の関係では、84ページの説明欄には障害者計画云々と書いてますけど、これは条例でも言っているように、障害者福祉という関係で、それより先にこれは資料ができてるんだと思いますけども、訂正をされるべきではないのかなというふうに私は思います。

それから、90ページの関係の策定報酬の関係、これ6人というふうになってますけども、この条例その他の関係では9人という委員の数書いてるんですが、なぜこの予算上は6人なのかということについて、質問をしたい。

あわせて、この双方の協定なんですけども、一方では協議会というふうに言ってますし、一方では検討委員会、こういうことに言ってるわけですけども、これはおのずから協議会と検討委員会と意味の違いはどういうふうに理解をしておいでになるのかどうかということをお聞きしておきたいと思うんです。これは用語の定義があるんだろうと思いますけども、辞書では協議会というのは相談をして決めること、検討委員会の関係

については調べてみるということになってますけど、この辺はやっぱりきっちり認識をした上で委員会運営がされないの問題になるんじゃないかなというふうに思うので、見解を聞いておきたいと思います。

それと、1つこれは全般的になるんですけども、こんな新聞投書がありまして、ちょっと気になっているところなんですけど、ちょっと読み上げて皆さんにご紹介をして一応ご感想を聞きたいと思うんですけども、「私は脳梗塞で倒れて15年、身障2級です。障害者と呼ばれてから『障害』の言葉が気になるんです。私のひがみ根性かもしれません。『障害』は辞書では妨げ、邪魔とありました。運動会などで障害物競走があります。障害物とは邪魔なもの、妨げるものです。障害者とは邪魔なもの、邪魔な人、そして妨げるもの、妨げる人となるでしょう。身体障害者ではなく、身体不自由者なのです。不自由を辞書では、自由がきかない、思うようにならないとありました。私は身障者ではなく、不自由者なのです。身体の不自由がきかない、思うように動かないものなのです。身体障害者本人が自分の体を邪魔、妨げとは思わないでしょう。それでは、健常者が邪魔な人、妨げると人と思っているのでしょうか。障害物と障害者、物と人の違いですが、私はこのようなことを考えさせたのです。障害者ではなく、不自由者ではないのでしょうか。」体の不自由な人が障害者と言われることについて、こういう感情を持ったり、こういう痛みを肌で感じているということを知って、やっぱり我々としては言葉というものを気をつけないかなと。いろいろ対策を講じているというふうに言うけれども、これは形だけの上で行っていることによって、やっぱり心が通わない関係というものがこういうふうに言わしめているんだなというふうに思ったりするんです。そういう意味合いから、いろんな面でこうした人々についての感覚というのを我々はただ口先だけという意見とか、あるいはお年寄りだけとか、いや障害を持っている人、不自由な人々云々と呼びますけれども、障害を持っている人々自身がこういう感覚を持っておいでになるのなら、やっぱり十分そのことについて考えて対応しないといかんのかなというふうな感じを持ちました。したがって、これは一言申し上げて、こういう感想、こういう受けとめ方をしておいでになる人々がおるんやということについて、やっぱり我々自身も意識改革をしていく必要があるんじゃないかなというふうに感じましたので、感想があれば聞かせてください。

以上この2つ、先ほど言いましたように、協議会と検討委員会についてのいわゆる理解の仕方、それから次世代策定委員会の報酬のこの関係のことについては6人とありま

すけれども、なぜ条例が9人になって、どうしてこの6人なのかということについて、聞かせてください。

○里川委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 まず初めに、84ページでございますけれども、先ほど松田委員の方からご指摘いただきました報酬の中で、障害者計画検討委員会報酬9人という中で、障害者計画の中に福祉が抜けているということで、これもミスプリントということでお願いしたいと思います。

それと、次に90ページの次世代育成支援行動計画策定協議会委員報酬で協議会の方は委員9名ということで、9名以内ということになっておりますけれども、委員の報酬が6名ということの対比でございますけれども、報酬を支払わせていただく方が実質6人ということでございます。その中で、お支払いをさせていただけない方が3名、公的機関の方が3名ということでございます。県の職員ということで3名除いております。

それと、検討委員会とそれから協議会との違いをどういう認識をしているかということでございます。障害者福祉計画でございます。当初、平成11年の3月に斑鳩町障害者計画を策定いたしますときに、策定委員会という形でさせていただいた経緯がございます。そちらの方で再度5年間の見直しということも含めまして、検討を、策定の見直しをするということで策定検討委員会ということでさせていただいたと認識しております。

それと、次世代育成支援行動計画の策定協議会の協議会でございますけれども、これにつきましては、行動計画の策定指針というのがございまして、そちらの方で市町村の行動計画の策定協議会を置くことができるということの条項の中で、次世代育成支援行動計画の斑鳩町の次世代育成支援行動計画策定の協議会ということでの設置条例のご提案をさせていただきたいところでございます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 結局これは条例が仕上がっていないし、委員会がどういうご審議をなさるかということもあるんですけども、次世代の育成支援行動計画のこの条例を制定するについて、委員の構成というのが協議会ですね、委員9名以内をもって組織をします。3条の関係のこの2でも、町会議員、あるいは学識経験のある者、その他町長が認めるものということで、県職員とか何とかそんなことはちっとも書いてないわけですし、それは担当課の思惑だと思うんですよ、人事の関係というのは。そういうことまで含めてここ

で言っていると、だから6名にしてるんやというふうな関係になってくると、今度は条例そのものについて一体どう審議をしたらいいかなというふうに思うんですよ。一方では、1つのこのいわゆる障害者の関係の方については9名、委員どり9名ということで予算化して、こっちは9名であるけれども6名だというふうな関係の使い分けというのかな、条例制定上、あるいは当初予算の関係から言って、一体いかがなものか。それは人事が決まって初めてそういうことになるんでしょから、本来その数は予算措置をしておくべきではないか。当然ではないかなというふうに私は思うんです。だからその辺のところについては、この委員会がどのような判断をなさるかわかりませんが、条例内容と予算との関係は違うということを指摘しておきたいし、このことがいいのかどうかということについて、ひとつ聞いておきたいと思います。

○里川委員長 小城市長。

○小城市長 ご指摘の関係等について、当然、条例等がございますから、やっぱりその9名なら9名の予算化をやっぱりしていく。あとそれは行程の関係で出られたら、あとはもうそれは払うか払わへんか、これはまた別の問題ですから、あとは残りは残るということでございますから、当然、今、委員がおっしゃっていただくような対応をしていくのが当然だと思います。

それと、委員から、この障害者、不自由者というふうにさせていただいたらと、私はこういうやっぱりおっしゃったように不自由者という人は、まさに私はやっぱりそういう障害というか、そういうものにおんぶをされるというより、私はこういう形で元気に生きていこうというやっぱりその意欲が私はあると思う。何か今、日本の国の制度というのは、そういうふうにもたれかかっているような感じで、何でも障害者、障害者で、もう皆さんが大事にしていく、大事にしていく。私はやっぱりその障害者の方々も、自分で生きる力を持とうというやっぱり意欲を皆持っておられると思う。そのことをどうしていくかと。今まさに私もやっぱり一番考えないかんの、あゆみの家でももう40、50の人がやっぱりおられるわけですから、そんな人がいつまでもそういうことを考えるよりも、自分が一番痛みがわかっている。そういうことで、障害者という言葉がいいのか、あるいは不自由者ということが、おっしゃっていただいているように、そういうことも踏まえて、日本語の難しさというのは非常にあると思います。そこらを今、文言を変えようとかいうこともありますけれども、今、障害者ということになっておりますけれども、まさにその松田委員が読まれたような、不自由者と、自分はやっぱりそうい

う障害者じゃないんだと、私はそういうことによって不自由になったんだという意欲とか、それもこれからやっぱりそういうものが生きていかなかったら、日本の国の何でもおんぶに抱っこということになったら、何ぼでもお金が、どこかでやっぱり削らないかんのですから、何ぼでもそこに費やしていかんなんということもございますから、そういうことについては、やっぱりそのおっしゃってる方の誠意・熱意についてとか、そういうことを我々としては感じなければいけないと思っております。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに。浦野委員。

○浦野委員 83ページの人権対策費の関係の中で、説明ありましたときに、児童虐待という言葉が出ましたんですけども、いろいろと報道関係で事件を聞くたびに、我が町、斑鳩町もこういったことないのかなという心配もしております、今、実態の把握と言いますか、児童虐待の実態がないのかどうか、日々把握されてるかと思うんですけど、その辺の状況と、それに対する対策について、ちょっとお考えを聞きたいなと思います。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 この関係について、この間からテレビ、新聞等で出ますように、ああいう形で、もう出たら必ず学校側はこういう休んでいる方にはもう連絡とつてもやっぱりプライバシーの問題だとおっしゃる。まさにそういう病気があるということで、学校へ来ないというのは、余計行かなかったらいかんのです。私は踏み込むべきだと思います。ああいうことは勇気とやっぱりその子の、子供のことを考えたらんと、どうなっているのかということがわからないわけですから、私は何ぼプライバシーがあっても、やっぱりそういうことについては、もう当然やっぱりいくと。私は仮にこの不登校であろうが何であろうが、家と連絡を密にするということが一番大事だろうと思います。何もうちの子供やからほっといてくれと言われたら言われるほど、私はもっと大事にしてやらないかんと思います。私もそれは娘がそういうことで自分が痛感しましたから、やっぱりそういうことを考えますとほっとけない。もう本人はあしたでも死ぬという気持ちを持ってるんですから、そのことを早く見抜く、そういう力。もう今、マスコミというのはとにかくもう学校側は絶対そういうことでは悪くないと、校長、教頭、言葉荒だてて学校の対応が悪くなかったと、悪くなかったってベランダ越しに見てるんですから、ベランダ越しに見たっていうのは、下から先生は見てるなんて、そんなばかなことないわけです。私はそのときに踏み込むことが一番大事だと。やっぱりそういう勇気を持ってやらんと、何かもう言われたよって行ってきましたと、家行ったらもう閉まってましたと、

そんなもん帰ってたらだめなんですよ。閉まってたら余計注意して、また裏の方にでも回って、隣の人を誘ってでも入っていくという勇気を持たないとあかん。私はもうやっぱり今、日本の国がだんだんそういうことがもう他人というか、隣近所でもわからないということではいかんわけですから、そういうことをやっぱりこれから早く見抜くという、そしてまた早く連絡を密にすると、警察とも連絡を密にして、そういう関係の所轄の児童相談所に問いかけてやるということが一番大事だと思います。そういうことが手おくれになったら、必ずこういう問題が起きる。私はもうそういうことで絶えず教育長等にも指示をしながらやっておりますけれども。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 教育長、済いません。事実今、そういったことはないんでしょうか。疑わしきはあるんでしょうか。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、町長おっしゃっていただいたように、不登校の子供たちはおります。そうした場合に、必ず訪問して、本人に会うようにと、本人と面談してそして帰るよというのを私どもも先生方に申し上げております。二通りありまして、病気で入院している場合もございます。これは病院の方で訪問するわけですが、家庭訪問する場合には、保護者と本人と会って帰るということを原則に訪問しております。今のところ、そうした虐待をされているという実態は報告は受けておりません。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに。吉川委員。

○吉川委員 88ページのふれあい交流センターの運営なんですけれども、この利用状況を見てますと、特に娯楽室の利用、それからゲートボール場の利用ですね、特にこのゲートボール場については、ここを建てられるときに、正規の試合をできるようにできないかということで、私も再三申し上げ、お願いをしておったわけなんですけれども、この利用状況を見て、何も感じられないのか。やっぱり千何百万も、1,600万も700万もかけてやるんやから、これ仮に100万200万余計要っても、1人でも多く来てもらうような施設に検討できないのか、やってたらええわと、そういうことではないと思うんですけれども。特にゲートボール場について、私はこれ、13年度なんかこれ、月に1日半ほどしか使ってません。2日使ってません、これ。14年度でもこれ2.4ぐらい。15年度はこれ3月入ってませんけども、ひと月に2日使ったらいいとこですな。2日というより2回使ったらええ。朝から晩まで使われるということはないと思



います。私も行ったときに見るんですけれども、法あります。こういうことを言うたら持ち主の方におしかりを受けるかもわかりませんが、何とか協力してもらえんのか、ちょっとぐらいはという感覚で見られるようなところやから、家あったってもうどないもならんというところやったら別やけども、もう少しこの皆さんが、やはりゲートボールにしてすぐに隣にああいういい施設があるんやから、またそれも利用してもらえると。前に質問したときには、何て言うんですかな、上の方にある、天満池のところへ行ってもらおうということやけど、やっぱりあそこからここまで時間かかりますし、向こうへ行ったら自転車でこっちへ帰られると、よくうちの家内も農協のあれやってますので、あそこをお借りしてゲートボールとよく似たものをやるわけですけれども、やはり帰りしなにあそこへ寄ってきたらええがなと言うても、ちょっと遠いだけで寄ってこないわけです。隣にあったらちょっと寄ろうかという気にもなりますし、仮に老人会等で利用される場合でも、正規のコートでしたら試合もできますし、何とかこれ、考えてもらえないのか、検討をしてもらったことがあるのか。今これ13年度から15年度までこれ資料を出してもらってますけども、これ見てなんとも感じはらへんのか。何もこれだけやなしに、ほかの面についてでも、やはり資料を見て、また結果見て、これはこうあるべきだと、検討する、考えることをひとつお願いしたいわけですよ。特にこのいきいきの里についてのゲートボール場、それから娯楽室の、娯楽室もこれ大分減ってます。これ15年度、3月入ってませんけれども、仮に入れたとしても、これは大分減りますわ、これ。なぜ減るのか、やっぱり検討して、速やかに対応していただきたいと、かように思いますので、考え方をお聞かせ願いたい。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、吉川委員からご指摘の点で、ゲートボール場の関係等について、大変利用度が少ない、もう最初の段階から、特に試合用には適してないということもございまして、そういうことでいろいろともう委員さんからご指摘を受けておるわけございまして、できれば、ゲートボール場等、特に老人会も言いますと、ゲートボールそのものについて非常に高齢化していると、非常にもう人数が少ないんだということもございまして、また今この現状から考えますと、娯楽室等がスペースが小さ過ぎて、ちょっと入りにくい。もう十何人入ったらそこで食事するのも無理だということで、以前からもうゲートボールがこれだけ利用がないとするなら、そういう女性とか、そういう朝市でもやっておられるご婦人の方々がご利用いただく会議室でも考えたらどうかというふうな

ご提案もございました。今、町当局はそういう関係で、いろいろとゲートボールの関係等について、最初はそういう気持ちで造らせていただいても、現状から言いますと、そういう会議室でも机にいすに座って会議ができるような、そしてそこでまた食事でもできるような関係のものを今、考えたらどうかということで、去年あたりからそういう計画、16年度でということを考えたら、ちょっと17年度ということで1年おくれると思いますけれども、そういうことをひとつ踏まえながら、できればまたゲートボール場等々をほかに何か活用する、16年度でも活用できるような、皆さんそこへ寄っていただいて、何かそこで販売できたらということも考えて、何かいい利用方法があれば、遊ばずというのももったいないことですから、今、吉川委員のご指摘のように、我々としても非常に反省をしながら、この場所をどう有効に使うかということで今、考えてますので、ひとつこのことについてご理解いただきたいと思います。

○里川委員長 ほかにも。松田委員。

○松田委員 今、吉川委員が言われて町長ご答弁なさいまして、町長が今、答弁なさったようなことについて、私も何回もこっちまで、要請して、町も検討するというふうに言っておいでになるんですけど、もうぼちぼち本気になって改善するように考えてほしいと思います。もうあれから大分、この実施状況を見てても、実施状況ははっきりしてますので、考えてほしいと思います。

先ほど言いましたこの関係、ほとんどこの協議会と検討というところが違うだけで、あとは全部一緒なんですよね、文章は皆ほとんど。それで、この6人と9人の云々というような関係については、僕はやっぱり予算編成上、しかもこういう条例制定をしようという関係と見て、正しくないと思うんです、こういう組み方は。だから、そのことについて、やっぱりあくまでもこういう組み方が公人的なんやということになるのか、僕はやっぱり指摘は指摘として、受けとめるという形になるのかどうか、はっきりしてほしいと思うんです、これね。ずらずらっとして終わってしまうということでは、やっぱりこれは僕はずまらんとします。この実際的にあわせるのは実行予算の関係だったた、もっと皆、ほかのところ思い切り持っていくと思うんですよ。だからそんなことが理由にならんやないかというふうに思いますので、この辺について、もう1回きちっと答えてくれませんか。この数字直せとは言いませんよ、今、すぐ直せとは言いませんけど、こういうことを規定どおりにしてはいかんということ申し上げたいんですよ。

○里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 町全体のかかわりもありますので、以後、そういったことについては、やはりまだ条例が制定されない予算がどうであるか、当然9人、そういったことで必要な委員さんに報酬を払っていくべきものでございますので、そういった中で実行の際においては、それは不用なものになるかもわかりませんが、当初はやっぱりそういう組むべきだと思います。今後そういったことに留意し、やってまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに委員さんの方でございませんか。

ないようでしたら、私の方から少し聞かせていただきます。きょう資料を提出していただきました資料の2番目の安堵町小集落地区改良事業についての資料を提出していただいたわけなんですけれども、この事業につきましては、長い間、斑鳩町がずっとかかわってきたわけなんですけれども、何度も以前から申し上げてますように、2002年の3月で地対財特法、終結をいたしまして、こういった事業の方ももう国の方では終わったというふうにされております。国におかれては30年に及んでこういった事業の措置、補助をされてきたわけなんですけれども、ただ説明では、まだ残事業があるということをおっしゃられてたんですけれども、ここで見させていただきまして、この斑鳩町の区域の世帯は13世帯であると、覚書の方にもそういうふうに書かれてるんですけれども、この事業の残の状況というのはどんなふうになっているのか。かなりこれまででももう斑鳩町、ずっとこの事業の負担してきてるわけなんですけど、それとこの後の残の事業、どれだけあるのか、そしてある事業については、今後どのような予算の組み方をして、その事業が進められようとするのか、こういったところについては、私も全く見えてこないということもありまして、せっかくの予算委員会ですので、これからの方針というものについて確認をさせていただきたいというふうに思っています。

野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 小集落改良事業の件でございますが、委員長も申されておるとおり、時限立法が切れまして、残事業があるということで、それらについての状況などの残の事業の状況、事業がどれだけ残っているのか、今後の予算等の方針についてご質問であると思います。

そういうことで、平成13年度で時限立法で時限が切れておりました。3事業があります。ということで、これらにつきましては一般事業として、補助事業での形で進捗していくのではないかと考えております。

それで、残でございますが、一応13年度で、町が負担いたしました以外で残っておりますのが、土地で7筆、家屋で4戸ということでございます。

今現在、安堵町の方にもお聞きしてみますと、事業の方については今のところ進んでないという状況でございます。

○里川委員長 確認をさせていただきたいんですが、この当時、13世帯ありました。そして今、家屋で4軒あるということなんですが、この斑鳩町の区域の中にあると言われている家の方たちの住民票は斑鳩町にあるんでしょうか。そこを確認させてください。  
中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、家屋と申し上げてお答えをさせていただいておるんですけども、これ住宅に供されてる部分じゃなしに、倉庫とかガレージの関係で建物が4戸あるということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 ところが覚書には、乙区域の世帯は13世帯であるというふうに覚書の方、世帯というふうに書かれておりますので、それで当初から、斑鳩町の方に住民票を置いていただいて、斑鳩町の方でそういった納税なりしていただけていたのかということですね。今現在はそれが家屋の方、どうなっているのかがわかりませんが、その時点からそういう状況であったのかどうかというのが、まことにこの間、こういったお金を出しながらも、私自身も確認をできてない部分であったというふうに思ってるんですけども。もし今すぐわからないようであれば、また後刻ということでも結構です。ただ、今現在はもう世帯として斑鳩町に住所を有していただけてないということですね。そういう倉庫とか納屋のような、そういったものだけが残っていると、現在、ということで理解してよろしいですか。

野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 そういうことで、ガレージ及び倉庫ということで、家屋はないということでございます。そして、また詳しく、後日また調査して報告させていただきます。

○里川委員長 それともう1点、非常に気になりましたのが、三位一体の改革の中で、保育所の国庫負担ですね。これ国庫負担だけではなくて県の負担金、15年度と比較いたしましたら、やはり5,179万3,000円、県と両方あわせましたら減ってるわけなんですが、これはどういう形で保育所の運営費というのは、この部分をどういう形で充当できているのか、そしてその負担金でなくなったことによって、何か違いがあるのかということについても、お聞きをしておきたいというふうに思うんですけども。

藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 三位一体にかかります補助金の算定に伴って、これをどういうふう  
に充当するかというご質問でございます。今回の国庫補助金の削減につきましては、い  
わゆる影響額につきましては、基本的には取得譲与税でもって措置をされるということに  
なっております。ただ、今回は未取得譲与につきましては4,780万円でございます。  
国庫からの補助金につきましては、その7,293万6,000円でございますが、その  
8割の見合い分ということにされておるところでございます。

○里川委員長 それで、負担金という形ではなくなったことによって、何か保育所の運営  
について、これまでと違った内容というのは考えられるのでしょうか。

野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 別に別段変わりはありません。

○里川委員長 はい、わかりました。ほかに委員さんの方で、第3款民生費についてのご  
質問ございませんでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようでしたら、これをもって第3款民生費に対する質疑を終結いたし  
ます。

午後2時45分まで休憩といたします。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時43分 再開)

○里川委員長 まだ時間にはなってませんが、皆さんおそろいようですので、再開をさ  
せていただきます。

今、委員の方から申し出がありまして、第3款民生費にかかわりまして、あと1つ質  
問があるようですので、それを受けていきたいと思えます。松田委員。

○松田委員 済いません。85ページのリフト付きバスの運転業務委託の関係が、所管替  
えをして委託をするということになってるんです。このリフト付きバスの関係について  
は、たしか15年の12月議会でしたか、一応運行内容について開示を求めたけれども  
非開示になったとかいう関係でいろいろありました。その後、私は規程ですか、要綱で  
すか、見てみましたら、別に否定しなければならないような項目はないやないかとい  
うことで、もしもそういう関係で不都合な面があるのなら、要綱の定めというものを  
変えてでも、もっと公開できるようにちゃんとすべきと違うかということをお願い  
してきた

経緯があつて、理事者側も内容を検討するということと言われ、答弁を受けたと思うんですが、今回そういうことをきちっと整理をした上で委託をするという形で、委託して受けたところがまた迷惑をこうむって、その扱いが困るというふうなことはないように、きちっと整理をしてお渡しをされているのかどうかということで、12月議会の一般質問があったことを踏まえて、どう対応して処置をしたのかということについてお聞きをしておきたいと思うんです。

○里川委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 松田委員よりのご質問でございます。15年の12月議会でも、委員の方からまたいろいろ一般質問でリフト付きバスの運行についての公開のこともご質問いただきました。その中で、いろいろ検討する中で、リフト付きバスの申し込み申請書のところに、申請責任者という形で出ておったところにつきましても、団体の代表者ということで、書面の内容も文言の訂正もさせていただいた中で、平成16年度の4月からそういうことで様式の変更もさせていただくということで考えております。

それと、様式につきましては入っておりますので、町の方で計上させてもらって、新たにまた様式作成させていただいて、実施してまいりたいと考えております。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 ちゃんと整理をして委託をするということなのか、それともどういうことを言うてるの。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 開示もできるように書式的にもちゃんと整理をさせていただいて委託をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 委託も結構なんですけど、初めこの町がずっとやってた。いろいろこの議会でも指摘をされて、一般質問も出て、その取り扱いはおかしいやないかということになったら、わずらわしいから振ってしまうということで委託というふうなことになったのでは、僕は余り節度がないと思うんですよ。だから、きちっとそういう指摘を受けたことについてはきちっとしておいて、その委託先が迷惑かけないような状態にきちっとして、そしてそういうことについては十分、これをしてほしくなったときに注意をするようにしないといけないし、公開いつでもできるようにという関係を含めて、きちっとそういうことを付して、そして委託をして、そのようないろいろな扱いをしてほしいと

いうふうに思いますので、特にその点だけ注文をしておきたいと思います。いずれにしてもこれは委託というけど、社協へ委託するんでしょう。多分そうなるんだろうと思いますから、その委託先が困らないように、やっぱりきちんとしておいてあげてください。そうせんとまた、一般質問でどうこう言われるようなことになったらいけませんので。だからそこをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○里川委員長 それでは、ほかにございせんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 はい、それでは改めまして、第3款民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費についての審査に入ります。説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、第4款衛生費につきましてご説明を申し上げます。98ページから115ページの間でございます。

衛生費全体での本年度は10億5,110万4,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしますと3,494万9,000円、3.2%の減となっておりますのでございます。

では、各科目ごとにご説明を申し上げます。

まず、98ページから100ページの第1目保健衛生総務費でございます。本年度予算額は1億6,326万2,000円の計上となっておりますのでございます。前年度予算額と比較をいたしまして1,899万5,000円、10.4%の減でございます。減となりました主な要因でございますが、職員の退職によります人件費の減によるものでございます。また、支出の主なものといたしましては、人件費及び水道事業会計への繰出金、それから西和衛生試験センター組合への分担金、王寺周辺広域応急診療施設組合分担金などがございます。世代間を超えてふれあい、みんなが環境、健康、福祉について考え、理解し合える場として、愛と輝き夢フェスタを開催を引き続きすることといたしております。これに要します経費といたしまして、第19節で負担金補助及び交付金で200万円の計上をしているところでございます。

次に、第2目感染症予防費でございます。本年度予算額は3,163万円の計上でございます。前年度予算額と比較をいたしまして26万8,000円、0.9%の増となっております。子どもの健康管理につきましては、その健康被害を最小限度に抑えるため、子どもの体調には保護者が気遣うことが重要でありますことから、乳幼児のポリオワク

チン以外は個別接種で実施をいたしております。これら子どもの予防接種や高齢者のインフルエンザ予防接種等につきましては、今後も医師会のご協力をいただく中で、住民の方には安心して受診をしていただき、感染症予防に努めてまいりたいと考えております。

次に、102ページの第3目結核予防費でございます。本年度予算額は166万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして6万円、3.7%の増でございます。住民の方に結核に関する正しい情報の提供や、住民結核検診におけます胸部レントゲンを実施する中で、早期発見、早期治療に努めてまいりたいと考えております。また、乳幼児や陰性者に対しましてはBCG接種を行い、感染や発病予防に努めてまいりたいと考えております。

次に、第4目母子衛生費でございます。本年度予算額は444万6,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしますと、49万1,000円、9.9%の減でございます。乳幼児の検診や新生児訪問を通しまして、子どもたちの健康管理に勤めているところでございます。一方、出産後、母親、父親が愛情を持って子どもが育てられるよう、各種教室の開催や訪問指導等を活用し、子育て支援を推進してまいります。また、父子手帳の交付やパパママスクールなどの実施により、母親だけでなく父親の育児への参加を勧奨したり、昨年度から始めました温かなぬくもりの中で乳児に優しく語りかけ、言葉と心をはぐくむ子育てでありますブックスタートを引き続き実施をしていくこととしております。今後も親同士の情報交換や子育ての不安解消の場を提供し、ボランティアや子育てサポーターとも連携を努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、103、104ページの第5目老人保健事業費でございます。本年度予算額は5,694万5,000円の計上でございます。前年度予算と比較いたしまして352万2,000円、6.6%の増となっております。基本健康診査、各種がん検診、脳ドック検診、歯周疾患検診等を実施する中で、疾病を早期発見し早期治療を促してまいりたいと考えております。また、平成15年度から健康いかるが21計画に基づきまして、健康は自分でつくるという一次予防の観点から、高血圧、脳卒中の予防に重点を置いた保健事業の展開をしているところでございますが、なお一層の生活習慣病の予防に努めてまいりたいと考えております。健診等の検査データを通しまして、各自の健康状態を知っていただき、一人一人が自分の健康観に基づいて自分の意思で生活習慣を見直してい



ただく中で、望ましい食生活や運動習慣づくりが実践できるように、生活改善指導を積極的にを行い、健康づくりを進めてまいります。しかしながら、生活習慣の改善は一人一人が思っているもなかなか実践に移すことが容易でないことから、地域や職域を含めました保健事業を実施することによりまして、個々の意識の向上だけではなく、地域の中においてもお互いの健康を気遣い合える環境づくりを、住民主体の関係団体とともに進めてまいりたいと考えております。

また、要介護状態に陥ることなく、健康で自立した生活を送ることができるよう、引き続き転倒予防や痴呆予防のための身体機能向上支援事業に取り組んでいくことともしているところでございます。

さらにC型肝炎検査につきましても、40歳から70歳までの5歳刻みの節目時の基本健康診査に実施をしているところでございますが、キャリアの多くの方は慢性肝炎、一部は肝硬変、肝がんへと進行しますことから、肝炎の早期発見は重要となっております。このことから、C型肝炎に関します正しい知識の普及や生活指導を行い、重症化の予防に努めていきたいと考えております。

次に、105ページの第6目健康づくり推進事業費でございます。今年度予算額は19万5,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして40万5,000円、67.5%の減となっております。前年度まで食生活改善講座や料理教室等の事業費を当該目で計上いたしておりましたが、本年度は国民健康保険事業特別会計で取り組むこととしたことに伴いまして、減となっております。食生活改善推進員協議会及び栄養士会に対します補助金の支出が主なものでございます。

次に、第7目狂犬病予防費でございます。本年度予算額は112万9,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、36万1,000円、47%の増となっております。増となりました主な要因であります、野犬等を運搬する公用車の更新にかかります費用でございます。狂犬病予防法に基づきまして、登録事務及び狂犬病予防注射を実施いたしますとともに、犬の正しい飼い方などのマナー向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、106ページの第8目火葬場費でございます。本年度予算額は2,274万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして211万円、10.2%の増となっております。本年度につきましても、火葬場の焼却設備の補修を計画的に進め、良好な稼働に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行いますと

もに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしているところでございます。

次に、107ページの第9目環境対策費でございます。今年度予算額は230万1,000円の計上でございます。前年度と比較をいたしまして60万1,000円、20.7%の減となっております。減となりました主な要因でございますが、平成15年2月26日に認証取得をいたしましたISO14001につきまして、職員も一定のノウハウをマスターしたとの判断から、レベルアップ研修の講師委託に必要な経費を削減したことによるものでございます。現在、地球規模で問題となっております地球環境問題の中でも、とりわけ私たちの生活に密接な関係があります温暖化につきまして、生活の中で二酸化炭素の削減に努めていただく経費とするため、新規事業としまして地球温暖化防止啓発事業に取り組む費用としまして、11万6,000円を計上いたしております。また、引き続き自治会別環境問題学習会や環境教室を開催いたしまして、環境問題につきまして考えていただく機会の提供を行う費用といたしまして、18万8,000円を計上いたしております。また河川水質汚濁防止事業といたしまして、竜田川流域の生駒市、平群町とともに、廃食用油の回収を行い、洗剤にリサイクルする事業についても引き続き実施をするために、50万円を計上をいたしております。

各地区での環境保全推進委員の活動を支援し、各地域の身近な環境問題の解決を図ります費用といたしまして、33万5,000円を計上をいたしております。また、県内市町村では、初めて認証取得をいたしましたISO14001の取り組みでございますが、各家庭でもISOの基本理念に基づきまして、環境に配慮した生活を行っていただき、環境負荷の低減を図るため、引き続き「家庭版ISO」への取り組みを行いますとともに、当町の環境マネジメントシステムの2年次サーベイランスの受審費用としまして84万2,000円を計上いたしておるところでございます。

次に、108ページの第10目保健センター運営費でございます。本年度予算額は720万3,000円の計上でございます。前年度予算額と比較をいたしまして、24万6,000円、3.3%の減でございます。保健センターでは各種検診、予防接種、教室などを開催し、住民の方々の疾病の早期発見、健康づくり等の施策を進める一方、健康づくりリーダーの育成や地域グループ活動の支援、また教室終了後の自主活動の場としても開放をし、より一層の健康づくり、健康教育の拠点としましてその運営に努めているところでございます。

次に、第111目の精神保健費でございます。本年度予算額は101万9,000円の計上となっております。保健センターにおきまして、精神障害にかかります相談を日常的に受けつけているところでございますが、社会復帰や居宅生活支援事業等々の利用などといったより専門的な相談、助言につきましては、社会福祉法人の精神障害者地域生活支援センターに委託を行い対応をしているところでございます。このセンター及び県において設置をされております精神保健福祉センター等といった関係機関とも連携を図りながら、精神障害者の方々の生活支援に努めてまいります。

次に、在宅歯科診療費についてでございますが、より有利な補助制度を活用し、国民健康保険事業特別会計におきまして計上をさせていただき取り組むことといたしております。

次に、第2項清掃費でございます。本年度予算額は7億5,856万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして1,966万5,000円、2.5%の減でございます。

まず、109、110ページの第1目清掃総務費でございます。本年度予算額は2,573万1,000円の計上でございます。前年度と比較をいたしまして48万8,000円、1.8%の減でございます。当該目は職員にかかる人件費が主なものとなっております。

次に、110ページから113ページの第2目塵芥処理費でございます。本年度予算額は5億9,959万1,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、5,661万5,000円、10.4%の増となっているところでございます。これは廃棄物処理施設にかかります修繕費等の維持管理費用で増額となったことが主な要因でございます。平成12年10月にごみ処理有料化を導入いたしました以後、今日までピーク時の排出量を下回って推移をしているところでございます。住民の方々のごみ問題に対します意識が定着してきているのではないかと考えておりますが、しかし今後は大幅な減量が望めず、現在の数量を維持していくことの取り組みが中心になっていくのではないかと考えているところでございます。このような中、さらにごみ減量化を押し進めていくには、いかに再資源化率を向上させていくかにありますことから、食品トレーの拠点回収場所を7カ所増設いたしますとともに、資源物集団回収、家庭生ごみ減量化及び空き缶回収に対します奨励事業を引き続き実施をしていくこととしております。その費用といたしまして1,290万円を計上をいたしております。また、住民

の皆様のご協力によりまして、順次移行を進めておりますごみ収集のステーション化についてでございますが、収納ボックス等の設置といった地域の要望に応えるために費用といたしまして、100万円の計上をさせていただいております。また最終処分場の延命化を図るため、衛生処理場の焼却炉で発生をいたしました焼却灰を引き続き大阪湾広域臨海センターで埋め立て処理を行うことといたしまして、その費用といたしまして885万7,000円の計上をさせていただいております。適切な施設の維持管理及び安定かつ良好な施設運営を行い、ダイオキシンなどの環境汚染に対します周辺住民の不安解消及び周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしておるところでございます。

次に113ページから115ページの第3目し尿処理費でございます。本年度予算額は1億3,086万8,000円の計上となっております。前年度予算と比較をいたしまして7,630万5,000円、36.8%の減となっております。これは鳩水園の設置に伴います周辺対策事業としての集会所整備事業が終了することによりまして減が主な要因でございます。本年度におきましても、鳩水園の設備機器の補修を計画的に進め、安全かつ良好な稼働に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行いますとともに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしております。なお、鳩水園で汚物処理後に発生します残さにつきまして、現在委託を行い、海洋投棄で処理を行っているところでございますが、平成19年2月から海洋投棄が禁止されますことから、平成16年度内に残さの処理が実施できる事業者の調査や検討を行うことといたしているところでございます。

また、河川の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽の設置者には引き続き助成を行いますとともに、浄化槽の設置者には適正な維持管理が行われるよう、広報などを活用いたしまして啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に第4目美化推進費でございます。今年度予算額は237万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、51万3,000円、27.5%の増となっております。住民の方々に環境問題を考えていただきますとともに、美化意識の向上、環境の保持に努めますことを目的に開催をいたしております「いかるがの里クリーンキャンペーン」、「自治会内美化キャンペーン」を引き続き開催をいたします費用を計上をいたしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、第4款衛生費の説明を終わらせていただきます。何と

ぞよろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○里川委員長 第4款衛生費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑を受けしていきたいと思います。予算に関する説明書の98ページから105ページまでです。浦野委員。

○浦野委員 まず最初に、104ページの13番委託料の中で、いろんな診査委託料というのがありますけども、今一番、成人病と言いますか、今の生活習慣病の診査ということは、一番上の基本健康診査の中に含まれているのかどうか、それと下から3つ目のC型肝炎委託料というのがありますけども、C型以外、B型とかいろいろあると思うんですけども、それも含まれているのかどうかについて聞きたいのと、112ページ、15番請負費の中で、ごみステーション、今説明ありましたですけども、これ網を電柱にくくられたり、またいわゆるその既定のごみ収集の位置が道路の一角に設けられてないために、いわゆる景観上の問題で、またカラスとかにつつかれるという問題が各地区で発生しているわけなんですけども、中には道路幅が狭いために電柱のねきでそのごみ収集がされてると、ネットを張られてると、学童が通学に非常に危ないというようなことも聞きます中で、今後道路を整備する段階で、こういったごみステーションを必ず、ごみ収集車は道路をもとに収集するわけですから、道路の交差点とか、また設けられる範囲で道路を整備される際はステーションの位置を設けていただきたいなというふうな、この今後の考え方について、以上聞かせていただきたいと思います。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 それでは、生活習慣病というものについてのご質問でございます。生活習慣病と言いますのは、基本健康診査の中で、いろいろ高血圧だとか糖尿とか、高脂血症、そういった診査項目があるわけがございますけれども、一概に生活習慣病と言いますのはもうがんも含んでおりますし、そして糖尿、具体的に申し上げますと糖尿、高血圧、高脂血症、脳血管疾患、すべて生活習慣が原因とする病でございます。その中で、そういったところで発見する基本的な健康診査という形で、この健康診査の事業を展開させていただいているわけがございます。そういったことで、日々の生活の積み重ねが原因となってくるのが生活習慣病でございますので、一概に基本健康診査の中での項目以外に、ここにもありますように、がんもしかり、生活習慣病と言われるものの中に含まれているものでございます。C型肝炎検査の中でB型はどうかということですが、同時にそういった検査もさせていただいているということでございます。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 ごみステーションの関係でございますが、今の考え方ということでございます。現実的には現在、電柱等にネットが縛られておるとかというような問題もいろいろございます。そういったものにつきましては、環境問題学習会等を通じまして、啓発等に努めてまいっているところでございます。また、ごみの集積所の衛生的な管理、また収集業務の効率、迅速化を図るため整備を行いますもので、地元の役員さん等も申し出がある場合につきましては、設置箇所等について協議する中で定めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 今の答弁で、できるだけまた努力していただくようによろしく申し上げます。もう1点済いません。111ページ一番最後のごみ処理業務委託料、これ1億4,264万2,000円ということで、かなりな負担が強いられているわけなんですけども、これも財政難の中、節減対策に関しまして、具体的に節減このようにしたいとか、してるとかいうそのプラスになる発想がございますでしょうか。今、現状で結構です。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 ごみ処理業務委託関係につきましては、ビニールごみ、また乾電池や蛍光灯、小動物等の死体とか、もろもろ不燃ごみ等も入っております。こういった中で、町といたしましてできる限り、単にごみとして出されておるものにつきましても、資源化ができますように、常に住民指導啓発をする中で、分ければ資源、そのまま捨てればごみということにつきましても、勉強会等におきまして、啓発等してまいりたいと、このように考えております。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 100ページです。王寺周辺広域休日応急診療組合の関係の交付金と分担金との関係、分けて掲載されてますね。これはもういわゆる交付金の関係が710万円ですか。分担金の関係が1,043万7,000円。これがどういう内訳になっているのか、ちょっと聞かせてほしいと思います。

それから、結局、斑鳩町が保健センターなどもなかなか用地買収その他の関係が困難を来して、かなり社協の関係も無理して、いろいろなことがやっていますけれども、この休日診療所の活用について、7町の関係があったりいろいろ問題もあるんだろうとは思いますが、あれをもっと充実させて併用した、併設した考え方というのが大事

なのかなと。例えば保健センターとの関係について一体どうなるかなとか、あるいは今、そういうことになったら後の話がまたしにくくなるかもわかりませんが、福祉会館の関係ですね。今が2階ですから、例えば3階だったりして、そして充実させていく、そういったいわゆるこの間の一般質問でも私、申しあげましたけど、医療施設が競合してやってきてるんですけども、こういう既設の施設をどう有効に今後活用して効率を上げていくかどうか、そして維持負担の軽減を今後どうするかということから考えていくと、そういったことなど考えてもいいんじゃないかなと。あるいは、なるかならんかは知りませんが、検討に値するのではないかなというふうなことも思ったりするんですけども、こういう面については一体どうなんだろうかと。こうしたことのちょっと見解程度のこと結構なんですけども、そういう面については一体どうなんだろうかということ、感想が聞きたいです。

それと、割に資料を見てみますと、ここでは三室休日応急診療所と言うてるけど、今はそう言うていいんかどうか知りませんが、割にこの受診の関係というのは斑鳩町、かなりようけもらってるんですよ。斑鳩町には開業医の関係はありますが、病院らしいものはひとつもありませんからいいんですけども、かなり多いということなどを見て、十分実は多いんだなということを感じているんですけども、それだけにやっぱり自分の町にあるとそれだけ皆使いやすいかなというふうに思うんですね。そういう中で、管内の人と、それから管外ですね、外の関係で、県を出る管外と、そういうと、大阪府なんかここに入りますけども、これはたまたまおいでになってる時の関係だとは思ってますけども、こういう人々の関係、いわゆる管内と管外との関係の診療については、何か特別な規定とか、あるいは診療費用の関係で違いがあったりするんでしょうか。それはどうなってるんでしょうかということをお聞きをしたいとあります。

それから、後の関係も言うときます。後の関係で、106ページの関係は、備品購入費の公用車の関係で購入するようなことが出てるんですけども、これも一般質問で私、申し上げたこともあるんですけども、いわゆる町も12年度以降の公用車の購入なんかについては、できるだけ低公害車の関係を買うように計画的に進めていきたいというふうにお答えになった経緯もあるんですけども、その後の関係の公用車の買いかえをしたとか、あるいは今度の計画なんかについて、特別にそういった面から配慮がされているものんでしょうか、どうでしょうかということだけ、聞かせてください。

以上です。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 前段の関係で、この三室休日応急診療所等について、あの施設を保健センターの関係の一部使ったらどうかというご提案でございますけども、一応7カ町の関係等もございますから、そういう点について、今後勉強していきたい。やっぱり組合というのは、三室そのものについても、三室の関係で、職員の関係等については、三郷町の役場から出向している職員もおりますから、そういうことを考えますと、それは一概には私はいいとは思わないけれども、やっぱりその三室園というのは単独で独立しているものですから、そこで採用するのは本来ですけども、三室園の場合はそういう形をとられてますから、そこらのことを考えますと、三室休日診療所、この7カ町の関係で経営しているというのか、運営している中では、この三室休日応急診療所が一番、言うたら利益を生んでると言うたらやっぱりおかしいですけども、損はしてないわけです。当然この患者が来たらお金もらいますから。ただやっぱり一番この7カ町でも大変なのは西和試験センター、試験センターはちょっといろいろ水質とかいろいろな関係でちょっとは持ち直しましたものの、やっぱりかなりこれも以前から県が何とかしてくれないかということで、要望したわけですけども、なかなかしてくれません。でもこれも組合の関係でも消防あるいはまた消防とか、三室園の関係等についてはやっぱりこれはあくなみ苑もございますから、この三室休日応急診療所については、今松田委員もご指摘のように、そういうものに活用でき得るならば、そういうことでうまく、これも看護センターというのもこれ7カ町でやってますから、そういうものは保健センターがここへ入れれば一番いいわけですから、そこらもう研究をしたいと思っておりますけども、なかなか難しい点もあると思います。そういう点について今後研究をしてまいりたいと。

後の関係については担当の者から答えさせます。

車のことについては、以前から松田委員もご指摘のように、エコロジーカーというのは、ハイブリッドカー、そういうものを購入するように、公用車等についても、今現在、今、町長車、議長車等、現在まだ買いかえるときはまだ考えておりませんし、これからの関係等については、このハイブリッドカー等について、割高ですけども、そういう点について公用車として購入していくという考え方。それ、非常にまだ私は、これから先はもっとよくなっていくんではないかなと。一番問題は、やっぱり割高ですから、かなりやっぱり費用、車の代金が高いということになるので、今後そういう点については、今現在は購入したことはございませんけども、後はそういうことを大事に考えてみた



いと思います。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 100ページの交付金と分担金の関係でございますけれども、交付金につきましては、この7町で運営をしております診療施設について、7町のところに本来ですと地方交付税として運営に対して交付金がおりにてくることになるんですけども、施設のある所在地で一括してまとめて斑鳩町が受けております。それが710万円の地方交付税がおりにてくるということで、それを施設の休日応急診療施設組合に対して710万円をそのまま交付するというので交付金という形で上げさせていただいているものでございます。

分担金につきましては、これは7町が持ち寄ってその施設運営のために必要な経費を負担している分ということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 管内と管外の違いということでございますが、医療、診療報酬につきましては、管内も管外も同じ扱いで処理をさせていただいているところでございます。

○里川委員長 よろしいですか。吉川委員。

○吉川委員 この106ページの火葬場の中の水道工事負担金550万について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、107ページの環境対策費の中の負担金補助及び交付金の中で竜田川について説明はあったわけなんですけれども、特に前に同じようなことをやっておられると思うんで、16年について変わった面があるのなら教えていただきたい。

それから、111ページですね、塵芥処理費の中なんですけれども、重複する点もあるかと思えます。ごみ処理業務委託料等、委託費がずっと上がっておるわけなんですけど、まず粗大ごみの軒先の収集業務委託料、私はどうってことないんですけども、3つしかとってもらえない。軽自動車に来ていただいて、積めるわけなんです。そしたらやっぱり申し込み来はる人はちゃんと、事務所で聞いてくるのか、その申し込みも聞いて来はるから無理もない話で、その方には言えないんですけど、もうちょっと改善する方法はないのか。極端に言うと、神南の遠いところまで来てもらって、3つしか積んで、それで隣にあったら、仮にその家で5つでもあったら、5つ同じように、3つやっても同じ料金やから、5つやったら同じ料金かと、そうじゃないと思うんです。5つは5つの料金もらうんやからね。もう少しこれ改良を何とかしてもらえへんのかね。まずそ

れお願いしたい。

それから、このいろいろごみを収集をしていただいています。最近、このありがたいことに、神南も子ども会でいろいろなものを集めて、うちは馬本さんへ持って行ってもらうわけなんですけれども、アルミ缶なんかやったら今、キロ90円しますわね。ありがたいことに町から5円いただける。町の缶、瓶を集められるのを見てますと、そこにたくさんアルミ缶入ってるわけなんです。斑鳩町の場合は、あれはもう委員の、大方というんじゃないけど、委員からたくさん出てたと思うんですが、なぜ今まで瓶と缶と別にしてたやつが一緒にするんやと、いや割れるから、いや何やということで、私はそれがある程度了解をしたけども、実際にこういうぐあいになっていくと、やっぱり再資源化できる、またそして売れるやつについては、別個に集めてもらうようにしてやったら、またそれは有料で売れると思うんですよ。この資料をいただいて、15年度については再資源化の粗大鉄にしても、トン1万円、前4万1,000円も取られてたやつが1万円やということで、下がってますけれども、今、鉄も大分上がってるわけです。新聞も上がってます。皆上がってるわけです。前みたいにもうあべこべにお金出さんなんという時代とちょっと変わってきてるわけやから、やっぱりそこら考えて、やっぱり委託を、こちらで仮に分けられるやつは分けて、ちょっとでもやっぱり有効に、皆さんが一生懸命分けてくれはるのやから、それを有効に利用できるように、私は考えるべきだと思うんですが、町の方でその考え方があるのかどうか、お聞かせ願いたい。

それとあわせて、私、一般質問でも取り上げたわけなんですけど、県のごみの処理の広域化計画がありますね。いろいろ先ほどからこの分担金言われてるけど、それに対する何が全然ないわけなんです。実際にやる気あるのかなと。確かにこれは県の計画でございまして、県でその予算をとってくれてるかまだ確認してないんで、えらいこといえませんが、やっぱり各、この生駒郡4町とそれから郡山、生駒、この地域についても、やっぱりある程度協議会つくって、もう独自に検討していくと、また県へ陳情していくというぐらいの私は意欲を見せてもらいたいと思うんです。同じことを言って申しわけないんですけれども、やっぱりその難しいほど時間もかかりますし、みんなの理解を得るのに時間かかるわけなんです。だから、やっぱり時間かけてやらなあかんし、精力的にやってもらわないと、いつでもまたできるわと、県が計画してるんやから、県が言うてきよるやると、こういう考え方は持つておられないとは思いうんやけど、目に見えた何が全然この予算見ても出てきませんので、町の考え方をお聞かせ願いたいと思いま

す。

それから、先ほど質問あったわけですが、ごみステーションの整備なんですけど、これ何カ所を330万で、何カ所を予定しておられるのか。現在、去年も補正を組んでやっていただきました。やっぱりよその地域で見られたことで、いいのありますねなど、神南の場合も言われました。うちはこういうシステムになってるから、町へ自治会から言ってもらってやってもらいますよということで説明申し上げてます。だから、補正組んでまでやってもらいましたけども、330万で何カ所予定しておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点は、113ページですね、し尿処理費の関係なんですけど、これも一般質問でちょっと申し上げたんですけども、私が15年のときに申し上げたら、16年から計画していくんやということで、返事をいただいているわけなんです。はっきり申し上げて、覚書は交わしてませんので、口頭だけですので、私は来年からやってもらえんやったら無理してもうそこまでは言わなかったわけなんですけども、たまたまここの予算を見ると、全然それは入ってない。この予算書を見ると六千何ぼも減ってる。7,600万ですか。何もこれには私、関係ないと思うんやけども、なぜ去年、約束を、約束というか返答をしておきながら中止になった。この中止になった中にこの7,630万5,000円減が入っておるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 私の方から、広域の関係の平成20年のごみの焼却炉の問題、この関係については、私は最近、県にも尋ねると、知事はそういう関係については協力はさせていただくという話になって、トーンダウン、区割りはされたけれども、その後はもう全く全然してない。この郡山、生駒、生駒郡の区域を割られて、この区域ということになりますけども、もう郡山は既にダイオキシン等の対策をされて、炉が自分とこ100トンか、何ぼかしてますから、当然我々としては、これ安堵、斑鳩、三郷、平群、この関係の炉、この中でも見てもわかりますように、斑鳩が一番古いわけですから、あと三郷、安堵そして平群、が一番新しいわけですけども、そこらを十二分に調整をしながら、よっぽどこれ、だれがどういうふうリーダーをしましようかということになってまいりますけども、なかなかそう簡単にいかない。吉川委員もご指摘のように、海洋投棄が19年で中止になると、だったらもう16年度からこれがかからないかんというご指摘の関係で

も、なかなかまだ町としても非常にこれ申しわけないわけですが、できておらないということで、そういうこともやっぱり反省をしなかったら、もう既に平成20年いうたらあと4年しかないわけですから、もう全町的には非常に難しい状況に今、差しかかっていると言わざるを得ない。その中で、やっぱりだれがどうかというよりも、だれかがこれしていかなかったら、これはただ区割りだけしましたと、区割りだけしたけれども全くそれも県にしても我々から集まれというなかなか声をかけられない。そういう状況でずっときてるわけですから、にらみ合いをしながらきてるのが現状ですから、そこらを十二分にまた県と、我々また関係者等、意見を言いながらやっていかなかったら、だれかがこれやっぱりしていかなと、これまだ先やということ、行政というのは先やということになってきたら、もう間際にならん限りは慌てないというのが、我々のずっとこれ、行政の一番まずいというのか、ことでございます。そこらのことを十二分に反省をしながら、やっぱり吉川委員のご指摘、我々ももうそれ言いたいことはわかってるわけですから、私もその都度言うてるわけですが、なかなかできないということで、ひとつそういう点については、またその申し出をしながら、またそういう点について、平成20年の生駒郡、生駒市、郡山市の関係についてやっぱり言うてまいりたいと考えております。海洋投棄の関係等についても、非常に申しわけなく思っておりますので、そういう点については、やっぱり職員ともども約束したことを守っていくということ前提をしながら、できなかったことについてお詫び申し上げます。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 106ページの負担金補助及び交付金関係の水道工事負担金ということで、550万ということでございますが、この関係につきましましては、東里地区の水道工事の地元負担金の補助ということで、水道管の口径変更を行うものでございます。

それと、107ページの竜田川流域生活排水対策会議の負担金、この関係につきましましては、流域市町村が生駒市、平群町、斑鳩町でつくっておるものでございまして、水遊びのできる川づくりを目指して、竜田川流域の1市2町が一体となって、生活排水によって汚濁の進んだ竜田川を浄化するため、地域住民の水質保全にかかる意識の高揚を図るということでございまして、内容的には同じようなことにもなろうかと思っておりますけれども、繰り返し行うことによりまして成果が上がるものと思っております。斑鳩町関係で、事業といたしましては廃食油の回収、また竜田川だよりを発行しての啓発、河川清掃の実施ということでございます。

それと、112ページのごみステーションの整備工事330万、これは工事請負費の中に入っておりますが、ごみステーション整備工事といたしましては、ごみの集積所の衛生的な管理と収集業務の効率迅速化を図るため整備を行うということで、約5カ所100万円の予定をしております。あと周辺対策工事といたしまして230万円、これにつきましては龍田、高安西団地と幸前地域の側溝の補修、ゲート等になっております。

それと子ども会関係の中で、缶、瓶、その他その中にアルミ缶があるので、それを町の方で処理すればというようなことだと思いますけれども。

○吉川委員 ちょっと委員長済いません。子ども会やなしに、子ども会は子ども会でやっ  
てるわけで、有り難いこれだけあるのやから、町も集めておられるのを何とかできへん  
かということですので、済いません。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 この今、吉川委員のご指摘のように、アルミ缶が今、非常に値段が上がって  
おるといことで、今、中国が非常に景気が良くなってきたわけです。というのは、鉄  
がもう今、45ぐらいから450円、10倍になっておる。鉄が入ってこない日本へは。  
そういう事情から、古紙も新聞紙ももう中国全部やってますから、そういうこともやっ  
ぱ我々としても、そういうことがわかれば、いつまでもそういうことをしているとい  
うことは、これ以前は鉄でも、鉄というのか、普通の缶でも瓶でも全部業者が買うてくれ  
たんです。それがもう業者が逆にこのお金を払わんなんということになってきたときに、  
やっぱり何かその方、皆さん方が古紙の回収でもたくさんされるから、もう全部市町村  
がこういうことでやっていかれるといことで、もう値崩して、結局その雑誌とかああ  
いうものについては逆有償とかまたしましたけれども、私は雑誌については、やっぱり  
なかなかこれ難しい問題あると思いますけれども、やっぱり古紙とかそういうものにつ  
いて、できるだけそういう時代の反応ですか、そういうことを考えて、16年度中にそ  
の瓶と缶との関係も、そういうものが今この関西メタルワークに行ってますけども、こ  
の関西メタルワークが恐らくもうけてると思いますけども、そういうことを考えたとき  
に、その瓶と缶を別にすることも、16年度中に考えて、17年にまた起こすことも可  
能ですから、やっぱりそこらのことを十二分に考えて、先取りをしなかったら、私も中  
国というのは恐らく2008年の北京オリンピックまでは非常に景気は私はよくなって  
いく、中国はパワフルだと思います。だからそういうことになってきますと、逆にそう  
いう古紙とかあるいはアルミ缶とか、あるいはそういう鉄とかはなかなかそういう点で

は値が上がってくるのではないかと。そういうことを考えますと、やっぱりそういうことを活用していかんと、業者にばかり委託してたくさん金払うということよりも、まさにそういうふうなご指摘の点については、改善をするところは改善をするということも考えなかったら、やっぱり何でもかんでもそういう意味では、今から申し上げたように、竜田川の水質の関係でも、いつまでもそういう油をもらって、せっけんを渡す、そんなことよりも次は何をしていくのかということを考えなかったら、いつも監査委員が指摘いただくように、次のアクションを起こさなかったら、やっぱり行政というのはもう、大体職員というのはもう、前年度予算をそのまままた継いでいくというよりも、この部分はちょっと変えていこうということでもしていかなんですね。私は何かその、いつも私申し上げるのは、入があって出があるんだと、もう出だけ上げてくるのが必ずこの予算計上というのは大体それに指摘するわけですから、それを変えなかったら、なかなかその厳しさというのはあらわれてこない。斑鳩町の予算は、今、松田委員ご指摘されたように、もうこんな言うたら楽な予算かという見方されてる、これは致し方ない。やっぱりもっと工夫して、そこをしていただかんと、我々が何ぼ一生懸命これ、金がこれだけしかないのに、これだけの出を出して、何やと言いながら同じことばかり繰り返しているというのは、やっぱり考えていかないといけない。瑤川委員ご指摘のように、そういうこともやっぱり、その担当が、やっぱりそのことが、課長が私もうごみやったら、ごみの問題やったら絶対に専門的に言いますよというぐらいになっていただかんと、今もうそんな担当課がやって、これで課長答弁したらええということでは、私は能がなさすぎる。やっぱりそういうことについては、ごみの問題なんてやっぱり日進月歩ですから、毎日変化がしますから、そういうことをやっぱり絶えず察知するということが一番大事である。私、絶えず職員に申し上げるのは、そういうことを新聞とか情報機関を十二分に利用して、そういうことを担当課でプロジェクト、あるいはその課で、部でプロジェクトを組んでやっていただくと、これがもうこれから先は見通せないということになりますので、吉川委員もご指摘のように、そういう点についてもこれから考えなければいけないと思っております。

○里川委員長 あとまだ答弁いただいてませんので、ちょっと待ってください。清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 あと、112の粗大ごみの関係を言われております。通常、3個と言うことでもございますけれども、物によりましては応接セット等3点セットもございま

すけれども、4点セット、5点セットというセット物がございます。そういったものにつきましては、やはり3個で終わりということではなしに、ケースバイケースというものもあろうかと思っておりますので、その辺についても進めてまいりたいと、このように考えております。

それと、113ページの関係で、し尿処理場関係の海洋投棄、この関係につきましては、19年の2月からということでございますが、その関係で現時点で業者に委託しておりますけれども、現時点ではその今の使っておる業者自身が今後その海洋投棄へ向けてどうするかというような結論が出されておらなかったわけでございますけれども、最近になりましてその業者で処理をするというような考え方も持たれておるといったようなことも聞かさせていただいておりますので、その辺について最終的には今年度詰めてまいりたいということの中から、予算的なものを外させていただいたというような経緯がございます。

以上です。

○里川委員長 吉川委員。

○瑤川委員 今、町長以下答弁をいただきまして、町長があそこまで言っていただいておりますので、やっぱり皆さん、率先してやって、またその場合に、町長以下助役さん、収入役さんにも、やっぱり金がこれだけ要るのやと、これ出してもらわなできへんのやと、あべこべにまた言うぐらいの強い意志を持って、私は対応していただきたいと思う、何事についても。よろしく願いしておきます。

今、県のごみの関係、処理広域化の問題なんですけれども、今、知事さんの対応聞いてもうちょっと憤慨してるんですけれども、1回、この2市4町で、私は知事さんに申し入れをしてもらいたいと思う。県で6つにやるわと言うときながら、今のような答弁では、到底、仮に県会議員が聞いてて、県会議員だまっているのやったらおかしいと思う。やっぱり県で奈良県を例にし、またこうやっていこうと、また1つずつでは大変やろうと、100トンにしかこれから補助金も出ないのに、だからこうやろうという計画をしておきながら、今、町長言われたことが知事が言うてるんやったら、これはもうもってのほかやと。だから、できますれば2市4町で、1回1つになって、知事さんにも申し入れし、私はできたら議会もあわせて陳情に行くぐらいのことをせんと、なかなかこれ大変なことになると思う。100トン以上にせんなら出ませんのか。そうやったら斑鳩町は今、金あるよって100トンでやるかと。それは補助金もらわんならもう5

0トンでもできますけど。やっぱり補助金出してもらわんとそんなんできません。補助金みすみす出るってわかってるのに。しかし100トンしかあかんと言うてる。そしてらどこから組むというんですか。広域化でやらんと、到底斑鳩町だけでは無理な話。それはうまいこと県が計画してくれて、こんな冊子までつくってやってるのに、いざやるとなったら何もせん。これはもう自分の知ってる県会議員には1回これ、自分でお願いしようと思いますけど。やっぱり斑鳩町だけでは弱いと言うたらえらい失礼になるんですけども、やっぱり2市4町が1つになっていかんと、県も難しいと思います。やっぱり2市4町でやった方が強いと思うので、できるだけやっぱりこういうものは一緒になって、お互いに、それは確かに今、町長答弁いただいたように、ある市についてはやはらったから、今は大丈夫やと思うてはるけど、その市もその時期にどっちみち決まるのや、もう。ぜひとも力を合わせて、私はこの対応に当たってもらいたい。もしまた議長にお願いして、議会もあわせて、私は県には陳情すべきだと、私は個人的にはそう思っておりますので、今後もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、竜田川の生活排水、言っておられることはわかります。わかるけども、やっぱり工事仮にやるのなら、その工事に対して、私、前にも一般質問だったと思うんですけど、申し上げたと思うんですけども、竜田川の下流やられるときに、斑鳩町として考えておられることを県へどのぐらい要望したか。私、梶川議員に言いました。はっきり言うとかけど、あの人は嫌いだ。はっきり言うとかわ。ただし、それでもあえて言うてます。そんなん吉川さん、公害に強いものを植えなあかんとか、こう言うわけや。考え方が全然違うわけや、わしらと。それもそれは必要かもわからんけども、やっぱり竜田川です。やっぱりもみじです。また川の中でみんなが遊べるような施設にしていかんなん。それをやっぱりみんな考えて、特にこの協議会で1つにまとめてもらって、県へ強く私は今後も要望してもらおうように。ただ海水の関係だけ守ってたらええわ、美化運動したらええわというだけではいかんと思うんです。やっぱり抜本的に改修してもらおうように、私は強くお願ひを申し上げまして、答弁結構でございますので、私の質問を終わります。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 106ページの火葬場、このページには直接関係ないんですけども、今、平群の椿井の方で火葬場の計画があると聞いておりました、斑鳩町もネオポリス、また峨瀬という近隣の住宅があるんですけど、その辺に対する事前の説明、においとくばい煙



とかの問題、説明なされてないと思うんですけど、それはなされるのかどうかというのが1点と、それと当町にも火葬場、立派な火葬場があるわけなんですけども、行政、財政逼迫してますけど、我々個人の家庭も財政逼迫してる中で、住民の要望として、この火葬場を葬式会館として使用させてもらえないものかという要望が昨日ありまして、一遍聞いてくわということで、多分これ補償問題でされたので、地元住民やあるいは近隣の方にいろいろな約束事がある中で、そういった利用はできないかと思うんですけど、もしできなかつたら、そういう方向で考えはないのかどうか、この2点済いませんが。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 近隣の火葬場建設に伴います事前説明ということでございますが、担当課としては今の段階では聞いておらないというところでございます。

それと、極楽寺の火葬場の葬式としての使用ということでございますが、この関係につきましても、やはり地元との協議の中で協議がございまして、許可を出すとか出さないとかいう以前の問題で、お使いになることは今の段階では難しいと、このように考えております。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 近隣というのは浦野委員が平群の関係をおっしゃってますから、平群はこっちの方にはなりません。今、平群は今現在、計画も今やってますけども、火葬場は小平尾の方に、生駒に一部かかるということで、椿井の方じゃないと思います。椿井は今、タンク。斑鳩ランチのタンクですね。それくらいだと。あとは焼却場ですね。焼却場はあります。

それで今、浦野委員おっしゃるのは、地元と我々も大分話をしたんです。とにかくやっぱり通夜よりも葬式のこと。ただ、9時という1つの限定をされまして、9時にその保凍庫へ入れてくれと、そして9時で一応閉めるからと。別に葬式に使ってもらうことは何もいいんですけども、もう時間的にそういうことの制約がありますから、実質は無理やということになるんですけどね。そこらを地元とこれから話を進めないかんですけども、地元がなかなか固守するものですから、そこらのことを前も松田委員から斑鳩でしたいのやと、火葬場をとということで、大阪でされたという計画も聞かせていただいて、なるほどそうだなというようなことで、もうつくる時からそういう話は議員の方からもういただいていたんです。地元と覚書を協定する中では、9時までということしか、向こうはもうずるずる来られたらかなんと、9時で一応閉めていただいて、保凍庫に保

管していただいて、あくまで日またお葬式でもしていただいても差し支えはないけども、もう時間の制約というのを9時という、普通やったらそこで泊まってでも、自分の身内ですから、そこで泊まってすると、遺体を見守っていきたいというのが心情ですから、この関係等について、我々としてもその地元の関係について、かなりお願いをするんですけども、なかなか、もう1点はその犬猫のペットの関係も、動物炉も言うたんですけど。普通、本来ならもう予備機のところに動物炉というのはしてやらんと、やっぱりそういう点についてもいろいろありますから、そういう点で地元関係が、これも我々の努力不足かも知れませんが、今後1つの大きな課題だというふうに思っております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私、一般質問の中でかなりごみが減ったということを確認してたんですが今よく見たら、平成15年は12月までの分で、数字としては多分また同じような、大体毎年似たような形で出てると思うんですが、そこでそこのごみの処理の中で一番大きな比重を占めてるのは、やっぱり可燃物ごみよりも不燃物じゃないかなと思うんですが、可燃物の中で、先ほど吉川委員から、缶、瓶の中で非常にアルミ缶なんか高いからというのがありましたけど、当然話も聞くんですが、そういった可燃物の中で段ボールなんかをわざわざカッターやはさみで切ってその可燃物の袋へ入れていかんなんみたいな部分とかを聞きますと、まだまだ可燃物でも方法によっては資源ごみとして出せるようなものが中に入ってるのと違うかなと思うんですが、今の段階で例えば今、集めてるその可燃物ごみの中で、どれぐらいの例えば生ごみとかそういう部分を分析されたというか、そういう年に1回ぐらいそういうのをされてるかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 可燃ごみの中身の分析等につきましては、現在行っております。回数等につきましては四半期ごとだったと思いますが、現状的には、大体ごみの質について調査をされるものでございます。今、西谷委員もおっしゃっておりますように、段ボールや新聞紙、こういったものが往々にしてごみ袋の中に入っておるというようなことでございますが、我々といたしましてはできるだけ地域の子ども会活動等の集団回収に出していただくようお願いもしておりますところでございますが、そういったところのない地域もございます。そういったところにつきましては、段ボールにしても新聞にいた

しましても、処理場の方へ持ち込みしていただければ別というような考え方、現在とら  
させていただいております。そういったところで住民の方にご協力をお願いしていただ  
いておるといふところでは、

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、課長の中で、ごみの分析をやっているということで、実際その具体的な分  
析教えてもらって。生ごみは何パーセント入っているとか、紙が何パーセントというよ  
うな、そういうことでされてるんですね。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 今、おっしゃっているとおりでございますが、今、手持ちにござい  
ませんので、分析のやつにつきましては、出させていただきます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 課長言われたように、持ち込んでもらったというのは、実際は持ち込める  
人は多分持ち込みはるやろうし、実際困ってはるのは、その近所で子ども会は今まで毎  
月してくれてたところが2カ月に一遍ぐらいになってしまったとか、子ども会  
がだんだんなくなって、収集ができないというような部分のどこやと思うんですが、そ  
れで僕はやっぱりできるだけそういう人にも、段ボールやったら逆に言うたら段ボール  
くくって、もう普通の回収のときやったら段ボールくくって、子ども会の回収なんかで  
出していただいて、出せるような形でそのごみボックスの、ふたのついたようなごみボ  
ックスがあって、そこへ月に1回でも入れたらそれで持っていけるといふような形だっ  
たら、相当住民の方も助かるし、こういう可燃物ごみについても減るんじゃないかなと。  
それで、結果としてそういう可燃物の袋へ入れて、細かく切って、はさみで切ったらな  
かなか段ボールというのは切れないみたいで、そういうのを聞いたらもうちょっと、課  
長の答弁はどう見ても、管理する側の答弁やと思うんですが、もうちょっと住民の立場  
に立ったら、そういう臨機応変なことができへんのかなと、素朴に思うんですよ。それ  
で、やっぱり言うてるように、地方もごみをできるだけやっぱり省資源、省力化してい  
く、資源というものにしていくということの中では、僕はやっぱりアルミ缶と同じよう  
な形で、段ボールとかそういう新聞紙についても、何かそういうことができるようにで  
きんのかなというのを僕、素朴に思うんですよ。だから、住民の人から言われたら、感  
覚で言いはるから、実際の行政からしたらそんなことできへんのかなと言われるかもわか  
りませんが、収集に来てそれだけ別にしてくれたらええやんというような部分がよく

ある。昔、そう言えばそのパッカー車でしてるときに、新聞紙とか、段ボールをパッカー車の上の方へ積んで、何か分けて収集したような、多分そういう記憶の住民の方やと思うんですが、何かその辺をもう少し、住民の方々が資源化しやすいような、そういう受入体制というか、行政の体制というのはもうちょっと考えられんのかなと思うんです。その辺についてはちょっと検討してほしいなということと思うのと、それともう1つは、不燃ごみのやっぱりその処理料がやっぱり1億円近くもかかる中で、これを何とかもう少しならんのかなという、よそでもこれぐらい皆、費用かかるのかなというのが非常に疑問なんです、この可燃物ごみと不燃物ごみのこの処理について、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 まず1点、さきの集団回収については子ども会にお願いしております、92団体ございます。それ以外のそういった団体のないところの方が特に困られておるのが現状でございます、現在、町内の自治会とか老人会にお願いいたしまして、そういった団体登録ができるかというところら辺について調査しております。

それと不燃ごみ関係につきましてですが、現実的に資料をお渡しさせていただいております。その中で不燃ごみ、14年度の量といたしますと1,067トン、それとビニールについて537トンというような形になってこようかと思っております。ただ、近隣におきましてはビニールごみにつきましては焼却処理をされておるといように聞いておるところでございますが、そんな中で斑鳩町におきましては、ビニールごみのリサイクルということで、このリサイクルにつきましては、熱回収を中心といたしますサーマルリサイクル、それとビニールから新たに製品をつくるマテリアルリサイクルの2つのリサイクル方法がございます。そういったこともあわせて、当町といたしまして費用面とか、また住民の方々の負担面などをどういったところが優位であるか、現在の埋め立て処理の存続も含める中で、さまざまな角度からそういった研究を重ねているところがございますので、調査結果がまたまとまりましたら、委員会にもご相談を申し上げながら方針を定めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今言われるように、ビニールのリサイクルというのはぜひ研究してもらって、

埋め立て、できるだけやっぱり埋め立てというような形でのうて、せっかく I S O 1 4 0 0 1 取ってるんですから、そういう部分については私は責任を持っていただきたいなというふうに思います。

それと、なぜか、私の記憶が間違ったら申しわけないんですが、たしかその集団回収の中で、こういう助成が出てきたというのは、単なるコストとかそういうのがものすごく下がって、自治体で集めてもお金にならへんということの中で、そしたらキロ5円でもという形で何かなったような気がしてるんですが、実際に片方でこれぐらい古紙なりが上がってきたら、実際町の出している補助のほぼ倍ぐらいが、同額ぐらいは業者から入るといふ考え方になってきたら、こんなぎょうさん助成をせんなんのかなと、素朴に思います。確かにこういうことを聞いたらまた嫌われるかもわかりませんが、ただそういうのを、例えば片方でごみステーションとかそういうのが相当住民の方々に、そういう部分があったらもっとリサイクルしやすいという考え方があったら、逆にそういうものを回してもええんちゃうかなというような、非常に嫌われるのを承知でちょっと言うてますが、そういう部分はやっぱり町長が言われたように、時期とともにこれだけ古紙がそれでいけたら、今まで以上の収益が上がるとしたら、町の助成についても、ちょっと古紙でもまたもとへ下がったら同じやないかという気がするけど、ある程度もうこれで収集、回収やってもそれでお金がある程度やっていけるんだったら、そういう部分は町としては減らしてもええのと違うかなというのは、素朴に思いますけど、その辺の考え方はどうでしょうか。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 今、ご指摘の部分でございますけれども、なかなか助成というのはそう簡単に削減できるものではない。非常に難しい問題が多く絡んだ要素が出てくるだろうと、このように思います。

今、課長が申しあげましたように、古紙また鉄、アルミというのが非常に高価で取り引きをされておるといふことでございますけれども、今後どういう形になるか、これもわかりません。そういう状況を見る中で、これが高値がだんだん続くということであれば、そういうことも含んで検討しなくてはならない。このように思います。西谷委員のおっしゃるように、今まで5円を出してたやつを、これ5円がまた10円になってくるということは、考えてみればおかしいなと思うんですけれども、けども先ほど言うたように、なかなか難しい点があるということでございますので、ご承知願いたいと思いま

す。

○里川委員長 ほかにございませんか。飯高委員。

○飯高委員 102ページの母子衛生費なんですけれども、先ほどご説明の中に、ブックスタートということで読んでたんですけれども、内容の方、今現状、どういうふうになってるか教えていただきたいのと、それと106ページ、火葬場なんですけれども、よく斎場へ行かせていただくんですけれども、その中で搬送機械ございますね。あれちょっといつも思うんですけど、僕だけが思うのかもしれないけど、ひゅひゅっという音が出て、管理人の方がそれをぱっと押されてお棺の乗ってあるところへ、台というのか、いきますわね。まだ余裕があるのかもしれないけど、ぱっと押したときにがたーんという音がするんです。それが行くたびに、それが何かしら変な感じがしまして、その家族にとっては、ああいう場やからそういうひゅひゅっという音とか、がたーんという音が、人によってはとらえ方が違っておるとは思うんですけれども、でき得ればちょっと改造していただきたいなと思うんです。来た方はそれを云々という方はおられないんですけれども、そんな何回も来る訳やなし、ただ印象を悪くして帰られたとしたら残念かなと。僕も何回も行ってるから、そういう感じを受けるんですけど、それが1点と。

114ページ、需用費の中、先ほどご説明の中にあつたのか、ちょっと僕、聞き逃したのかもしれませんが、修繕料というのが入ってるんですけど、ちょっと高額なんで、これのちょっと内訳というんですか、お聞きしたいのと、処理水の検査が出てくると思うんですけれども、そのどこか項目、どこに入ってるのかということですが、その3点、お願いします。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 ブックスタートについてのお尋ねでございます。この事業につきましては、昨年度から実施しておりまして、乳児の3、4カ月検診の折に、絵本を3冊程度支給をさせていただくと。その本を母親の言葉で読み聞かせて、言葉と心をはぐくむ子育てということで、ボランティアさんの力も借りながら、お母さん方への啓発事業ということで絵本を通じての子育てということで、読み聞かせをしていただくノウハウを身につけていただこうということで、実施しているものでございます。

以上でございます。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 106ページの関係の火葬場の台車の音、炉の中に入ること

でございますが、今回修繕料といたしまして、炉内の台車のシャフトの修繕を組まさせていただきます。この関係であろうかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、114ページの修繕料の額でございますが、この関係につきまして1,713万8,000円組んでおります。内容といたしましては、配管の修理、またポンプのオーバーホール、遠心分離機の点検整備、ポンプの取替え、機器点検補修等、通常の維持管理でございます。処理水の検査につきましては、100ページの西和衛生試験センター組合に分担金を払わさせていただきます関係で費用はいらぬということでございます。以上です。

○飯高委員 まず1つ目なんですけども、母子衛生費ということで、3冊の本、今、ボランティアの方が提供されてると思うんですけど、その中で、その本というのは何かに入れて渡しておられると思うんです。その何かに入れるその何かなんですけれども、それはボランティアの方でつくられているんですか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 3種類ございますけども、皆ボランティアがつくってる、それに3冊入れて渡すわけですが。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 その費用というのはボランティアの方が出しておられるんですね。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 本の購入費用は30万の計上をさせていただきます。袋につきましては、ボランティアさんの方で準備していただけてつくっていただいたものをいただいて、それを子どもたちにお渡ししていると、本を入れまして。だから、材料費も何も今は出しておりません。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 それは、ボランティアですから、当然実費でそれをしていただけてるんですけども、ずっと続いていくと負担にはなるかなと思うんですけども、ボランティアの方からそんなお話はなかったですか。ちょっと出していただきたいなというふうな、そのことについて。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 私が聞いておりますのには、飯高委員がおっしゃるようなことはボ

ランティアさんからは聞いておりませんが、ただその袋をつくるのに、ボランティアさんだけでその袋の生地を集めるのは大変なんで、私の方にも相談がありまして、そういう形で何か提供してもらえないかということの相談はございました。それは職員もかなりおりますので、そういう形でもし必要なときがありましたらいつでも声をかけていただいたら、職員の方にそういう提供のものを要請をさせていただきますのでということでは、お話は、保健センターの窓口でその話を聞いておりましたので、私は保健センターの職員からそれを聞いて、そういう対応でもらったらいいのと違うかということ、お答えはさせていただきました。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 それと、火葬場のやつ、今、シャフト云々と言われたけども、修理した後、その音がちゃんと消えるのかどうかというのが、どうですか。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 今言いました関係につきましては、16年度予算計上ということでございますので、その修繕結果を見まして対応したいと思います。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 現実的にどういった内容のものか、うちの方でも調査をする中で、オイル等足らなければそういったものを補給するといった形で、できるだけ静かなような対応をしてまいりたいと、このように思います。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 濟いません。115ページなんですけど、合併浄化槽の設置事業補助金ですか、下水道工事は今後進みまして、併用になりまして、その併用される所以外にこの補助金を出されると思うんですけども、この今920万ですか、これは何台分ぐらいの補助金を予定されているのかと、それと見てきましたら、今までの利用状況をちょっとお知らせ願いたいんですが。

○里川委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 この115ページの合併の問題につきましては、下水道関係の認可区域外ということでございまして、本年度につきましては、5人槽が7基、それと7人槽が13基を予定しております。この関係につきましては、し尿処理と生活排水を合わせて処理する合併処理浄化槽を設置することにより、公共水域の水質汚濁を防止するというものでございまして、それで15年度につきましては5人槽が7基、7人槽が13



基、14年度につきましては5人槽が8基、7人槽が12基でございます。

以上です。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 今のそれで、ありがとうございます、結構です。

それと、もう1点だけ、これは予算の概要の方なんですけれども、43ページのところに健康手帳の作成というのがあるんですけれども、15年度予算ついてなくて、来年度に34万ですか、ついてる。これ従来の健康手帳との違いあるのかどうか、ちょっとその辺、聞かせていただけないでしょうか。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 健康手帳の中身につきましてはほとんど変わりませんが、ちょっと年数がたってきますと、県の方からも指導の中で訂正箇所も出てくることもございますけれども、基本的には内容は同じということでご理解いただければ結構かと思います。

○里川委員長 ほかにありませんか。

大変申しわけありませんが、1点だけちょっと私、16年度に向けまして、取り組みについてお尋ねをしたい点があります。それは乳幼児の検診についてなんですけれども、今、子育て支援であるとか、次世代育成推進するとか、町の方では非常に少子化対策などに向けてもご努力をいただいているところなんですけれども、この乳幼児の検診につきましては、今、特に幼児の方ですね、1歳半で検診を行った後、次、3歳半までこれ2年ほどあくんですよね。いろいろ、その2年あくこの時期が、非常に子どもさんの成長にとって早くいろんなことを見つける大事な時期じゃないかなということを、私は強く常々感じておるんです。このところで何らかの形で、1歳半でちょっと心配があるとか、お母さんもいろいろ悩みを持っておられるという方につきましては、全部が全部でなくてもいいんですけれども、1歳半から3歳半まで飛ぶのではなくて、ここでいろんな発達遅滞を見つけるとか、今、LDやADHDとかいろんな問題も言われている中で、何とかこのこの間に、もう少し町の方でも検診の努力ができないものかというのをずっと思っていたんですけれども、現場などではこういうことについてどんなふうなお考えをお持ちなのか、16年度からも非常に子育て支援とか頑張ってくださいと予定になっていると思うので、療育教室なんかの問題とも絡めまして、非常に重要な問題であると。早く見つけるということ。先ほどから虐待の問題も出ておりましたけれども、早く察知する、このことは斑鳩町にとっても非常に、斑鳩町の子どもさんを育てていく

上で大事なことではないかなというふうに思ってるんですが、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 町の方の保健センターで実施しております検診は1歳半と3歳半ですか、2年間の空白があるということでご心配いただいておりますのもよくわかります。その中で、今も委員長おっしゃっていただきましたように、乳児の虐待とかいうことの早期発見と言いますか、そういったことにもかかわりがあるわけがございますけれども、まず新生児につきましては全乳児の訪問をさせていただいております。その中で、お母さん方の子育て不安とか、子どもの体調とかのご相談もあろうかと思ひますし、また保健センターではずっと相談事業も展開しておりますので、何かご心配があればまた相談もしていただけたらなというふうには思っております。対応はできるというふうに思ひますが、立場変わってお母さんの気持ちになれば、その2年間というものが不安やということもわかりますけれども、今の保健センターの事情としては、こういった年齢層の展開をしていきたいというふうには考えております。もしご心配な点もございましたら、保健センターの方へご相談いただくなり、専門の医療機関の方にもしていただくなり、またそういうことで保健センターもその医療機関とも連携とりながら、指導に当たってこういう体制をとっておりますので、そういったことも踏まえてやっていただければなと思ひます。

そして子育て教室ということ、先ほども相談もありますが、子育て教室ということで、1歳6カ月から3歳11カ月児についても保健センターの方でそういった教室もさせていただく中で、そういった早期発見等につながっていくような事業の展開をさせていただいておりますので、どんなことでも、些細なことでも結構ですから、保健センターの方にご相談いただきたいというふうには思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○里川委員長 相談をすればいろいろ相談に乗っていただけるというのはよくわかるんですけども、非常に虐待とかそういう問題につきましては、なかなか自分から相談、親がしてくれはる状況にない場合もあります。自分の子供がこれおかしいのと違うかなと思ひても、それを人に自分から言うのがなかなか嫌な、できないというお母さんもいらっしゃると思ひますね。ですから、1歳半の検診で要観察となった場合、そのときの

後の対応というんですか、こういったところについて、やはりこれからはさらに力入れて、その3歳半までの間の状況把握というのか、大変だろうとは思いますが、でも看護師さんもいていただきますし、保健師さんもいていただきますので、できるだけそういったところで、プロの目を見た中で子育て支援を、本当の意味での子育て支援を力を出してやっていただけたらありがたいというふうに思いますので、今後もよろしく願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第5款農林水産業費についての審査に入ります。説明を求めます。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費につきまして説明申し上げます。

まず、農林水産業費全体の予算額でございますが、1億5,916万3,000円、これは対前年度125万6,000円、0.8%の減となっております。予算書の116ページをお開き願います。

まず第1項農業費、第1目農業委員会費でございますが、本年度予算額は827万5,000円、対前年度57万7,000円、6.5%の減となっております。主として農業委員会の事務的経費でございます。これは農地転用等の審議を初め各種の研修活動を通じまして農業諸施策の推進に努めていただいているところでございます。

次に117ページ、第2目農業総務費でございますが、本年度予算額は3,009万2,000円、対前年度325万1,000円、9.8%の減でございます。主として職員にかかる人件費でございます。

続きまして118ページをお願いします。

第3目農業振興費でございますが、本年度予算額が695万8,000円、対前年度20万6,000円、2.9%の減となっております。主に農業振興会など各種の農業関係団体等への補助金または負担金でございますが、恒例行事として住民の方々に多数ご参加いただき好評を得ております「産業フェスティバル」につきましても、本事業の開催目的に掲げております、「地域住民の方々に町内の商工業、農業、観光を認識していただく機会づくり」といたしまして、各産業にかかわる方々と地域住民との交流の場を

提供しているところであり、引き続き事業実施主体であります実行委員会に対しまして助成してまいります。また、「花と緑にあふれた潤いのある地域づくり」に向け、住民、行政、企業等が一体となった花と緑のネットワークづくりを推進するため、その核となっていたく斑鳩ガーデンクラブに対し補助してまいります。

続きまして119ページでございます。第4目土地改良事業費でございますが、本年度予算額1億333万円、対前年度498万6,000円、5.1%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、土地改良施設維持管理適正化事業を活用した守谷池の整備工事、天満池の県営事業による改修工事への費用負担の増によるものでございます。

その他事業の内訳といたしましては、本年度も昨年に引き続き高安地区での水路整備を県の補助を受け整備することといたしております。また、町単独事業として農道整備が3件、水路改修が4件の整備をすることとしております。さらに町単独補助事業といたしまして、6地区から出させていただいております要望を積極的に取り入れ、基盤整備に努めることとしております。

続きまして120ページをお願いします。

第5目生産調整推進対策費でございますが、本年度予算額692万1,000円、対前年度162万円、19.0%の減となっております。平成12年度に水田農業経営確立対策が実施され、本対策を基本に生産農家、JA、行政が一体となって本町の生産調整の推進に取り組んできたところでありますが、従来は生産調整すべき面積を配分されてきましたが、米施策の大綱として本年度からは需要に見合った生産量とその生産に必要な面積を配分する方式に転換し、「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年までに実現することを目標に、農業者やJAなど農業団体が主役となった需要調整を実現する姿を構築することとなり、引き続き生産調整の着実かつ円滑な推進の必要がありますことから、生産調整実施農家等への助成金及び現地確認等の所要額を計上しております。

続きまして121ページ、第6目米国流通消費改善対策費でございますが、本年度予算額が8万円、対前年度4万円、33.3%の減となっております。米の割り当て、集荷業務等の事務費等でございます。

次に、第7目有害鳥獣駆除対策費でございますが、本年度は前年度と同額30万円の予算となっております。農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣の駆除を猟友会に依頼する経費でございます。

次に、第8目地域農政推進対策事業費でございますが、本年度予算額は139万3,000円、対前年度21万6,000円、13.4%の減となっております。地域農政の活性化、農地の活動化の促進に伴う事務費及び各地の地域農政推進事例について、地域農政推進員である農家組合長等に見識を高めていただくための研修会の実施に要する経費を計上しております。

続きまして122ページをお願いします。

第9目遊休農地解消活用モデル事業費でございますが、今年度は15万円の予算を計上しております。地域営農組織育成事業として、稲葉車瀬地区での集落営農地域支援の取り組みを行うもので、県の助成を受け、稲葉車瀬農家組合が事業主体となって新たに実施するものであります。

次は123ページ、第2項林業費でございます。第1目林業振興費でございますが、本年度予算額166万4,000円、対前年度48万2,000円、22.5%の減となっております。松林を守るための松くい虫防除対策として、引き続き唐松の伐倒駆除を実施し、景観の保全、土砂崩れ等の災害を防止することといたしております。

以上が第5款農林水産業費予算案の概要でございます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○里川委員長 第5款農林水産業費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしていきたいと思っております。予算に関する説明書の116ページから123ページまでです。吉川委員。

○吉川委員 1点目は、農業委員会費の中で報償費、標準小作料協議会委員謝金とありますが、これ何月ごろから審議されるのか。特に小作料と税の関係ですね。農業振興地域とか、農用地はいいわけなんですけど、調整区域は。市街化区域の農地の税金がうんと上がっています。これまた収入のところで質問したいんですけども、ことしの予算見ても、全国的に減っていったのに、斑鳩町は上がっているような状態。これもある程度理解は私もしておるわけなんですけれども、平成6年の関係もありますので。一番今困っておられるのは、税金を払うよりも小作料払うのがずっと少ない。小作料もらうのがね。そこでトラブルが起きているという状況の中で、町の方で何とかこの小作地、また農業を真剣にやっておられる方に対しては、だれが考えても熱心でというところについては、何か考えてあげないと、こんなん農業やっていけません、はっきりいって。一反に6万も7万も小作料払って、それで米とっても、これはもう計算してもらったら

すぐわかると思うんですが。何かいい方法ないか、検討してもらえないもんかどうか、お聞かせ願いたい。まず1点。

それから2点目なんですけれども、このことについてはここで申し上げたらいいのか、下水道の関係で申し上げたらいいのか、あれなんです、ため池の整備が入っておりますので、前からお願いしてます平成17年度から有り難いことに下水道の一部供用開始になります。そうするとやはり、竜田川また富雄川から水を入れてる農家については、これは水不足は目に見えてます。そこで、このため池の整備を考えてもらって、ここへ資料を出してもらって見ますと、斑鳩町にもたくさん池がございます。現在、大和川流域総合治水対策事業として広くして、これは洪水の関係だと思うんですけども、やっていただいています。私も現場へ行って、前に議論したことがあるんですけども、東の小学校で。ある程度の雨が降る間は一応小さくというのか、この排水路を小さくして出している。ある程度たまったら、今度は雨がやんでからまた出すということでやっていただいている。これも確かに必要なことだとは思いますが、この今出してもらった資料を見て、特に池がたくさんございますので、何とかこれを利用していただいて、竜田川からポンプアップでかえるとか、また富雄川からかえるとか、大和川からかえるとか、何かいい方法を今から考えてもらわないと、17年4月から一部供用開始になるわけです。特にルネッサンス21の関係でも、これはもう一応終わってますけれども、まだⅡということで残ってる。やはり斑鳩町も早いこと何とか下水道を完備したいですし、やっぱりやっていかなくてはいけないと思う。その関係から、このため池の整備について、そういう何かいい方法が考えられないのかということ。あわせて下水道完備になったときの水対策、特に用水対策について考えをお聞かせ願いたい。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 質問いただいております1点目からお答えしたいと思います。資料として出させていただいております農業用かんがい溜池一覧表という分でお出しさせていただいているわけですが、ちょっとミスがありまして、いわゆる番号の部分で言いますと34番、東町池というのがございます。そして35番、同じく平田池というのがございまして、所有者の欄でございまして、喜多賢太郎とどちらも書かせていただいておりますけれども、土地台帳の方を確認いたしましたところ、共有地となっておりますので、申しわけないんですけども、所有者共有地ということで、34、35の東町池、平田池の分を訂正の方、お願いしたいと思います。

下水道、供用開始を目途とした中での農業用水確保ということで、吉川委員からは特に、ほかの委員さんからも心配いただいているわけですが、昨年の委員会の中でもお答えさせていただいております、他の吉野川分水の話もあったわけですが、そんなのは難しいということになっております、その辺で答弁させていただいております。そうすれば、どうするんかということでございますけども、町といたしましては、農業用水確保ということで、いわゆる土地改良区、水利組合いろいろあるわけですが、従来からいろいろと地元が対応されておまして、農業用水の取り巻く状況がいろいろ、改良区、水利組合の中でいろいろと条件と言いますのか、状況が変わってまわっているということで考えておまして、今後、いわゆる水利組合なり改良区の方から相談を受けた中で、国なり県なり、町の助成ということになるかどうかわかりませんが、その事業の内容について相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

そしてもう1点の標準小作料の関係でございます。3年に1度の見直しということでございまして、16年に見直しの時期に当たるということで計上させていただいております中で、いつからかかるのかということですが、16年度入った中で着手して、でき得れば16年に一定の方向を出させていただいて、年度内に整理をしたいという考え方をさせていただいております。

その中で、固定資産税、税とそして標準小作料との関係でおっしゃっていただいております中ですが、要はこの標準小作料の算定の中では、農業生産のための各種費用等を算定して、そして小作料を決めるという形になっている中で、固定資産税については考慮しないと言いますのか、そういう状況になっておりますので、標準小作料を算定する中では、税の分はご意見いただいておりますが、含んでの算定にはでき得ないというふうに考えております。

以上です。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 課長の答弁、標準小作料、よくわかるんですけども、町として何とか考え方がないのか、町長か助役さんでちょっとお答え願いたい。

それと、池の関係なんですけど、言うてきはったら相談に乗ると。言うたら受けとり方が間違ってるかもわかりませんが、間違ったら言うてほしいんですが、やはり町の方で、やっぱり一番大事なことだと思うんですよ、これ。これから百姓していく中で。

やっぱりいい水をできるだけ農用地、農業をたくさんやっておられるところには流すように、町の方でやっぱり抜本的な考え方を示して、そして今先ほどおっしゃったように、耕地協会とかいうことで相談を持ちかけるというのが私は町の考え方ではないかと、やり方ではないかと思しますので、その点、待ってるのやなしに、町の方からこういうやり方もある、また皆さんも勉強してほしいとか、お互いに議論し合って、いい方法を私は今から見つけてもらわないと、こんなじきにこれは来ますよ。それからやったら大変ですよ、これ。加入してもらうのにも、私は影響が出てくるのではないかと心配しますので、ぜひともその点で考えてもらいたい。済いませんけど、もう一度答弁いただきたい。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 小作料の関係でございますが、当然、吉川委員のご指摘も我々はよく言われるところでございます。しかし、この小作料というのは、小作人と地主とが協議して契約するというものであって、借地等、一般的に借地等との契約とは若干違う。あくまでも小作人は農業をするということからの契約であろうと、このように思います。町がそこへ助成するか、何かの方法を考えるべきだということでは、というご指摘でございますけれども、非常にその点については民事関係の中に入ることになりますから、難しいのではないかと、このように考えておるところでございます。

池等の加入の問題ですね。これも非常に難しい。下水道が普及することによって、やはり現状の農業用排水に水が行き渡らないという状況が、将来起こるのではないかとというふうに考えます。そういったことについては、やはり下水道に伴う原因等でございますから、そういうものについては流域間も十分この利水について話していると。いろいろな方法を検討しながら、将来農業をやっている方に利水で迷惑かけないという形で進むべきものであろうと、このように思います。ただ、今、農業者はそれぞれの水利組合でその利水に取り組んでおられるわけございまして、ある地域ではため池を持っておられるし、ある地域では河川から取水をされているということでございます。そういう慣行によって処理されておりますから、そこらを加入することについては、非常に難しいことではないかと。それよりも流域間と話しながら、どうしたらいいかというようなことをやっぱり話をしていって、その解決を将来図っていくべきものであろうと、このように考えます。

○里川委員長 吉川委員。



○瑤川委員 助役さん言われるように、確かに難しい問題だと思うんです。そんなん言うてたらどの問題も皆難しい。それをやっぱり1つずつかみくみで解決していくのが、私は行政だと思うんですよ。それは辛抱してもらわないといけない部分もあります。そんなええこと言うてたら、門前でもいいことは言うてはる。30億出したらやらはる。テレビ見ててびっくりした。勝手なこと言うなと思って。ある県会議員は。言うてはることはわかります。今後こんなことしたらないようにせえ。みんなそれで苦労してるんや。本人、言うねやったら行ったらいい、1回。本人そんなもんひとつも行かんといて、そんなことばかり言うてるわけや。しかし今の問題はまた町の問題やから、県の協力ももらわないかんけど、やっぱり町が何とか考えて、それから皆さんと協議するようにせんと、協議、苦情出てからやるわでは、私は遅いと思うんですよ。そんなために私らは出てるんや。やっぱりいろいろ皆さん、各地区でいろいろなことを聞いてきはるわけや。また見てきはるわけや。悪いところはやっぱり直してほしいということで提案もあるわけや。それは言うたら議員は言うたこと全部100%できるか言うたら、そんなんできへん。町長、だれが町長してもろたんでっせ。言わはったら皆できるのやったらやあって、それほどええことあらへんがな。私らも直に思うんや。共産党、委員長を置いていかんけど、共産党の言うてはること、私、してくれはるんやったら、何ぼでも共産党ずっと応援するがな。できへんねんもん。その中でやっていかんなんねや。しかし、努力はしてもらわんと。努力しやんといて、いや難しいねんでは困ると思うんです。やっぱりもう少し、先ほど町長あない言うくれはったんで、私はやっぱりみんながその気になってこれはやってもらわんならん。仮に三役がどない、失礼な言葉になるかわからんけど、もがいても、やっぱりみんながそれに協力せんとできへんねん。そうしやな。こっちでああ言うてできへんし、引っぱって、縄つけて引っぱってもいけへんし、そんなことはようわかってます。だから、もっと真剣に私はみんなが努力してほしいと思いますので、この2点についても今後大いに検討をしていただくようお願いしておきます。終わります。

○里川委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

済いません。1点だけ鳥インフルエンザについてなんですけれども、2月24日の厚生委員会で、私、ちょっと人間のインフルエンザに絡みましてちょっと発言をさせていただいた経過があるんですが、そのとき、学校の方では飼うてはる鳥についてちょっと検査をしていると、けれども斑鳩町には養鶏場もあるんですけれども、それらの対応に

つについてはちょっと町の方も把握していないというような件があったんですが、先日、京都府で大量に鳥インフルエンザの関係で、鳥が亡くなったりしたときに、あの業者、今後の動向ありますけど、あそこの業者から愛知県の方の業者に鳥が流通していると、そのことはわかったわけなんですけど、その愛知県豊橋市の鳥加工業者から奈良県にある業者の方へ一部羽毛などが渡ってきているというような情報が、そういった関連業者の中から話がちょっと聞こえてきているという状況もありまして、ちょっと私も心配しているところなんですけど、それで奈良県の方が町は独自でどうこういうことなかなかできないと思うんですけど、やっぱり奈良県の方がもうお隣の京都府まで来ていますので、どうなのかなど。農林部長、農林部局ですか、農林関係の部局の方で何らかの手を打つというのか、奈良県の方では対策なども、もうかかっていたりしているのか、そういった情報が出てきた中での調査なんかは進めておられるのかということが、私の方もちょっと気になっているところなんです。ですから、その点について、担当の方ではぜひ今後とも県に対してもいろいろきちっと要望していただく、そしてまた町内の養鶏業者、こういったところ、お困りになっていないかというようなこととか、本当にいつ飛んでくるかわからない、いつ降りかかってくるかわからないということで、ご心配なさっているような業者さんの状況がおありですので、ぜひ担当の方もご努力をいただきたいというふうに思うんですが、これについて少しご答弁お願いします。

田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 鳥インフルエンザについてでございますけども、先ほど委員長おっしゃっていただいたように、2月24日に助役の方から、調査をするようにということで指導を受けておりまして、当然、県畜産課、家畜保健所等に照会をしてくれているわけですが、今、資料としてお配りさせていただいております高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルという分を手に入れて、役場内の各関係の方に、各部に配布させていただいているところでございます。私の方で調査させていただいた中では、1月13日なり3月1日にも県の方に照会する中では、斑鳩町の中ではそういう状況にはないということでの確認はさせていただいております、そしてこの資料を求められました先週の金曜日ですか、5日の日にも再度確認をさせていただいている中では、異常の発生した状況にはないということでございます。

今後の状況という中でですけども、新聞記事なんかで僕自身も見ております中では、いろいろと毎日違うニュースが発生しているわけですけども、最近の分といたしまして

は、鶏肉、肉の方ですね、鶏の肉の方についての記事もありました。それはウィルスを持っておるものであっても、加熱処理すれば完全に死滅するというような新聞記事、これは大阪府立公衆衛生研究所の研究員の方の記事が載っておりました。卵についても、そういう状況で、新聞紙上の中では、熱を加えたら大丈夫であろうという形がありますが、今おっしゃっていただいております関係につきまして、県と十分に情報の提示を求めながら、またそういうことの部分も申し上げながら、情報の把握に努めて対応を図っていきたいというように考えております。

○里川委員長 香川県でも羽毛からインフルエンザが確認をされたというような状況もございますので、今後もこのことにつきましては、やはり斑鳩町内にもそういった鳥を飼っておられる方や養鶏場もあるということで、担当課としてもご認識をいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

この第5款について、ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それではないようですので、第5款農林水産業費について、質疑を終結いたします。休憩いたします。

(午後4時51分 休憩)

(午後4時52分 再開)

○里川委員長 再開いたします。

第5款農林水産業費が終わりましたところで、本日の審査を終了いたします。あすも引き続き予算審査特別委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会とします。どうもありがとうございました。

(午後4時53分 散会)

